

政経研究

第四十八卷 第四号 2012年3月

論 說

J・ハリントンの平等な共和国（ないし自由国家）の一考察……………倉島 隆

民主化の失敗と成功……………岩崎 正洋

朝鮮半島における南北統合に関する研究……………孔 義植

——政治統合を中心に——

草原の国境紛争……………秦 郁彦

——第一次ノモンハン事件——

研究ノート

憲法上の特徴と経済成長に関する研究ノート……………坂井 吉良

雑 報

政経研究 第四十八卷 索引

政経研究 第四十八巻第二号 目次

論 説

鳥取県の平成の大合併の経過とその後

——鳥取県の広域行政の実体をモデルとして——

… 山田 光 矢

一九九〇年代アメリカの貿易政策と
合衆国輸出入銀行 (Eximbank) の役割

… 山城 秀 市

研究ノート

ドイツ同族大企業の公益財団と統治機構

——ボッシュユ公益財団とクルップ公益財団——

… 吉 森 賢

論 説

都道府県別の tax wedge と所得格差 ……

坂 本 直 吉 良
坂 井 直 吉 良
樹 良

政経研究 第四十八巻第三号 目次

論 説

北海道における平成の大合併と地方分権改革… 山田 光 矢

研究ノート

ロバート・ケイガンの理解する世界秩序の現実とあるべき姿… 小林 宏 晨

論 説

憲法の制度的枠組みが生産性に与える効果に関する研究…

岩 井 井 奉 吉 良
岩 井 井 奉 吉 良
信 良

J・ハリントンの平等な共和国（ないし自由国家）の一考察

倉 島 隆

☆目次

- 第一節 序 論
- 第二節 イギリスの共和主義思想の理論的特徴
- 第三節 ハリントンの共和国論の理論的背景
- 第四節 ハリントンの「平等な共和国（ないし自由国家）」概念の検討
 - [1] ハリントンの共和国原理としての「平等な共和国（ないし自由国家）」
 - [2] ハリントンの「平等な共和国（ないし自由国家）」とクロムウエル
 - [3] ハリントンの共和国論におけるその平等と不平等
 - [4] ハリントンの平等と政体の古典的三位一体論
 - [5] ハリントンの共和国の平等機能
 - [6] ハリントンの平等な共和国の再論（その『平等な共和国の方法と手段』を中心に）
- 第五節 結 論

第一節 序論

本稿の主題は、一七世紀イギリス革命期の主要な共和主義思想に関わる。それは、政治思想史における主要な共和主義の古典とされる『オシアナ共和国』の著者であるジェームズ・ハリントン(一六一一―七七)の中心概念の「平等な共和国」ないし「自由国家(民による統治国家)」⁽¹⁾にある。この分野の有力な研究者のうちの一人であるブレア・ウォーデンは、イギリスの共和主義において「最も浸透しかつ影響力をもったものは、J・ハリントンである」⁽²⁾とその政治思想史において彼を位置づけた。これは、われわれがその主題として取り上げようとするこの共和主義思想家に関する冷静な表現でもある。われわれは、最近の日本においてこの思想家に関する主導的研究者であるJ・ポーコックによる『マキャヴェリアン・モーメント』⁽³⁾の邦訳の刊行によって、ハリントンもその主要な論者ということが従来以上にわが国で浸透することと関連する。従ってわれわれは、ポーコックと異なる客観的視点から別な論者の表現を必要とするため、ウォーデンの表現を再度使った次第である。

われわれは、まずハリントンを論じる前に、新ハリントン主義者にして第二次的思想家でもあるヘンリー・ネヴィルについて論及してきた⁽⁴⁾。即ち、彼は、ハリントンの共和主義原理の特徴を全てでないとして、多くをその王位継承排斥法案危機期において再度形を変えて主張し、後の世代にその影響を及ぼしてきた。われわれは、こうした方向でイギリスの共和主義を検討してきた。とはいえこれは、この共和主義思想家についてある意味でその周辺の側面からアプローチしてきたともいえる。ゆえにわれわれは、ようやくその中心的論点であるハリントンの共和主義と取り組む段階にきていることとなる。ハリントンは、周知の如くこの分野の数多くの研究者の主題とされてきた。換言すれ

ば、ハリントンは、既に長く主要な共和主義思想家として認められ、かつ幅広くその研究がなされてきている。従って本稿は、それらの先行研究⁽⁵⁾を視野に入れつつ、広範な文脈から彼の主要概念である平等な共和国（ないし自由国家「民による統治国家」）概念と取り組む必要が出てきている。

本稿は、最初にハリントンとネヴィルらを包摂するより広範なイギリスにおける共和主義的理論の特徴について概観する。次に、われわれは、彼の共和国の憲法論における直接的な理論的背景（特に、レヴェラーズ及び『国民協約』[The Agreement of the People]との関連で)についても論及することとなる。⁽⁶⁾ こうした背景を前提としてわれわれは、ハリントンの「平等な共和国（ないし自由国家）」概念を検討し、彼の中心思想の鍵のうちの一つを検証することとする。

- (1) J.Pocock, ed., *The Political Works of J.Harrington*, 1977, p.810.
- (2) B.Worden, 'English Republicanism', J.Burns et al., eds., *The Cambridge History of Political Thought, 1450-1700*, 1991, p.444; 拙著『ネヴィルの共和主義的政体思想研究』（二和書籍、二〇一一年）二九二頁。
- (3) J.G.A. Pocock, *The Machiavellian Moment*, 1975 [田中秀夫ほか訳、名古屋大学出版会、二〇〇八年], etc.
- (4) 拙著、前掲などを参照されたい。
- (5) 例えば、J.Pocock, ed., *The Political Works of J.Harrington*, 1977; J.Cotton, *J.Harrington's Political Thought and Its Context*, 1991; R.Smith, *Harrington and His Oceana*, 1911; M.Downs, *J.Harrington*, 1977; C.Blitzer, ed., *The Political Writings of J.Harrington*, 1955; C.Blitzer, *An Immortal Commonwealth*, 1960; S.B.Lijgeren, ed., *Harrington's Oceana*, 1924; W.C.Dickinson, ed., *J.Harrington's Republic*, 1983; A.Fukuda, *Sovereignty of the Sword*, 1996; J.Toland, ed., *The Oceana of J.Harrington Esq. and His Works*, 1737, etc.

わが国のハリントン研究も着実に進展しつつある。例えば、ハリントン著『オシアナ』（田中浩抄訳、「世界大思想全集」河出書房、一九六二年）、田中浩「ホップズとハリントン」（水田洋編『イギリス革命』お茶の水書房、一九五八年、所収）、白鳥令『政治理論の形成』（東海大学出版会、一九六五年）、竹澤祐丈「平等なコモンウェルスとしてのオシアナ共和国」（田中秀夫ほか編『共和主義の思想空間』名古屋大学出版会、二〇〇六年、所収）、などがそれである。とはいえ竹澤論文について、われわれのテーマと重なるのは、そのハリントンの政治原理として避け得ぬ概念を扱うからである。しかしわれわれは、主として王位継承排斥法案危機の共和主義との関連で論じる故、かつ政治機構論的視角から論じるため、その違いを示すこととなる。

（6）最近、日本において共和主義思想としてのレヴェラーズ「社会契約論で」を論じる研究も出ている。例えば、

大澤麦「共和制イングランドの成立とレヴェラーズの『人民協約』（『法学会雑誌』第五二巻一号、二〇一一年、所収）など。

第二節 イギリスの共和主義思想の理論的特徴

ハリントンは、後の王位継承排斥法案危機期における共和主義思想家であるネヴィルやA・シドニーと異なり、自然法やコモンロー語彙を使わず自らの理論を構成してきた。われわれは、特にネヴィルが新ハリントン主義者と称せられる故、その相違も示している。¹⁾従ってわれわれは、この理論的特徴事項を概観しているJ・スコットの議論を通じて、この思想的性質を確認することとする。

彼は、その清教徒革命ないし内戦と空位期を失敗と示す。スコットは、それと対照的な共和主義イデオロギーを革新的にして輝かしい成功と位置づける。われわれが焦点をあてるハリントンについて、当然ながら共和主義論の頂点にあるとみなす。そのイギリスの共和主義思想について彼は、二つの局面としてその研究傾向を捉えている。即ち、

一方には、彼がその第一人者であるとする古くからの「ハリントン研究」がある。他方には、戦後のポーコックによるものであり、イギリス共和主義について広範な欧米にわたるその影響力の視野から理論を樹立しようと努める。

スコットによれば、ポーコックは、ハリントンを「古典的共和主義者であり、イギリスの首位的な市民的人文主義者にしてマキャヴェリ主義者」と位置づけたという。

スコットは、こうして論点を確認しつつ、次のようにウォーデンの三段階からなるイギリス共和主義類型論に沿いつつ、より詳細な五段階説を披露する。即ち、彼は「共和主義的経験」という語彙を使って、一六四九年から一六八三年にわたる時代にそれが及んでいるという。この五段階説について、その第一段階（一六四九—一六五三）は、この理論よりもわずかに先立って共和制の事実がきたという。その第二段階（一六五六）において、この護国卿制に反対し、かつ一六五六年に集中された、共和主義がその規模を拡大した。これは、ハリントンからH・ヴェインへとかなりな思想的範囲に及んだという。その政治的敵対と思想的な多様性の結合は、特徴的な状態のままであったという。第三段階（一六五九）は、共和主義者達がその失敗を凝視したごとく、一六五九年にその共和主義において明らかであり、かつそれを示したという。これは復古された君主制によって阻まれるが、一六六五年から一六六六年まで欧州大陸の亡命（シドニー）によって存在した（「第四段階」）。従ってスコットは、イギリスの共和主義活動（実際上も思想上も）の最終段階（一六八〇年から八三年までロンドンに）においてそれを示す。その第二段階から第三段階に、共和主義指導者としてのH・ヴェインがいた。スコットによる最後の第五段階（一六八〇—一六八三）に、ヴェインの親友にして被保護者であるシドニーがいた。この段階に加えるのは国策評議会のもう一人の成員であり、彼の又従兄であるネヴィルであったことを確認する。スコットによれば、こうした主要な共和主義者達の間において保護・被保護の関係が成り

立つと説く。即ち、ヴェインを保護者としその保護を受ける者は、シドニーとスタップ (H. Stubbe) であり、シドニーを保護者とする被保護者としてのビーズル (S. Bethel) との関係であり、ハリントンを被保護者としネヴィルをパトロンとする関係であると締め括る。⁽²⁾

スコットは、イギリス共和主義が「言語であつてプログラムでない」というポーコックの言葉を借用しつつ、本論に入る。

「実のところ、それは四つの言語であつたし、通常それらの組み合わせであつた。全ては、論理的に十分に引いたし、共和制がもつ一六四九年以前の思想的遺産への多かれ少なかれ適応的傾向をもつた。自然法理論は、内戦の独立派（及びレヴェラーズをはじめとするその他の政治的支流）の言語であつた。利益理論は、一六四八年までに新型軍の政治言語となつていた。古典的共和主義は、初期スチュアート・ルネサンス文化のかなりな再編成を含んだ。共和主義も同時期に古来の立憲制の歴史的適応を用いた。ミルトンは、古典言語と自然法論に沿つてこれを使った。ニーダムは、古典的言語と利益理論を使った。ヴェインは、利益言語と自然法言語を使った。シドニーは、これらの四つをすべて使った。彼は、『宮廷の格言』（一六六五―六）でオランダの共和主義者達と関係づけるために利益理論を使い、R・フィルマー卿（初期スチュアートにおける）の『家父長論』における古典的共和主義論・自然法論・古来の立憲制論への攻撃に答えるためにそれらを使った。これらの言語の全ては重要であつた。しかし「われわれがハリントンの『オシアナ』の文脈に焦点をあてねばならないのは、古典的共和主義である」⁽³⁾と説かれる。

周知の如く、J・スコットは、A・シドニー研究において高く評価されている研究者である。⁽⁴⁾ 彼は、シドニーについてその誕生期からその処刑時までの時代背景から、この共和主義思想家について第一次資料を駆使しつつ論じる者

である。⁽⁵⁾ その彼は、清教徒革命以前からの政治理論を四つに集約する。第一の理論は、自然法論が浸透するものであったという。次が利益理論であり、クロムウェルの新型軍が採用した言語であると説く。第三は、古典的共和主義であり、最後が古来の立憲主義であったという。特にシドニーは、その四つの全て言語を駆使したと強調する。しかしながら、ハリントンは、古典的共和主義論を使ったが、必ずしもそれを従来通り使うものではないというものである。

更にスコットは、ハリントン以前の論者が、既に彼のイギリスの共和主義特徴を示していたと主張する。それは二つからなる。第一に、それは、武力の強調であり、政治的自由と軍事力の同一化である。これは、ミルトンによるヴィウスへの依拠であり、ニードムによるマキャヴェッリへの依拠であり、その共和制の大いなる軍事的業績の強調であると説く。もう一つは、共和制の存続期間が栄光的であるが、混乱しかつ短命の可能性も含むというものである。⁽⁶⁾

- (1) J.Pocock, ed., *J.Harrington: The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, 1992, p.xiii; 及び拙著前掲、二二六頁などを参照されたい。
- (2) J.Scott, 'The Rapture of Motion', N.Phillipson et al., eds., *Political Discourse in Early Modern England*, 1993, pp.139-142.
- (3) J.Scott, *op. cit.*, pp.142-6.
- (4) 例えば、B・ウォーデンは、彼が従来のシドニー像を変えたと評価する。B.Worden, *Roundhead Reputations*, 2001.
- (5) J.Scott, *A. Sidney and the English Republic, 1623-1677*, 1988; -, *A. Sidney and the Restoration Crisis, 1677-83*, 1991.
- (6) J.Scott, *The Rapture of Motion*, p.145.

第三節 ハリントンの共和国論の理論的背景

われわれは、前節でイギリスの共和主義者達の政治理論枠組みについて、ハリントンのそれを中心に他の共和主義者達も概観してきた。更に本節は、ハリントンにおける重要な論点が内戦期のレヴェラーズらと共通することに注目する。両者に共通する思想は、国家的な世俗的権威の源泉を民の合意に基礎づけるものなどであり、それはある意味でウィッグ的系譜とつながるものである。レヴェラーズの主要な要求は、基本法の保障・選挙権改革・宗教的寛容・及び広範な社会経済的苦情の改善であったと言われる。われわれは、主にそれらを包括的な事項として論及することとなる。つまりレヴェラーズのそれらは、必ずしも個別に独立的なものではなく、むしろ市民的自由と権利などの主張として相互に関連するものと解釈すべきものでもある。とはいえわれわれは、あくまでそれがハリントンの平等な共和国における憲法の背景として論じることとなる故、ここでは紙幅の制約上その詳細について省略せざるを得ない⁽¹⁾。

その基本法について、ハリントンは、古典的共和主義理論を主に使って、破綻した、絶対君主制に代えて自らのイギリスの市民を主体とする共和主義憲法を構築しようと試みた⁽²⁾。この視点は、当然ながらレヴェラーズと共通な視角である。この後者に対してハリントンは、その具体的シナリオにおける実効性の欠如を見抜き、それよりも具体的にして実現可能な基本的枠組みを提示することを意図するものである。彼の憲法が一見してきわめて詳細にわたるものであるのは、明らかにその『国民協約』を意識しかつ自らの憲法をより具体的にしようとしている側面を垣間見ることができ⁽³⁾。従ってわれわれは、ハリントンがレヴェラーズによって提示される『国民協約』⁽⁴⁾を主にたたき台として問題を設定している性質をもつものとして、こうした視点から論を進めることとする。

ハリントンと同様にレヴェラーズの立場も、この憲法を軸にその国家の基礎を形成しようとする。それは、G・バージエスによって次のように示されている。

「憲法的形態は『国民協約』全体に特徴的であった。それは、制度的に精緻化されなかった。そこには政府がそれらに置かれた制限を尊重することを確かにする少しの機構も与えられなかった。それは、暴力的抵抗にこれらを変え
るのか、或いは彼ら自体の自制が効果的であるのか、のいずれかを想定しなければならなかった。レヴェラーズのア
プローチの欠点は、ある実際的重要性をもった。政治的正統性の基礎としての同意へのレヴェラーズの大いなる依拠
は、これらをきわめて困難にした。一六四〇年代後半に、国民の大多数があまりにも熱心すぎ、レヴェラーズが評価
する自由（特に良心の自由）についてその主権者をおかすのを見分けることができぬように思われた⁽⁵⁾。周知のごとく、
この「良心の自由」がレヴェラーズにとって宗教的寛容の基本概念であり、それに沿って各新教徒は、国教会からの
自由をより広く認めることを要求するものである。バージエスは、この両義性についてまず問題視する。本項は、そ
れがここにレヴェラーズの良心の自由という形で強い宗教的寛容論となるとみなす。

われわれにとって、レヴェラーズが国民協約という形式をとるのは、その立憲主義方式によって明確となっている
と措定する。とはいえそれは、制度的筋道やその実現への工程論などにおいて不明瞭であったというものである。第
一に、この国民協約は、その国民の自由や参加を確保するための統治機構において、その権力を抑制するメカニズム
など何ら規定しなかった。そうになると、これは、その統治の革新への工程論として武力的方式をとるのか、或いは平
和裏にレヴェラーズの自己抑制方式をとるのかのいずれかを仮定することとなってしまふという。第二に、彼らは、
統治権威の正統性を国民の同意方式に重点を置くため、理想論として立派であるが、その運用面では困難を伴うこと

になる。なるほど国民協約は、自由の確保を謳っているが、こうした多数からなる国民の良心の自由の実現工程について不明確であり、そうした代表者達によって確保することが示されるほどで、その内容では宗教的寛容の実現過程メカニズムなどに関して不十分であったからである。従つてこの国民協約の内容では多数の者の同意が得られぬこととなる。

われわれは、それとの関連で上記を第一、第二の共通な事項と位置付けつつ、次の第三の共通の論点に移ろう。周知の如くレヴェラーズや『国民協約』が最も政治思想史における業績として刻印されるのは、男子普通選挙制度の主張であった。これは、例えばH・アイアトン（彼は、クロムウェルと同じ独立派の指導者である）によつても主張される。彼は、その「第一次」『国民協約』の第一条における「議会の代表選挙が住民数により公平に比例されるべきである」などがそれを含むと解釈した。さらに第三次国民協約は、明確に二一歳以上の全て成年男子の普通選挙権を規定している。いずれにせよこの選挙権付与問題は、多くの論争的ともなった。われわれは、そのバージエスの議論に沿つてハリントンの論点を確認するに止める。レヴェラーズは、国民の多数から国民協約の合意を得ることが困難であり、かつ選挙権付与から政治的に責任能力のない人々を除くように選挙権を定義づけねばならなくなった。しかしそれは、ハリントンにおける重要な争点でもあり、かなりな紙幅を要する故、ここではあえて深入りしないこととする。というのは前記の如くこの節をハリントン理論の論点の背景としてのみわれわれは、位置づけるからである。

とはいえバージエスの「代表者達の制限」議論に戻れば、ニーダムの問いを示すこととする。即ち、「より正確にその国民が信頼し得ぬとあなた方が十分に知るとき、あなた方は何をなさるおつもりですか。或いはより正確にはあなた方は、民会がそのように信頼できないことを十分に知るとき何をなすのですか」と。この問題は、ミルトンから

一六六〇年に最終的な苦い怒りを引くことよって、共和主義思想のまさに中核へとミミズの如く押し入る。ハリントンは、他のもの以上に一つの解答を見つけた。しかしハリントンは、自らがそれを知るところを明らかにするのに少しの遠慮も示さなかった。更にバージェスは、次のようにそれを続ける。⁽⁶⁾

「他の共和主義者達（ヴェインとミルトン）は、有徳な人々の支配を他の問題の解決として提起するように思え（かつそうすることよって、宗教的な急進主義の範囲へと共和主義を引き入れた）、ハリントンは、有徳な憲法ないし法に従う規則を信頼した。その結果は、詳細な制度的・立憲制的構造へのその異常なまでの強調故に異常な共和主義であった。『民会は信頼し得ず、他方、確かに正しく秩序づけられた共和国で彼らが、その共和国に従う以外に他の提案をもち得ぬ』（*Works*, p.738）。ハリントンにとつて、無謬性の自らの「憲法」条項の自信は卓越した⁽⁷⁾」。

ここでバージェスは、それらの論者が愛国心と公的「市民」精神をもつ人々にその指導を託すという。そのヴェインとミルトンは、宗教的に急進主義的な性格をもつ共和主義者である故、そうした方向に沿って解決を求めるといふ。他方、世俗的共和主義者にして立憲主義論者としてのハリントンは、法ないし憲法に従う支配にその信を置く。故に彼は、オシアナ「イギリス」の共和的憲法を提起したという。従つてこうした民会ないし国民議会が信じ得ぬ場合に法の遵守こそ重要な砦であると説かれるという。バージェスは、他の論者のごとく、法制度に対する強い信頼がハリントンの読み取れると説く。

彼は、引き続きレヴェラーズとの関連でハリントン理論の背景を示すが、より直接的な彼の論述を含むものによつて確認する。彼によれば、ハリントンは、『レヴェラーズ、或いは一般にレヴェラーズと称された人々によつて主張される統治と宗教に関する原理と格言』（二六五九）分析という匿名のパンフレットによつて公に自らの諸観念を示し

たことに答え、レヴェラーズのアプローチと自らの政治のアプローチを公然と対照した。ハリントンは、自らの諸原理がレヴェラーズの原理方法と異なることを示すため、次のように所謂「将校達の『国民協約』」分析を書いた。それは、ホワイトホールの軍議評議会の討議で修正された、レヴェラーズの第二次国民協約(一六四八―九年二月から一月)版であつたといふ⁸⁾。それは、一六四九年一月二〇日に、軍によつて残部議会に示されたものである。バージェスは、ハリントンは、更に次のように彼らが主張することとし、『国民協約』を引用したといふ⁹⁾。

「『こうした『民会』代表達は、あることにおいて国民が武力で代表達に抵抗し得ることを除き、主権力をもつと』。レヴェラーズの(第二次)国民協約も、『将校達の協約』も正確にはそのことを言わなかつた。しかし、両方ともその代表に抗して抵抗のためにある範囲を認め、後者は、それが『こうした代表達は、この国民協約に含まれた共通の権利・自由・及び安全の基礎を明らかに放棄し、或いは与え、かつ取り去るところ』で正統であると特記する¹⁰⁾」。

つまりここでは従来の主権力の保有を何ら否定していないとハリントン自身は、確認する。しかしそれらの国民協約は、彼らの代表に対して抵抗の範囲を認めるなども、かつそうした本来の国民の権利などを放棄したり、それらを与えたり、かつそれらを取り去る規定を正統と具体的に記すことを妥当と見なすといふ。即ち、ハリントンによれば、レヴェラーズが重要な部分で曖昧であり、かつ主権力の持続的安定性を欠くと批判する。

つまりここではハリントンは、レヴェラーズらの立憲主義の思想的失敗をはつきりと認めた。最後にバージェスは、次のようにハリントンが言っていることでレヴェラーズの欠点を指摘する。

「ハリントンは、自らの要約に言及することによつて、その主張がともに『率直な矛盾』と『全くのアナーキー』であると記した。それは、その民会「国民」代表が真の主権力である故、前者(率直に矛盾)である。『主権力が君主

制自体「にある」如く、全体的でも絶対的でもないところで少しの統治もありえぬ』と。……

『共和国の大義であるものは、主権力の制限ではなく、…統治を侵害しかつ乱す……命令からの解放ないし対処である。』⁽¹⁾

ここでの論点は、レヴェラーズが主権を制限すべきと主張することである。これは、ハリントンによれば、主権力の存在を制限するのではなく、法制度による法の支配によって専断的な濫用を抑止したり、共有したり、かつ諸階級で均衡を図ることを主張するものである。

(1) 周知のごとく、国民協約において抽象的であるが、レヴェラーズの主張が盛り込まれる。社会経済的苦情問題は、多様であるが、例えば、十分の一税の廃止などが規定されている。

その『国民協約』の原文は、次の文献などに含まれる。J.Otteson, ed., *The Levellers*, Thoennes Press, 5 vols., 2003, etc.

(2) ネヴィルは、自らの統治機構改革提案を「新立憲制」と呼んでもよいと言っている（拙著前掲、第八章を参照されたい）。ネヴィルは、確かにイギリス史観では古来の立憲制を認めるが、それが新しい時代にそぐわぬゆえ、その改革を主張する。これはシドニーにも言える（A.Sidney, *Discourses concerning Government*, 1990）。

(3) J.Pocock, ed., *The Political Works of J.Harrington*, 1977, pp.210-340.

(4) J.P.Kenyon, ed., *The Stuart Constitution, 1603-1688*, 1986, pp.274-276; J.Otteson, ed., *op. cit.*, etc.

(5) G.Burgess, *The British Political Thought, 1500-1660*, 2009, p.347.

われわれは、ここでバージェスがハリントンの宗教観とその寛容について簡潔に述べている文章を示してみよう。

「オシアナにおいて『国教への配慮と良心の自由の擁護』を託された（市民的）宗教評議会がある。この構造は、市民的権力にかつ次のような要求に服するエラストゥス主義的教会をもつ『市民宗教』と称せられているものである。即ち、『宗教事

項にいかなる強制力もこの国家で行使しない』[Works, p.251]と』(G.Burgess, op. cit., p.363)。

これは、彼も言うようにホッブズと同じ見解であり、かつネヴィルとも同じである。しかしネヴィルの宗教的寛容論は、カトリック教徒にも及ぶ。

(6) G.Burgess, op. cit., pp.347-8.

(7) Ibid.

(8) Ibid. (Works, pp.657-8).

(9) Ibid.

(10) Ibid.

(11) Ibid., pp.348-9.

第四節 ハリントンの「平等な共和国（ないし自由国家）」概念の検討

〔1〕ハリントンの共和国原理としての「平等な共和国（ないし自由国家）」

われわれはハリントンの共和主義論の中核には、効率的にして活力があり、かつ長きにわたって持続可能性をもつ政体原理があると想定する。つまり絶対君主制は、その国民の活力をいかせず、その持続性もまたぬとみなし、一人支配の権力の濫用を阻止し、かつそうした支配を否定する。それよりも指導能力のある人々の指導を中心とし、かつ活力をもつ人々の原動力を活かせる集団指導型共和政体を念頭に置いている。さらにハリントンが主張する「平等な共和国」ないし「自由国家」「民による統治国家」の大枠は、多数者が最終決定権をもつ政体を含意する。この具体的な表現は、ハリントン主義者にしてデモクラティカルな論者である、H・ネヴィルにおける広義のデモクラシーの定

義によって確認できる。⁽¹⁾それは、ハリントンにおいて後述の「平等な共和国」の定義に内包されているからである。

われわれは、前節でハリントンの共和国論の背景としてレヴェエラースによる『国民協約』の問題点を克服しようとするハリントンの問題意識について、特にバージェスの説明を叩き台として確認してきた。即ち、ハリントンは、曖昧さが顕著なレヴェエラースの自由主義的立憲制によって、国家の安定が保ち得ぬという。そうした背景下でわれわれは、ハリントンの平等な共和国概念を論じる前に、ハリントンの共和国の基礎的前提について纏める必要がある。というのは特定の平等な共和国概念は、その総論的枠組みに含まれるからである。

これもわれわれが、ハリントンの共和国論の三つの主要原理が共和制・農地法・統治官職輪番制であることを措定することに関わる。というのはハリントンの論理がかなり絡み合ったものであり、かつ相互に関連付けられているからである。従って本節も、前のバージェスによるハリントン論が簡明な形で論じており、われわれは、それもここで使うこととする。

彼は、「共和国（共通の富ないし共通の利益を第一義的におく社会を意味する）は、マキャヴェッリと他の共和主義者が称賛したときのみである」⁽²⁾という。これは、B・クリックによって纏められる条件に沿うものである。彼は、マキャヴェッリの共和主義を六条件に項目化する。それらは、「慣習と伝統の尊重・都市による地方支配の成立・大きな中間階級の存在・民衆的権力の制度化の存在・市民（公共）精神ないし有徳が低下していないこと・これらの知識が存在すること」⁽³⁾である。もちろんこのマキャヴェッリの要件は、全てが当てはまるかどうかよりも、むしろその要点的全体的内容における意味をハリントンが共有するというものである。ハリントンの共和国論は、絶対君主（通常の君主）なき貴族と市民による混合政体的均衡論である。立法提案をなす貴族的元老院・決議する民衆的政体的代表

議会・それらの法を執行する君主(非絶対的)的統治組織から構成する。従って統治官職は、「輪番制的選挙」などを通じて、主権的二院(元老院「或いは騎士議院」も代表議院も当然輪番制的選挙に従う)に従属ないし抑制されるものである。この統治官職制は、代表議会の理性によつて形成された、現行法を実施せねばならず、法を超越して行動してはならぬ⁽⁴⁾という。

これは、統治形態が真の道徳的権威をもつ問題に対する解答であつた。それは、ちょうど概述された基本構造によつて共通の利益に仕えた真の共和国である。つまり、共和国市民達は、次のような理由で平和的にして服従的となることが期待できる。いうのは彼らは、それが自利的市民にあふれた世界に仕える限り、彼ら自身の利益に仕えるために形成された有徳な法によつて支配されることを知つたからである。この論理全体を完成するのに必要とされたさらなる一つの要素があつた。完全な安定をもつ共和国は、平等な共和国でありかつ必要であつた。これは、歴史的に「平等な共和国」が安定したものであり、国内の平和と静穏を保つものであつた。ハリントンにおいてこの平等が「均衡がとれた」を含意する場合もあり、表現上難点も示す。ハリントンの階序制は、むしろ不平等をなすものであり、われわれが主に含意する基本的平等とはやや意味合いが異なる。いずれにせよ、彼は、社会的均衡がアナーキーよりもむしろ調和を生みだすことを保障するものである。

それにもかかわらずハリントンの平等は、基本的な内容を含意する。つまり彼は、平等な共和国において権力と権威が相互に相並ぶものであるからである。⁽⁵⁾ バージェスは、その「平等な共和国」について次のような周知の原文を引用する。

「平等な共和国は、……「既に言われているものによつて」次のような上部構造ないし三法制へと現れる、農地法

の上に樹立された統治（政体）である。即ち、討議しかつ提案する元老院・決議する民会・及び民会選挙を通じて、平等な輪番制によつて執行する統治官職制である」⁽⁶⁾。

これは、ハリントンのまさに三つの共和国の主要原理を含むものである。それは、ハリントンの従来の評価としてあげられる社会経済的要因、即ち、国家の下部構造事項を含むものが農地法に關わるものである。われわれは、ここではバージェスによる簡明な説明によつて総論部分を締め括る。ハリントンの平等な農地法は、「貴族制の少数者の範囲内で、いかなる人もいかなる人々の数も、自分達の土地所有によつて国民全体の力を上回りえぬことを」⁽⁷⁾確かにするものを意味した。

農地法は、それが他の形であり得る以上にいかなる支配形態よりも安定的であり得る。しかし恒常的安定は、平等な農地法が民衆的政体的な共和制に適切な財産を固定するときのみ、確かにされるといふ。それは、眞の道德的權威をもつ共和国の上部構造にその基礎を与えた。というのはそれは、共通利益のために法を形成したからである。われわれが示している如く、それを達成するため最小限の要件は、二院制立法部であつた。それは、今強調された如く、統治官制は、公職輪番制により異なつた人々によつて満たされた法を執行するものである。その選択は、秘密投票を使用する選挙によつて形成される。三番目の主要原理である公職輪番制は、統治官職の延長化を避けるのに必要であつたといふ。ハリントンのそれは、バージェスによれば、彼ら自身の利益において統治する支配者達の恒常的エリートを創設し得るといふものである⁽⁸⁾。

〔2〕ハリントンの「平等な共和国（ないし自由国家）」とクロムウェル

ハリントンの「共和国（ないし自由国家「民による統治国家」）」概念に関する本節は、われわれの本論となる故、より直接的表現によつて、特に『オシアナ共和国』の表現の論及から開始したい。

その献呈の辞は、「イングランド、スコットランド、及びアイルランドの護国卿である閣下に捧げる」となっている。通常のハリントンの共和国について論じる場合、この献呈の言葉から開始されるものが多い。ここでもその「共和国」概念を主題とする論者も、その慣例に従つて論及し始める。それは、J・C・デーヴィスであり、ハリントンは、当時の独裁的地位にあつたオリバー・クロムウェル護国卿の強権的にして偏つた体制に対して、より権力抑制的憲法を促そうとしていたという。デーヴィスによれば、「ハリントンは君主制のあり得る予想と取り組んだ如く、護国卿のクロムウェルに向かうとき、それは、彼を説得して彼自身の野心を鎮め、かつ彼自身から権力を奪うため、彼の栄光への渴望に訴えた」¹⁰。このデーヴィスは、一方でハリントンの自らの法的枠組みを齎すために、この護国卿の野心に訴えたという。他方でハリントンは、この引用符にあるその独裁的権力を放棄させるため、栄誉心に訴えていることとのディレンマを浮き彫りにしようというものである。

ポーコックが述べる如く、『オシアナ』は、確かに形式的にはユートピア的であるが、内容において少なくとも現実に適用可能なものとして問題を設定し、かつその抑制の効かぬ政府に対する解決策を提起するものである。これについてデーヴィスは、ハリントンのユートピア的理想社会を想定して構想すると主張する。彼によれば、ハリントンは、一六五〇年代の諸困難に直面したとしても、クロムウェルが権力の中枢を担っており、それを通じて自らの合理的法的枠組みによつて移行し得るとみなしたという。しかしながら、レヴェラーズの如き思い切つた国民主体的統治

を支柱とする自由主義的理想論が存在したとしても、平準化の欠点が露呈する状況では自らが合理的とみなす範囲を超えてしまっているという。彼が認識した如く、当時の社会状況は、「貴族からジェントリー及びヨーマン」にその財産権をより多く所有する社会に移行しつつあると認識した。それに従って彼らがその貴族に代わって、権力の地位に就くべきというものが「平等な共和国」ないし自由国家論の本旨であった。それが「ポピュラーな」民衆的政体的「統治政体であるという。ハリントンは、それが合理的にして均衡的で、安定した共和制であるという。これは、ハリントン主義者である、H・ネヴィルによつて主張された財産権に基づく政体の趣旨でもあった。⁽¹¹⁾しかしながら、ハリントンの場合は、自然的貴族制の優れた指導力を評価するものであった。彼らに主に元老院の機能を担わせようとするのは、そうした意図である。

従つてわれわれは、まずこうした視点からハリントンの「平等な共和国（自由国家）」論を再検討しようとするものである。デーヴィスが、そのクロムウェルに焦点をあてる故、われわれは、それに沿つた論点に従つてこの概念を検討してみよう。

「ハリントンの共和主義の本質的特徴の確認は、二つの次元をもつ。より一般的な確認「第一」次元は、自然的平等・秩序の保障機関としての階序制・及び平準化とアナキーとの連想の恐れをもつ諸觀念に浸透された社会におけるその発生と影響の次元である⁽¹²⁾」。

デーヴィスは、クロムウェルによる専制的手法によつてその活力ある人々を抑圧している状況を想定する。ハリントンの平等は、それが合理的な活力ある人々を活かせぬという意味をもつ故、その抑制なき専断的支配を是正するということを念頭に置く。こうしたハリントンの認識からデーヴィスは、彼の共和主義のより具体的特徴の側面を一般

と特殊とに分け、それに切り込む。彼はその一般的次元として、まず自然的な不平等をあげる。これは、前記の貴族が自然的指導力を持ち、他の者にはないという認識によってその統治機構が具現される。次に秩序の制度的保障機関としての階序制の容認である。これは、現代版の公的官僚機構論と共通する側面である。これも、マックス・ウェーバー的な権限と命令の体系であり、かつその役割や分業などにおいても合理性をもつものである。第三に、それがもつ否定的局面であり、それが平準化と混乱であり、これを避けなければならぬ。従ってその連想から生じる当時のイギリスの人々の意識と、それによって社会が諸々の影響を齎す次元である¹³。デーヴィスは、こうした国民水準における影響力に注目する。これは、ハリントンの民衆の活力と関連する事項である。

続いてデーヴィスは、特定の共和主義の「第二」次元に移る。それは、ハリントンの基本的な平等主義が具体的なクロムウェルと自らが共有する君主なき共和政体問題に関わる。しかしハリントンは、後者に軍を背景とする強権的支配を放棄させることによって、より広範な活力を生かし、かつそれが持続可能性をもつ要素になり得るこうした市民の政治参加に関わる課題でもあった¹⁴。デーヴィスは、それを以下でハリントンによるイギリスの憲法枠組みの中で考察しようとするものである。

〔3〕ハリントンの共和国論におけるその平等と不平等

われわれは、ハリントンの平等な共和国の大枠が多数者による最終決定権をもつものと確認してきた。そうした活力ある市民的勢力による政体下にある彼の理想的社会「われわれは、必ずしもハリントンが究極的なユートピア的理想論としてそうするわけではないとみなす」の条件を満たさぬものを確認することによってデーヴィスは、ハリント

ンの平等をより特定可能と考える。われわれは、彼の論理を辿りつつその平等概念を検討するものである。

第一に、平等は財産所有権の個人的平等を含意しない。それは、要するに結果の平等を意味するものではないということである。それは、当時の言葉でいえば、平準化の拒否である。

第二に、平和的な共和制は、政治的な役割を具現せぬ。われわれが前に言及した自然的貴族制は、その指導能力を備えるものと理解する。これは、古代の知恵に（討議しかつ提案する元老院に）あまりにも重点を置き過ぎるハリントンモデルの問題点でもある。ネヴィルの場合は、民会ないし代表議会の優越を念頭に置く故、逆にハリントンよりも未来的にはより合理性をもつとも見なし得る。しかしながら、ハリントンは、貴族が富に恵まれる故、知的涵養に恵まれていることを長所として示す。いずれにせよ、そうした市民達の指導力よりもエリートに期待することとなっている。それをよく解すれば、ハリントンは、能力主義をここでは貫くとの解釈もできる。更にハリントンの混合政体的共和制論には、市民についても収入による差別も導入する。加えてハリントンは、多数者と貴族の教育における差別を示し、彼が結果の平等を肯定していないことも確認できる¹⁵。

第三に、統治官職選挙の輪番制における平等でない側面を確認する。もちろんハリントンの理論の長所は、広範な市民の統治参加にあるが、幾つかの範疇が除かれる詳細に関わる。要点のみ確認すれば、年齢制限・女性・及び経済的な従属面からの除外例を示す。独身者が元老院と民会への選挙資格が除かれている。経済的自己管理における失敗者が除かれている。デーヴィスがまとめるものによれば、ハリントンにおいて「市民と非市民とにおいて、財産と所得・年齢・性別・結婚の地位・経済的知恵・及び軍事任務の遂行基盤で法的差別を」¹⁶設けている。現代のそれに関しても制約があるのは当然であるが、当時の時代状況の反映とみなす観点からかなり実際的なものとなっている。これ

もハリントン流の活力のある政体の視角も想定できるが、男女普通選挙制的見地からは、かなりの条件を欠くことは否定し得ぬ。

さらにハリントンがその憲法における重要な平等不平等基準の特徴は、地位の不平等に基礎づけられた市民間の行動の区別がある前提に基づくという。『オシアナ』における全市民は、自治ないし他者に対する支配のある範囲をもつに足るほど独立性がある。それは、特に市民達が全て男性の家族の長であるという。かくして女子供、及び独身者が除外の対象となる。ハリントンのこの独立性は、この共和制の根本的基盤をなす。ここにこの政体の活力をハリントンは、基礎づける。従つて彼にとつて従属は、持続可能な国家の活力を損なうものとみなす。この市民達は、偏りなくして共同体ないし集団自治へと入るほど独立的である。故に聖職者・法律家・及び医師といった知的職業人は、典型的にその糧を他者に依存するゆえ、除外されると説かれる^①。

しかしながら、活動的市民範疇に残る人々全てがなお、服従なくして市民生活に参加するほど独立的であつたわけではない。ハリントンは、次のように古典的人文主義様態で論じるのに関わつた。即ち、平等な共和国ないし自由国家は、卓越性と平凡性からなる階序制をもつが、彼らの構成が有徳ないしその欠如によつて決定されるという。とはいえそこには階序制が存在し、貴族ないしジェントリーは、一般人よりも優れている。それに対して一般人は、抑制されなければ、自らの上位者達に対し服従的に行動する社会集団の縦の結合がある。ハリントンでさえ、軍将校と一般兵士とのそれに対する関係(それが市民間で注目されれば)にたとえた。従つて職工からなる共和国は、その市民達が市民的知恵を達成する余暇をもたぬ故、不可能なほど不安定であつた。これこそ、政治的議論が秩序立つた共和国において国民間で禁じられる理由であつた。正常な状態で一般身分は、より立派な身分ないし賢者達の面前で遠慮

(注目によってその能力を認め、かつ彼らから尊敬を受けることを素晴らしい名誉とみなす)を示そう。この理由で、選ばれた地位の割り当ては、(より貧しい市民である)歩兵に留保される⁽¹⁸⁾。

「さもなければ、国民「民会」は、必ず次のように正に初めによりよき身分の極めて多くの者を選出しよう。即ち、そこには適正な民会議員を供する歩兵ないし最も卑しい身分出身のものなどいないくらいにまで⁽¹⁹⁾」。国民(民会)がよりよき身分により多く専心する故、騎兵(より上級の市民)と歩兵との立憲制的区別は、彼らがもつ服従的選好に抗して歩兵を擁護するように設計された⁽²⁰⁾という。つまりハリントンは、その憲法上の差別を低い身分の者に補おうとしている。

われわれは、この騎兵市民と歩兵市民の区別について重要なオシアナの憲法上の問題を含むゆえ、その条文を確認する必要がある。

「この第二条は、市民達をその財産の……評価によって騎兵と歩兵に分ける。土地・財・及び貨幣において一年に一〇〇ポンド以上をもつ者は、騎兵に属することが義務付けられ、かつそれ以下の者は歩兵に属することが義務付けられる。しかし人々が浪費的に費やし、自らの世襲財産を費やしたならば、その者は、共和国の統治官職・公職・及び選挙権の資格がなくなる⁽²¹⁾」。

これは、『オシアナ共和国』の有名な憲法の基本的な条項であるが、ハリントンがその市民を一級市民(騎兵)と二級市民(歩兵)に分けている証明でもある。われわれは、ハリントンが財産権の所有に比例した権力機構を重視する故、その市民達の活力を重視し、かつその持続性を強調する立場から、当然ともいえるものでもある。さらにその国家財政も重んじる故、市民達が財産を浪費する者には市民権をもたせぬ内容も示し、その市民の活力を殺ぐ側面を

予防する方策も謳っている。

デーヴィスによれば、ハリントンは、共和国において市民的知恵、余暇、及び財産上の富との相関関係を想定した。その相関関係は、ジェントルマンの才の基礎であつたし、秩序立った共和国の活動に不可欠な土地の過剰均衡を保有せぬ貴族を保全した。われわれは、ハリントンが必ずしも貴族支配を目指しているわけではなく、本来的には上昇しつつある自由土地保有者達の活力を背景とした安定した経済的基盤をもち、かつ秩序立った共和国ないし民衆的政体^{ポピュラー}を構想するものである。次にその相関関係は、「オシアナ（イギリス）の憲法における討議提案対決議機能を担う二院制区分の管轄権にある。しかしそれも歩兵「市民」に代表を割り当てることによつて（服従へと最も行動するよう²²に思える地位集団）、その市民間で服従効果を相殺しようとするハリントンの試みを予め描くという。

ユートピアという理想社会的基準によつてハリントンの立憲制論を斬りまくるデーヴィスは、続いてこの相関関係がオセアナの憲法において討議提案及び決議の機能的二院制区分の管轄権にあるとみなす。しかしそれも下級市民の歩兵（服従的に最も行動しかつそのように思える地位的集団）に代表を割り当てることによつて、その上級市民と下級市民間で服従効果を相殺しようとするハリントンが試みるとみなす。これは、そのよき市民が「彼らの人々への尊敬者でもない」というオーバートンの主張による大いなる叫びであるという。デーヴィスによれば、これは、その地位の不平等であるという訴えでもあるという。²³これは、ハリントンが以前の古来の立憲制の制度疲労的側面や、不活発な局面を指摘するものであろう。

デーヴィスは、ハリントンのがむき出しの不公平なくして共同体的自治に参加し得ぬ、人々に対する市民権の不平等を指摘する。しかしハリントンは、一般的な意味での平等や機会の平等を容認するものである。即ち、ハリントンは、

自治能力が自らの上位者達に対する社会的義務感によって条件づけられかつ制限される人々に平等を認めたとという。従ってハリントンにおける平等権は、かくして自らの社会的平等ないし市民的平等感をもたぬ人々に与えられるという。これを扱うハリントンは、次の二つの回復的工夫を導入する。

一つは、自らの上位者の監視から、自らの選挙権を行使する民会ないし代表議会の個人的政治行為から、少なくとも解放された投票であるという。第二に、より低い序列の適切な代表を確かにする代表規定であった。

ハリントンの憲法で構築されるのは、不平等な政治的能力、及びその市民的行為者達の社会的・政治的自尊心を償う不平等な代表範疇であったという。この最高のものは、当然問題とされるべき、元老院議員以外の討議の自由の禁止であった。ゆえに、平等な共和国は、財産・能力・卓越性と服従性に関して明確に述べられた階序制的不平等を構成する社会を想定した。デーヴィスによれば、ハリントンは、こうした不平等を扱いかつ利用するため、二つの工夫を組み込んだ。

第一が共和国エリート²⁴の遂行能力から利を得るため、階序制を維持することである。第二に、彼らの決議的機能を担う代表を擁護するが、その低い階位の参加を制限することにある。従ってデーヴィスは、啓蒙時代以後の近代的平等の意味づけをハリントンから得ることが、困難であると結論づける。われわれも当然その通りであるとみなす。

彼は、さらにハリントンにおける平等観念を追求する。それもハリントン研究で問題となる王政派と宗教的非正統派に市民権を認める側面である。これは、レヴェラーズや主流の共和主義グループと異なりより寛容である。

〔4〕ハリントンの平等と政体の古典的三位一体論

われわれは、ハリントンの平等観念が近代初期的なものであり、その関連で論じた方が理にかなうことを確認してきた。本節では、デーヴィスもそのように判断する如く、イギリス的な古典的政体ないし古来の立憲制における三位一体論とハリントンの平等観念を再考する。デーヴィスは、「同時代人達の平等認識を考察するための適切な出発点」は、純粹な統治形態に関する三位一体論の彼らの使用である。即ち、君主制・貴族制・及び民衆政体（デモクラシー）であり、僭主政・寡頭制・及びアナキーへの墮落のそれらの可能性である²⁵。

われわれは、既にハリントンの政体論が主にネヴィルが過剰に使用する広義の「デモクラシー」（われわれは、国家の最終決定権が民会「ないし国民」にあるとそれを解する。狭義のデモクラシーが「男女普通選挙制」の意とわれわれは、解する）を上位概念的に自らの共和国を同一なものと示してきた。ここではその概念枠組みをアリストテレス的に六政体の相互関係として使おうというものである。ハリントンと同時代人達は、平等がこれらの墮落の第三番目（デモクラシーのアナーキーへの腐敗）を齎す社会状態であるとみなしたという。有名なホッブズにとって平等は、「自然的力における知恵と身体的能力の人々の相対的平等である」²⁶。それは、近代的個人の基本的平等概念を意味づけもするが、自然状態をアナキー（戦争状態）へと引き入れるという。

この支配者の数による古典的分類に関する一人支配は、「単独支配者の利益の追求によって腐敗し得、少数者支配が集団ないし党派の利益によって腐敗し得る。しかし多数者支配（デモクラシー）は、万人の利益追求によって腐敗し得ぬ」²⁷という。広義のデモクラシーは、上位概念的枠組みで共和制でもありハリントンにおいて認識されるが、その価値概念である平等観念に関する問題を含意するものとしてここでは使われる。即ち、デーヴィスによれば、

その平等から生じる指導力のなさというその形態の喪失による集団的存在として結局のところ、何も追求し得なくなったという。理念としての広義の「デモクラシー」概念自体は、当時、好ましいと解されていた。しかしその腐敗ないし平等の消極的含意は、好ましくなかったという。従って平等は、一七世紀半ばの用法では純粹なデモクラシーをアナーキーへと陥らせると彼によって説かれる。多数者支配は、多数者が無知であるゆえ、その支配は、多数者が信心深くないため、不信心者の支配であるという。⁽²⁸⁾

ハリントンの平等な共和国下の平等は、既に確認した如く、四つの必要条件からなる。即ち、平等な「均衡のとれた」農地法・投票・独立的執行部をもつ、両院制にして機能的に専門化された立法部・及び公職輪番制である。デーヴィスによれば、これらの制度的手段すべてがともに満たされたのみで平等にして、故に恒久的共和国となる。平等属性がその中心的地位に与えられたその制度的な憲法枠組みも、個人権や団体権・義務・及び特権と平等との現代におけるわれわれの連想へと解釈することは、困難であるとの節をデーヴィスは締め括る。⁽²⁹⁾

〔5〕ハリントンの共和国の平等機能

前項のハリントンの論述からこの疎外感を克服するため、平等な共和国（自由国家）での平等機能を検討することは、有効であるとデーヴィスによつて説かれる。彼は、それを二つに分類する。

第一の機能は、イギリス（「オシアナ」）の現状を保全することにある。ハリントンは、「統治の完全の極致が、いかなる人もいかなる人々も、その統治の中で或いはその統治下で、利害をもち得ぬような統治枠組みにおける自由にある。さもなければ、その利害をもつことは、扇動によつてその統治を乱し得てしまうであろう」(Works, p.180) とい

ているからである。平等の本質は、この点で扇動から自由を救う能力であるという。換言すれば、それは、恒久的にして持続的安定を保障するその遂行能力であるということとなる。ハリントンによれば、共和国を平等にすることは、その基盤と上部構造における平等を達成することである。その下部構造を枠づける農地法は、過剰均衡に貴族がならず、かつ勃興する新階級の比例制を損なわぬものであるという。その上部構造（民衆的政体ポピュラーの下）は、その範囲内で貴族の指導力を容認するものとなる。従ってイギリス国家の擁護において平等がこの政体の安定の恒常的保障手段となると説かれる。イギリスの自由は、共和国の制度構造と、社会の実際の権力の安定的配分における相関関係を維持した⁽³⁰⁾。

第二の平等機能は、審議・決定・或いは行政の機能的に分化された循環に、あらゆる適切に要件づけられた市民達を加えたことであるという⁽³¹⁾。

イギリスの第三の平等機能は、私益に対する公益の優先を確保することにあつた。ハリントンのイギリス「オシアナ」が回復しつつあつた古代の知恵は、共通の権利ないし共通利益をもつ市民社会を設立する技術であつた。ハリントンの特定の用法は、たとえわれわれにとって、強調的に不平等と思える方法であろうとも、自由と平等を連繫するためではなく、安定と共通利益を連繫するためであつたとデーヴィスによつて説かれる⁽³²⁾。

故にデーヴィスは、平等な共和国を工夫するハリントンの能力がそれを示した如く、第一に、私益の上に共通利益の置く方法を教えた古代の知恵に、かつ、第二に、全ての諸党派争いからの彼の解放に基づいたというのである⁽³³⁾。

〔6〕ハリントンの平等な共和国の再論（その『平等な共和国の方法と手段』を中心に）

われわれは、前項までにハリントンの平等な共和国概念について整理してきた。本項では、よりわれわれの特徴を示すために、彼の共和主義運動の末期において広く普及させるため書いた短い文献に論及することによってこの概念を確認することとしたい。その文書は、イギリスの共和制末期の一六五九年に発表されたものである。これは、『平等な共和国にして永続的共和国が急に導入でき、かつイングランド国民全体の自由な同意、並びに実際上の確認によって完全に基礎づけることができることによる方法と手段』と題されるものである。³⁴

ハリントンは、ここでは共和制が終わろうとする時期に、自らの『オシアナ共和国』における提案によって懸命に共和制を再生させようと試みる。われわれがここでこの論文に注目するのは、元々の著書が本人も認めるごとく、極めて絡み合った原文であるため、より簡明な文献が求められていた。こうした理由でより明確性を求めるわれわれにとつてそれは、有用なものと見なし得る。ハリントンによれば、「適切に話された言葉は、金色のリンゴのようなもの³⁵」としてこの簡潔な表現を称賛する。

われわれは、その表題から読み解くこととする。彼は、その平等な共和国を「永続的」なものと表現する。これは、彼が意図する恒久的な持続可能性を齎そうとするものである。さらにそれは、「イングランド国民全体の自由な同意と実際的な確認によって完全に基礎づけることができることによる方法と手段」を示すというものである。これは、前記のように「共和制」が民の共通善のために、多数の民の意思に基づいて国家の最高決定がなされる広義のデモクラシー「民衆政体」という政体である。共和国は、国民の「平等」な性格をもち、かつその統治が国民全体の同意による³⁶として換言する。

ハリントンは、その憲法制度が二院制議会からなる最高意思決定機関を規定する制度であると説く。まず彼によれば、その主権者である「国民の願望は、自由な議会」であり、機敏に開催すると措定する。それは、「国民がもっとも平等に代表し得る、或いは議会が最も自由であるため、便宜上存在し得ると同じ平等」によって、イングランドとウェールズの五〇のシャイアー「州」の区分を置くと説く。従って「騎士議院」は、各州に毎年二人ずつ三年任期で騎士を選出する。下院の「代表議院」は、七人ずつで代表を選出させるという。憲法開始の最初の議会は、一年間の各区分代表に三回選出させ、一年任期で七人ずつ、二年任期で七人ずつ、三年任期で七人ずつ選出させる。従って「騎士議院も同様」とする⁽³⁷⁾。

引き続きこの文書は、ハリントン流の討議機能と提案機能をもつ上院と、決議機能をもつ「代表的」下院を確認させる。ゆえに騎士議院によって提案されるものは、六週間で公表されることとなる。かくして公表されると、代表議院が開催され、その提案に基づき、その（決定）結果を与えることができる。換言すれば、ハリントンは、この憲法において元老院或いは騎士議会によって提案され、民会ないし代表議会によって解決されたものが「法」となると説く。ハリントンによれば、イングランドの諸々の評議会は、必然的に国民の知恵及び国民の利益を含まなければならぬ⁽³⁸⁾という。

彼は、「こうした方式における討議」が、その優れた知恵や能力によって成熟するものでなければならぬと説く。こうして討議がそれらと一致したならば、共和国に存在する成熟した討議によって「この法における二院制議会」は、実際上の共和国を構成することとなる。彼らがこれまでどんなにそれに備わったものであれ、そうしたものに達するように法的性質が与えられる傾向がある「秩序立った共和国」は、特定の条項においてさらにこうしたものが必要で

あり、それも準備ができていた⁽³⁹⁾というのである。

われわれは、ハリントンの活動期における最後の頃の文書によって彼の「平等な（不滅な）共和国」概念を検証してきた。これは、イギリスの憲法において市民を統治に参加させ、その活力を国民の選挙によって引き出し、かつ腐敗を予防させ、かつ権力抑制的な性格もたせようとする恒久的に持続可能なシステムである。

(1) 例えば、ネヴィルは、このローマの共和国を基準として広義のデモクラシーの定義が「最終的決定権が民会ないし国民にある」政体であるという。ハリントンは、それを *popular government* と表現し、前者は、それを広義のデモクラシーと互換的に票それを使っている（拙著前掲、第二章を参照されたい）。

(2) G.Burgess, *op. cit.*, p.356.

(3) B.Criek, ed., *N.Machiavelli: The Discourses*, 1970, pp.41-45.

(4) G.Burgess, *op. cit.*, pp.356-357.

われわれは、ここで共和主義論における君主の位置づけについて、王位継承排斥法案危機期の共和主義者の見解の比較に言及することとする。最広義の共和主義は、本稿に示されたように、共通の富ないし共通の利益を第一義におく社会である。しかし（ハリントンを含めた）ネヴィルとシドニーは、この期の共通項としては絶対君主制を否定するものである。この二人は、必ずしも君主制を絶対的に否定していない。シドニーは、君主制といえども世襲制が絶対的でなく、選択的でもあったことを主張する。しかしネヴィルは、君主を最高統治者として承認するし、世襲制も認める。その意味で混合君主制を容認する。従って典型的な共和主義論者としてのハリントンは、君主なき混合政体論者であるといえよう。いずれにせよ、三者ともその時代に沿って主張する限界も認められ、ハリントンは、共和政期に書いた。後の二人は、王政復古期に書いているからである（A. Sidney, *op. cit.*; H.Neville, *Plato Redivivus*, 1763, etc; 拙著前掲、第二章を参照されたい）。

(5) *Ibid.*, p.357.

(6) J.Pocock, ed., *Works*, p.181. ハリントンは、自らの別の著作の中でもその定義をやや異なる表現によって示している。

「平等な共和国とは、次のような均衡の上に基礎づけられた基盤上に樹立された統治である。即ち、その統治は、完全に民衆的政体 (popular) であり、かつ適合可能 (suitable) な農地法によって固定され、かつその均衡から、投票によって与えられた国民 (the people) の自由な選挙を通じて、討議しかつ提案する元老院、決議する民会代表 (representative of the people)、及び執行する統治官職へとその上部構造に達する。これらの三つの制度の各々は、コースないし輪番制に基づいている。即ち、間在期の如く命じる確かな任期で選出される。」(『立法の技術 (The Art of Lawgiving)』[Works, p.613]);

J.S.Davis, 'Equality in an unequal commonwealth: J.Harrington's republicanism and the meaning of equality', I.Gentles et al., eds., *Soldiers, Writers, and Statesmen of the English Revolution*, 1998, p.237.

これは、内容が同じであるが、より具体的に示される。ハリントンは、更に『民衆的政体統治の大権 (The Prerogative of Popular Government)』においても「平等な共和国」の定義を使っている (Works, p.424)。ここにおいてわれわれは、ハリントンがこの概念が自らの基本原理としていることを確認し得る。

(7) J.Pocock, ed., *ibid.* 農地法について H・ネヴィルの注釈者である C・ロビンスは、ハリントンとの関係で次のように説明する。「農地法は、ローマ人の公有地の再生、及びより貧しい市民達への彼らの土地配分を取り決める紀元前三八七年のリキニウス・セクスティウス法にその起源を辿る。農地法は、紀元前二世紀後半に、T・S・グラックスとその弟の G・グラックスによる農業改革計画で復活され、かつ拡大された。農地法規制は、既成の土地所有者達を混乱させ、かつその二人ともそれが原因で殺されたり命を断つたりするほど、富裕なローマ人達には不人気にさせた。もちろんハリントンは、土地保有規制を自らの『オシアナ共和国』において不可欠な基礎にさせた。もし財産の均衡 (もちろん、これ「財産」によって彼は、不動産 [real property] を意味した) が変化しなければ、恒常的なままに残ろうし、国家は、安定しよう。農地法は、一七、一八世紀の政治的著作において、必ずしも平等主義を含意せぬが、その両極端 (一階級ないし一人物による不当な富の所有) を予防する一つの試みを含意するように理解せねばなるまい」(C.Robbins, ed., *Two English Republican Tracts*, 1969, p.97)。これは、ネヴィルが古代ローマの農地法を土台として論じるものについて、ハリントンの主張と同じとみなし、その論理の基本的性質

を特徴づけるところである。

- (8) G.Burgess, *op. cit.*, p.358.
- (9) J.Pocock, ed., *The Political Works of J.Harrington*, 1977, p.155.
- (10) J.C.Davis, 'Equality in an unequal commonwealth', in I.Gentles et al., eds., *op. cit.*, p.229.
- (11) 拙著前掲'第三章などを参照されたい。
- (12) J.C.Davis, *op. cit.*, p.230.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*
- (15) *Ibid.*, pp.230-231.
- (16) *Ibid.*, p.232.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*
- (19) Pocock, ed., *The Works*, p.677; J.C.Davis, *op. cit.*, p.233.
- (20) *Ibid.*
- (21) J.Pocock, ed., *Works*, p.213.

ここで『オシアナ』の憲法の最初の二つの条項について確認しよう。

「第一条は、国民を自由人ないし市民に、かつサーヴァンツ「使用人達」に分ける。しかし使用人達は、そうした「主人に依存する故、必ずしも自由ではない」状態にあるが、彼らが自由に到達すれば、即ち、自らが自立して生きるようになれば、彼らは自由人ないし市民となるからである」(*Works*, p.212)。

この条項は、ハリントンの活力ある共和制の文民部分を如実に示している。というのは、彼によれば、広範な市民参加権を認める民衆的政体下で、さらにその権利を、従属的使用人にまで、その経済的上昇及び自由の獲得を見込んで、拡大の可能性

を与えているからである。これは、機会の平等も示す。

その第二条は、「市民達を青年（一八歳から三〇歳に数えられる人々）と高年者（三〇歳以上のより年長の人々）とに分けている。それは、青年が従軍する軍隊となることとし、高年者がこの国の常設守備隊となる」（*Works*, p.213）。ここにはイギリスの共和主義者特有な軍事部分がある。ハリントンは、その体力的実力の側面から判断して、前線部分と後衛部分に分けている。これも持続可能性をもち、かつ安定的国家の国防部分の実際の備えである。ハリントンは、さらに統治官職に就くのは、他の著作で高年者に限定しているゆえ（「青年ないし一八歳と三〇歳との間にある自由人は文民行政 [civil administration] の資格をもちぬ」 [*Works*, p.810]）この側面も実的である。

- (22) *Ibid.*, p.233.
- (23) *Ibid.*
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*, pp.235-6.
- (26) R.Tuck, ed., *Hobbes: Leviathan*, 1996, chapter 13; J.C.Davis, *op. cit.*, p.236.
- (27) *Ibid.*, p.237.
- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.*
- (30) *Ibid.*, p.238.
- (31) *Ibid.*, p.239.
- (32) *Ibid.* (*Works*, pp.302,181).
- (33) *Ibid.* (*Works*, pp.161,170).
- (34) J.G.A.Pocock, ed., *Works*, p.823.
- (35) J.G.A.Pocock, ed., *op. cit.*, p.824.

(36) *Ibid.*

(37) *Ibid.*

(38) *Ibid.*, p.825.

(39) *Ibid.*

第五節 結 論

われわれは、本稿においてハリントンの憲法の上位概念にしてその理論全体を表現する「平等な共和国」ないし「自由国家」⁽¹⁾について再検討してきた。

まず、われわれは、この分野における幅広い研究状況を概観しつつ、われわれの共和主義研究の立脚点を示してきた。というのはわれわれは、ハリントン以後の論者の側面も検討してきたからである。つまりわれわれは、今まで比較的焦点が当てられていない論者を集中的に検証してきた。これに比してハリントンの研究業績は、これを遥かに上回るものである。従ってわれわれは、そのささやかな出発点に沿って特徴を示す意図を述べた。

さらにわれわれは、そのネヴィル研究をより深める必要に迫られている。故に本稿は、その研究を補強することを主眼とするものである。そのネヴィルは、後のハリントン主義者にして彼と共和制期にともに、その共和主義を主張し、かつ緊密に運動を展開した。この意味からネヴィルは、ハリントンの共和主義を最も熟知した人物のうちの一人であり、彼のハリントン論は、それなりの重要性をもつとみなし得る。われわれは、彼の共和主義論の視角を主に導入しつつ、ハリントンの主題をより広範な理論的背景とする概観から論及し始めた。

従来はこの二人の思想家の共通面が論じられてきたが、その相違点も存在する。両者は、確かに、基本的にはその基本原理において共通している。即ち、この二人は、イギリスにおいて世俗的国政的權威の源泉を民に求める系譜をもつ。それは、国家の最高の決定権を一般的民に置く政体として広義の「デモクラシー」、ポピュラー「民衆的政体的統治」、ポピュラー「共和制政体」、「自由国家（民による統治国家）」を彼らが唱えるからである。さらに二人は共通点として両者の根本原理である共和制的三位一体的混合政体論者である。これには当然相違点として取り上げることがもできる。例えば、ネヴィルは、混合君主制であり、ハリントンは、貴族制と民衆政体的要素の混合に重点を置いている。さらに共通点として両者は、統治官職の選挙における輪番制を主張する。同様に両者は、農地法的規則に基づき、財産所有の比率に基づき、勢力の変化に応じて安定的に所有権を固定し、かつ政治権力もそれに比例して移行させる原理である。

これに対して両者における相違点としてわれわれが検証した結果は、まず貴族に対する強調点についてであり、ハリントンは自然的貴族制の指導力を元老院（下院と同様に公選制とする）に求める。そしてそれが、討議権と提案権をもち、かつ下院と同じ選挙方式を採用する。さらにその上院に最高の権威も共有機関として位置付ける。しかしネヴィルは、国民代表議会に最高決定権を国王とともに置き、両院制を否定しないが、貴族院をハリントンよりも低く抑えている。理論的には既に有力な論者達が指摘する主要な原理として、自然法やコモンローに依拠せぬハリントンに対して、ネヴィルは、社会契約論も自然法論も、かつコモンローも使っている。これは、本稿においてわれわれが論及したスコットの説明において確認できる。

ただしこの理論的相違は、政治制度原理的視角からの区分であり、かつ強調点の強度の相違を示す。従ってこれは、思想に重点を置く相違点として確認すべき事柄である。

さらにわれわれは、本論における重要なハリントンの統治機構論における背景として、彼のきわめて詳細な憲法モデルが当時のレヴェラーズの曖昧な憲法論の問題点を克服することにあつたことも、確認してきた。従つてわれわれは、ただ単にハリントンの立憲制が異常であることに驚嘆するばかりであつてはならぬ^②。

最後に、われわれは、その主題である「平等な共和国」について手短に確認し、かつ補足しなければなるまい。この概念が含意するものは、まさにハリントンの共和国論の全体にわたる原理であることである。われわれは、それが詳細にわたるものでもあるが、これを念頭に置くけれども、ここでは大局的視角から総合的にその特徴を検討している。従つてそれは、彼の「ポピュラー・ガバメント」ないし「自由国家（民による統治国家）」、或いは広義のデモクラシーと同じほど、包括的な理想国家にして上位概念である。われわれは、ハリントンのその理念の原文に沿つて、かつ主要な論点について有力な学者による論理を基準として、ハリントンのそれを検討できたことを確認する。即ち、彼の憲法は、公共善のために、自然的貴族の指導力をもたせる上院とともに、市民「民会」が立法上最終決定権を持ち、かつ直接間接的選挙手段によつて、成り立つ統治を基本とする。それは、この原理に基づき、かつその理念に沿つて多様な市民の活力を引き出し、かつ彼らが活気に満ち、それぞれの政体要素の安定的均衡によつて停滞させずかつ腐敗せぬ、恒久的に持続可能な政体とするためのものであつた。

(1) ハリントンのFree Stateと平等な共和国を同意語として使用しているのは、『ロータ』(Works, p.807) においてである。周知の如く、M・ニーダムも自らの『自由国家の優秀性(即ち、共和国の正しきコンステイチューション)』(一六五六)において、Free Stateをその表題に使つてゐる。(M.Nedham, *The excellencie of a free state*, Boston, 1767, p.1; P.A.Knachel, ed., *The Case of the Commonwealth of England, Stated, by M.Nedham*, 1969, p.111).

(2) さらにわれわれは、以下の文献で部分的に、ハリントンの詳細にわたる「オシアナ」論について検討している。

例えば、拙稿「J・ハリントンの『オシアナ共和国』の選挙制度論研究」『法学紀要』（第五三巻、二〇一二年三月刊）などを参照されたい。

さらに付け加えるならば、この「自由国家」との同意語についてニードムは、「コモンウィール (Common-weal)」「公益の意」、「共和国原理 (Common-wealth-Principles)」「君主利益に抗する意」などによって言い換えており、彼の理想的共和国を意味するものである（例えば、M.Nedham, *op. cit.*, 1767, pp.47-8; J.Scott, *Commonwealth-Principles*, 2005, p.35）。故に我々は、ハリントンが当時の共和主義者と同様に、「平等な共和国」と同じ理想的共和国として「自由国家」を意味づけているとみなす。

民主化の失敗と成功

岩 崎 正 洋

1 民主化の失敗に対する関心

民主化研究においては、基本的に、民主化の成功事例に目が向けられることが多く、民主化の失敗事例に目が向けられることはあまりない。特定の事例を取り扱った研究に限らず、民主化そのものを理論的ないし一般的に論じる際にも、一国の民主化過程に注目し、民主化の成功要因に言及することがあったとしても、失敗した過程に注目して、同様の議論がなされることは、ほとんどないように思われる。

従来、民主化研究は次のような論点に注目して議論がなされてきた。民主化が成功した場合には、どのようなアクターが関与したのか。どのようにアクターが相互に作用したのか。どのような方法によって民主化の過程が進んだのか。どのように体制の移行がなされたのか。どのような形態の政治制度が採用されたのか。どのように民主化支援が

なされたのか。どのように民主主義が定着したのか、などなど。

同様の視点から民主化の失敗に注目することができる。民主化が失敗した場合には、どのようなアクターが関与したのか。どのようにアクターが相互に作用したのか。どのような方法によって民主化の失敗へと至る過程が進んだのか。どのように体制の移行が失敗したのか。どのように民主主義が定着するのに失敗したのか、などなど。

民主化の成功に関する研究成果をふまえて、民主化の失敗に関する要因を明らかにすることは可能である。なぜ民主化が失敗したのかという問題は、なぜ民主化が成功したのかという問題と表裏一体の関係にあるものとして位置づけることができるのであり、両者に目を向けることは、民主化研究にこれまで欠けていた視点を補うことになる。

したがって、本稿では、第三の波以降の民主化の成功事例と失敗事例とを念頭に置きつつ、代表的な民主化研究の成果をふまえて、民主化の成功と失敗について考えていく。とりわけ、民主化の成功と失敗を捉えるには、一連の民主化の過程と、そこでのアクターの役割に注目する必要がある、それにより、一国における民主化の成否を把握し、各国の比較分析が可能となるような枠組みを模索することになる。

2 民主化の諸段階

(1) 体制移行の段階

民主化の成功や失敗といっても、民主化過程のどの時点を指して、成功としたり、失敗としたりするのが不明確である。たとえば、民主化後に、揺り戻しといえるような顕著な政治的出来事が生じたわけではないとしても、時間

の経過とともに、フリーダムハウスによる評価が変化し、自由度が低下しているとされるような場合は、民主化に失敗した事例として捉えることができるのであろうか。

他方で、たとえば、ある国において、国民が民主化要求のための反体制運動を行った結果として、既存の権威主義体制の正統性に翳りが生じ、複数政党制の導入と自由選挙の実施がなされた場合には、民主化が成功した事例として取り扱うことのできるのか。そうだとしたら、そこから先の段階において、民主化が進展しない場合には、民主化の成功事例が一転して失敗事例へと転がり落ちてしまった事例として理解すればいいのであろうか。

また、体制移行後に競合的な選挙の実施がなされ、複数回の政権交代が民主主義の定着には必要だとするならば、日本の五五年体制における自民党一党による長期政権は、民主主義が定着した事例というのではなく、民主化の失敗事例として捉えるべきだということになりはしないのだろうか。

民主化の成功や失敗について判断するには、民主化過程のどの段階を指して成功とするのか失敗とするのかを明らかにしておくなければならない。しばしば、民主化直後は成功事例のようにみえたとしても、時間とともに失敗事例へと変化してしまう事例を目撃できる。

かつて、ハンチントン (Samuel P. Huntington) は、民主化の三つの波を区分した際に、それぞれの波が押し寄せた後に、揺り戻しの波 (逆転の波) があると指摘していた (Huntington 1991)。民主化の揺り戻しという言葉は、体制移行は成功したが、民主主義が定着しなかった事例や、一見すると、体制移行は成功したようにみえるが、実は、失敗した事例などを一括りにしており、民主化の成功や失敗を判断する際に、どの段階を指しているのかを明らかにしてはいない。そのため、民主化の成功にも失敗にも、さまざまなパターンがあり得ることを見逃すことになりかねない。

民主化の段階は、いくつかの過程を経て進行する。⁽¹⁾ まず、既存の権威主義体制がもつ正統性の低下に始まり、次に、権威主義体制の崩壊、それともなう民主主義体制への移行、複数政党制の導入と自由選挙の実施、二回目以降の定期的な選挙の実施、さらに、選挙だけに限らず多様な分野での民主主義の定着などに区分できる。既存の権威主義体制の正統性が低下したり崩壊したりするまでの間は、既存の体制が多少なりとも統治にかかわっており、体制移行までの段階と、新しい民主主義体制へと移行した後の民主主義の定着までの段階とは、統治の特徴が民主主義的であるか否かという点において本質的に異なっており、一括りに扱うことはできない。

そう考えると、民主化の段階は、体制の移行段階と民主主義の定着段階という二つに大別することができる。まず、体制移行に際しては、既存の権威主義体制に対する国民の不満が具体的な抗議行動の形となって噴出したり、支配エリート内部の路線変更や権力関係の変化などが生じたりすることにより、当該の権威主義体制は威信を失墜し、正統性の低下につながり、それまで盤石であった支配が揺らぎ始める。

過去の事例を想起すれば明らかのように、国民の民主化運動が表出したとしても、体制側が武力行使も含めた多様な手段を行使することで民主化要求を抑圧し、結果的に、民主化には結び付かず、既存の権威主義体制による支配が正統性を保ち続ける場合もある。他方においては、正統性が傷つき、民主化へ向けた動きが進み、権威主義体制から民主主義体制へと体制移行が実現する事例も数多く存在する。民主化を体制移行に限定して捉えるならば、既存の権威主義体制から新しい民主主義体制への移行が実現した場合は、民主化の成功事例として取り扱うことができる。

オドネル (Guillermo O'Donnell) とシュミッター (Philippe C. Schmitter) は、権威主義支配後の政治生活に関する共同研究において、⁽²⁾ 「一つの政治体制と他の政治体制との合間 (interval)」のことを移行と呼んでいる (O'Donnell and

Schmitter 1986, 邦訳 pp.34-35)。彼らによれば、「移行は、一方で、権威主義体制の崩壊過程の開始によって、また他方で、何らかの形態の民主的政治の樹立、何らかの形態の権威主義への回帰、もしくは、革命的選択肢の出現、によってその境界が画される (O'Donnell and Schmitter 1986, 邦訳 p.35)」のである。

彼らは、移行の最中は、政治ゲームのルールが決まっていけないという点に移行の特色があるとしている。ゲームのルールは、恒常的に流動的な状態にあり、アクターたちは、さまざまな利益を追求しながら、ゲームにかかわることになる (O'Donnell and Schmitter 1986, 邦訳 p.35)。

体制移行をめぐるゲームにおいては、既存の権威主義体制側のアクターと、反体制勢力側のアクターという二種類のアクターが少なくとも存在する。実際には、権威主義体制側も反体制側も、それぞれアクターが一人ないし一つの集団のみということはある得ない。さまざまなアクターが入り混じって、自らの正統性を確保するとともに、自らに關係する利益の獲得を目指して闘争を繰り広げる。ときには、物理的な暴力をとめないながら、相互作用がなされる。

その結果として、権威主義体制から民主主義体制へと移行が実現する場合もあれば、既存の権威主義体制とは異なる他の権威主義体制への移行につながる場合もある。あるいは、既存の権威主義体制が再び勢力を盛り返し、民主化を要求する勢力を抑圧し、以前よりも権威主義的な支配を強化する場合もある。したがって、移行の段階においては、アクター間の相互作用がどのような結果をもたらすかは不明であり、不確実性をともなうものであるといえる。

民主化という政治現象を移行段階に焦点を絞ってみると、移行の成功は民主化の成功として捉えることができる。しかし、民主化は、移行段階に限定されるものではなく、その後続く民主主義の定着段階まで含まれるものである。

(2) 民主主義の定着段階

民主主義の定着に関して、リンス (Juan J. Linz) とステパン (Alfred Stepan) は、民主主義への移行の完了と、定着した民主主義とを区別し、次のように移行の完了を表現している。民主主義への移行は、選出された政府をつくり出す政治的な手続きについて十分な同意があり、自由な普通選挙の直接的な結果により政府が権力の座に就任し、この政府が事実上、一連の新しい政策をつくる権威を有し、新しい民主主義によって生じた執行権・立法権・司法権が、法律上、他の諸機関と権力を共有する必要がないときに完了する (Linz and Stepan 1996, p.3, 邦訳 p.21)。

それだからこそ、自由化と民主化とが区別されるのであり、自由化は民主化なくしても成り立つのに対し、民主化は自由化をともなっており、自由化をふまえて民主化が実現すると考えられる。体制移行の段階においては、複数政党制の導入と自由選挙の実現が一つの敷居 (threshold) として位置づけられた。政権獲得をめぐり複数の政党が競合したり、自由選挙が行われたりすることは、政治的な自由化の具体的な姿である。

もちろん、選挙をやれば事足りるというわけではない (Snyder 2000)。リンスとステパンのいう「選挙至上主義者の誤謬」という問題が残っている。彼らによれば、「選挙が実施されたにもかかわらず実際には移行が完了していない最も一般的な事例は、かつて支配者であった軍部が直接的には政権を放棄したにもかかわらず広範な特権をもっているため、民主的に選出された政府が法的にも主権者ではないような場合である (Linz and Stepan 1996, p.4, 邦訳 p.22)」。

かりに権威主義体制が民主主義体制へと移行したとしても、移行が完了したとは安易に判断することはできない。表面的な移行ではなく、移行後の民主主義体制の中身が問われるのである。体制の中身がどのようなものかを判断し

てから、ようやく移行が完了したと結論づけられるのである。したがって、表層的に民主化を捉えることはできないのであり、民主化の次の段階として、民主主義の定着へと進むことは、民主主義の中身に焦点が移ることでもある。

民主主義の定着とは、民主主義が「街で唯一のゲーム」となるような政治的状况を意味している (Linz and Stepan 1996, p.5, 邦訳 p.24)。リンスとステパンによれば、民主主義の定着は、人々の行動、態度、制度(憲法)という三つの次元を結び付けたものである。人々の行動や態度といった非制度的な側面とともに、憲法のような制度的な側面においても民主主義が広く行き渡り、浸透することが定着である。

ここで挙げた三つの次元において、民主主義が定着しない場合には、民主化の失敗につながる。リンスとステパンによる三つの次元の説明は、次のような内容であるが、いずれも成功した場合には、民主主義が定着したことになり、民主化の成功として捉えることができる。しかし、以下の内容に沿わない場合には、失敗事例として扱うことになる。行動の次元からみると、ある領域における民主主義体制は、次のようなときに定着する。すなわち、国家的、社会的、経済的、政治的、制度的なアクターが、非民主主義的な体制を創造したり、国家から分離するために暴力に頼ったり外国の介入に頼ったりすることで、自らの目的達成のために重要な資源を使用しないことである。

態度の次元からみると、民主主義的な体制は、次のようなときに定着する。すなわち、世論の大多数が、民主主義的な手続きや制度を、社会における集団生活を始めるのに最適な方法であるという信念をもつときや、反システムの選択肢への非常に少なかったり、あるいは多少なりとも民主主義を支持する勢力から孤立していたりするときのことである。

制度(憲法)の次元でみると、民主主義的な体制は、次のようなときに定着する。すなわち、政府も非政府勢力も

また、国家の領域の至るところで、新たな民主主義の過程でつくられた特定の法律、手続き、制度の範囲内で対立が解消され、それが習慣化したときのことである。

リンスとステパンは、定着した民主主義には相互に関連する五つの領域が必要であることを指摘している。五つの領域として挙げられているのは、第一に、自由で活力のある市民社会、第二に、相対的に自律的で価値のある政治社会、第三に、市民の自由や独立した結社の活動の法的保証を確実にする法の支配、第四に、新しい民主的政府によって有用な国家官僚制、第五に、制度化された経済社会である (Linz and Stepan 1996, p.7, 邦訳 p.27)。これらは相互に関連し補強し合う存在とされ、民主主義が定着するには、五つの領域が満たされているか、あるいは、つくりだされる必要があるという。

彼らによれば、民主主義は、国家のガバナンスの一つの形態であり、現代の民主主義体制は、国家の存在なしでは定着し得ない (Linz and Stepan 1996, p.7, 邦訳 p.26)。彼らが意識的に「ガバナンス」という表現を用いたのか、それとも単に「統治」という意味合い程度に使用したのかは不明であるが、民主主義の定着には五つの領域が必要であるという文脈からすると、彼らが使った「ガバナンス」という用語は、単に「統治」という意味だけではないように思われる。

国家の統治という意味として捉えると、政府をはじめとする統治機関が主たるアクターとして位置づけられ、狭義に考えると、彼らが挙げた五つの領域のうちで、政治社会や国家官僚制が含まれるか、あるいは、法の支配が含まれる程度である。広義に捉えても、政治社会、国家官僚制、法の支配に加え、せいぜい市民社会が含まれる程度である。ただし、市民社会が統治にかかわるということは、既存の数多くのガバナンス研究が論じてきたように、ガバナンス

が実現していることでもある。

さらに、経済社会も挙げられ、五つすべての領域が相互に関連し、すべてが満たされていることという点から、リンスとステパンの使った「ガバナンス」という用語は、狭義の「統治」ではなく、ガバナンス論で取り扱われている意味での「ガバナンス」として理解することができる。^③たとえば、彼らの説明をふまえると、定着した民主主義でみられるガバナンスは、既存の統治機構による一方的な支配ではなく、多様なアクターが関与して共治ないし協治を行うことが受容されており、制度的にも非制度的にもそれが根づいている状態を指す。

民主主義の定着は、ガバナンスの実現とも関連しており、とりわけ、民主的なガバナンスを実現する。たとえば、ガバナンスを「組織が目的を設定するときの意思決定と、その運営を規律する仕組み（曾根二〇一一、p.21）」と定義すると、まさに民主主義が「街で唯一のゲーム」となっている状況は、ガバナンスが効いている場面として捉えることができる。

民主主義体制への移行に関する議論では、既存の体制が民主主義体制へと移行するまでを対象としており、あくまで民主主義として識別できるか否かが論点となっていた。^④移行段階におけるガバナンスについて考えると、移行後に直ちに民主的な意思決定がなされたとしても、規律の仕組みが順調に機能するとは限らないし、規律の仕組みが存在するか否かさえ不確実な段階であり、移行期にガバナンスが機能するとは限らないように思われる。

それに対して、民主主義の定着段階では、リンスとステパンの議論でも明らかのように、民主的にガバナンスが機能すると考えられる。民主主義が定着するのは、民主化が成功した場合であり、この点において、民主化とガバナンスとのかわりを見出すことができるのである。

3 民主化の段階とアクター

民主化が成功したか否かについては、民主化の段階とアクターという二つの点から判断することができる。まず挙げることができるのは、民主化の段階という基準である。民主化の段階という判断基準は、時間軸を意味する。時間軸は、ある国家の民主化に向けた一連の動きにおいて、どの時点に注目すれば、民主化が成功したといえるのかを判断する手掛かりを提供する。

民主化の段階は、大別すると、体制の移行段階と民主主義の定着段階の二つに分けられる。さらに、各段階は、細分化される。移行段階は、まず、既存の権威主義体制がもつ正統性の低下、次に、権威主義体制の崩壊、それにとりなう民主主義体制への移行までを含む。民主主義体制への移行を具体的な政治的出来事で表現すると、ここでは、複数政党制の導入と自由選挙の実施が挙げられる。

続く民主主義の定着段階は、まず、二回目以降の定期的な選挙の実施、次いで、選挙に代表されるような政治の領域だけに限らず、他のさまざまな領域における民主主義の定着などが挙げられる。他の領域に関しては、リンスとステパンによる民主主義の定着に関連した五つの領域を想起すれば明らかのように、政治だけでなく、法律、経済など広範囲にわたって民主主義が定着することを意味している。

もちろん、民主主義の定着後に、たとえば、民主主義の質が問われたり、不断の民主化が課題となる。また、先進民主主義国においても、さまざまな問題が絶えず発生し、それらへの対応が求められたりするとしても、民主化研究という点からみると、民主化の段階は、ひとまず、民主主義の定着までが一つの区切りとなる。

したがって、民主化の段階は、大別すると、体制の移行段階と民主主義の定着段階との二つに分けられるとしても、各段階は、さらに分けられることになる。移行段階は、①既存の権威主義体制がもつ正統性の低下、②権威主義体制の崩壊、③複数政党制の導入と自由選挙の実施に分けられる。民主主義の定着段階は、①二回目以降の定期的な選挙の実施、②政治の領域をはじめ、他の領域も含んだ民主主義の定着である。

民主化の成否を判断する際に注目すべきもう一つの点は、アクターの存在である。一連の民主化過程にかかわるアクターは多様である。それぞれの段階にどのようなアクターが登場し、どのようにかわり、どのように相互作用するかによって、民主化の成否は異なってくる。⁽⁵⁾

体制移行が成功するかどうかは、旧体制の中心的なアクターと、新たな民主主義体制を推進しようとする民主化勢力の中心的なアクターとの相互作用の結果としてもたらされるのであり、アクター間の力関係によって、移行の成否が決まってくる。オドネルとシュミッターをはじめとする移行論は、移行段階におけるアクターの役割に注目し、そこでのアクターの相互作用を重視した。確かに、移行論がアクター中心アプローチと呼ばれるように、移行段階は、アクターに関心が向けられることが多く、アクター次第で民主化の行方が影響されるといえるのかもしれない。

民主主義の定着段階においてもアクターの存在を見逃すことはできない。移行後、民主主義が定着するには、民主主義が街で唯一のゲームとなる必要があるならば、ゲームにかかわるのは、さまざまなアクターである。多様なアクターがゲームのルールを受容することで、ゲームが広く受け入れられ、定着することになる。その意味で、移行にせよ定着にせよ、アクターの存在に目を向け、アクターに焦点を絞る意義はある。もちろん、民主化の失敗事例を考える際も、アクターの相互作用の結果として民主主義が定着し得なかったのであるから、アクターの動向に目を向ける

表1 民主化の二つの段階と二種類の主要アクター

民主化の段階	主要アクター	
	体制派	反体制派
体制移行		
民主主義の定着		

表2 民主化の段階とアクターの類型

民主化の段階		アクター					
		支配者	軍部	政党	反体制派	外部	その他
体制移行	権威主義体制の正統性の低下						
	権威主義体制の崩壊						
	第一回目の自由選挙						
民主主義の定着	第二回目以降の自由選挙						
	定着						

必要がある。

次に、民主化の過程には、どのようなアクターが登場するのかを明らかにしておかなければならない。表1に示されているように、まず、既存の権威主義体制における支配者と、それに反対する勢力（いわば、民主化勢力とも呼ぶべき反体制勢力）とに主要なアクターを二分できる。体制派と反体制派という二分法である。

体制派の最も重要な位置を占める支配者としては、たとえば、長期にわたり独裁的な支配を続けてきた大統領などが挙げられる。他にも体制派には、政府の高官をはじめ、軍部や警察が含まれる。ときには大統領の私兵なども存在する。

反体制派は、既存の体制に反対し、新たな民主主義体制を確立しようとする勢力であるが、民主化勢力というような表現で一括りにすることは適切ではない。民主化を要求して、抗議行動を行っている際

は、学生や知識人、一般の大衆などが体制に反対することで一緒に行動し、民主化の推進を共通目標としているとしても、それぞれの利益や価値観は本来的に異なっており、反体制勢力を一枚岩として捉えることはできない。

さまざまな勢力が結集することで反体制派が形成されるのであり、既存の体制に影響を及ぼすような民主化運動へとつながっていくことがある。その場合には、被支配層だけが反体制派に参加するのではなく、体制派に属す政府高官や、軍部、警察などから反体制派へと立場を変える人々がみられ、しばしば民主化勢力の強化につながることもある。

それ以外にも、民主化の推進という点から一国の民主化にかかわりをもつような外部アクターを挙げることができ。外部アクターとしては、たとえば、民主化支援を行う国際機関や外国政府、NGOなどが挙げられる。具体的には、国際連合、欧州連合、各国政府、半官半民のNGO、民間のNGO、外国の政党や政党財団などである。

もちろん、これまでに挙げたもの以外に、事例ごとに特異なアクターが関与することが考えられる。たとえば、教会が民主化を推進するアクターになる場合がある。あるいは、宗教団体が一定程度の役割を果たすアクターとなる場合もある。また、国によっては、国王などの貴族が民主化の成否に何らかの影響を及ぼす場合もある。ここでの類型においては、それらを一括して「その他」のアクターという位置づけとする。

このように考えると、民主化における主要なアクターには、既存の権威主義体制における支配者、軍部、政党、民主化勢力に代表されるような反体制派、外部アクター、その他のアクターなどが挙げられる。民主化という政治現象は、不確実性をともなっており、最初の段階で登場したアクターが後々までみられるとは限らないし、初期においては大きな影響力をもっていたとしても、それが最後まで続くというわけでもない。逆に、あるときから急速に存在感

を増し、中心的な役割を果たすようになるアクターも存在する。

したがって、体制移行の段階においては、主役ともいえるほどの中心的なアクターであったとしても、定着段階では、端役となる場合もあり得るし、その逆の可能性もある。また、民主化の段階ごとに登場するアクターが異なる可能性もある。

民主化の段階とアクターとのかかわりを明確にするために、表2では、縦軸に民主化の段階を示し、横軸に多様なアクターを配列した。たとえば、既存の権威主義体制の正統性が低下する段階において、体制側では、それまでの最高権力者である支配者が主要なアクターとなるのは明白である。しかし、反体制派が体制の正統性を傷つけることに成功し、台頭し得たとすれば、もう一方の主要なアクターとして反体制派の存在がみられる。

各国の事例を個別に注目していけば明らかにするが、この時点で軍部が主要なアクターとなる場合もあるだろうし、政党が主要なアクターとなる場合もある。さらに、オドネルとシュミッターの移行論でも示されたように、体制派内部において、ハト派とタカ派というように、勢力が分裂している場合もある。同様に、反体制派も一枚岩であるとは限らず、ハト派とタカ派などの区分が必要になる場合もある (O'Donnell and Schmitter 1986, 邦訳 pp.54-58)。

つまり、民主化の段階ごとに主要なアクターは異なるのであり、たとえば、移行段階で中心的な役割を果たすアクターが民主主義の定着段階でも中心的になるとは限らないのである。この点に関しては、事例ごとでも異なり、ある国では、移行段階で軍部が主要なアクターであったとしても、別のある国では、軍部がほとんど登場せず、たとえば、宗教団体の果たす役割が大きいこともあり得る。

民主化の成功や失敗に関しては、各段階でどのようなアクターが関与するかにより、成否が左右されると思われる。

体制移行の段階のうち既存の権威主義体制の正統性が低下した場合には、たとえば、軍部と反体制勢力とが協力することにより、急速に体制の崩壊をもたらすことがある。この場合は成功事例として取り扱うことができる、しかし、権威主義体制の正統性が低下しても、軍部が体制側の立場をとり続けたり、アクターとしての影響力をほとんどもない場合に、軍部は、民主化の成功へとつながる役割を果たすというよりも、失敗へつながる役割を果たすことになるかもしれない。

したがって、民主化の段階とアクターとの組み合わせは、民主化の成否を考える際には、考慮に入れざるを得ない論点であるといえる。また、各国事例を比較する際にも、どのような分析の枠組みを構築すればよいのかという視点を提供することになる。

4 民主化の成否にかかわる要因

かくして、民主化の段階とアクターという点から、民主化の成功や失敗をどのように捉えることができるのかについて検討してきたが、これだけでは十分といえない。さらに、以下に挙げるような、民主化の成否に影響を及ぼす可能性のある要因を視野に入れる必要がある。

まず、経済成長が民主化の成否に密接なかかわりをもっているという見方がある。⁶⁾ 民主化と経済成長との関連に注目したのは、古くはリップセット (Seymour M. Lipset) の議論に代表される (Lipset 1959)。リップセットは、民主主義と経済的発展段階が関連しているという点を、富、工業化、教育、都市化という四つの指標を用いて説明した。彼によ

れば、これらの指標により、民主主義の水準が高い国と低い国とに分けることができる。

リブセットによれば、四つの指標によって示される数値がいずれも高い場合は、民主主義の水準が高い国とされ、数値が低い場合には、民主主義の水準が低い国とされる。この点から、民主化と経済成長とは関連しており、民主化には経済成長が欠かせないとされ、民主化の失敗と経済成長の失敗とが併せて論じられるようになったのである。

民主化と経済成長に関しては、実際にみられた各国の民主化とも重ね合わせて論じられ、現在に至るまで両者の関連性が確実なものであるか否かをめぐり、さまざまな議論が展開されている。しかし、誰もが納得できるような結論が導き出されたわけではなく、未解決のままとなっている論点の一つである。

次に挙げることができる点は、リンスとステパンがいう「国家性 (stateness)」の問題に関連している。すなわち、一つの国家において、複数の民族が存在する場合に、いかに多民族の共存を図るのかという問題である。かつてレイプハルト (Arend Lijphart) が論じたように (Lijphart 1984; Lijphart 1999)、政治制度によって多民族共存が実現すればいいが、実際のところは、レイプハルトが描いたように上手くはいかない。多民族国家においては、民族対立ないし民族紛争が原因となり、民主化に失敗する事例がいくつもみられる。

もちろん、多民族国家における民主化がすべて失敗に終わるといのではないし、多民族の存在が民主主義にとって負の影響をもたらすとは限らない。ただ、多民族であるがゆえに、民族間の対立や紛争が引き起こされやすく、その結果として、民主化が進展しなかったり、民主主義が定着しなかったり、あるいは、脆弱な民主主義しか根づかなかつたりすることがある。ときには、激しい民族紛争が発生し、民主化とは逆の方向へと進む場合もある。

したがって、多民族共存の成否が民主化の成否ともかかわりをもつという見方は、これまでも多くの事例を念頭に

置いて議論されてきたし、引き続き今後も論じられていくことになると思われる。これまでのところ、民主化と多民族共存の問題に関して、万能な方策は存在せず、少しでも実現可能な解決方法が模索され続けているのである。

多民族共存への解決策の一つとして、制度工学による対応が挙げられるが、民主化に際し、どのような政治制度を採用するかという問題は、民主化の成否にも深くかかわっている。たとえば、大統領制は、大統領が強いリーダーシップを発揮することで迅速な決定作成や政策の実施が可能になるかもしれないが、ときには、独裁的な権力行使が顕在化する。民主化したにもかかわらず、結果的に、大統領に権力が集中したことで、民主主義の質が問われたり、民主化の揺り戻しが危惧されたりすることがある。

民主化に際し、大統領制を導入するか、それとも議院内閣制を導入するかによって、その後の民主主義の特徴は大きく異なってくる。民主化の成功事例においては、新たに導入された制度による正の効果もたらされるとともに、制度を受け入れる土壌ないし政治文化が存在し得たと考えることができる。それに対して、民主化の失敗事例は、新しい制度が馴染まず、結果的に、逆機能を引き起こすことになる。

民主化の失敗事例を思い起こすと、民主化後に大統領制を導入したが、軍部のクーデタにより、独裁的な大統領が誕生し、民主化が進展しなかった事例もある。もちろん、大統領制が民主化と馴染まないとか、大統領制が民主主義の定着にとつては阻害要因になるというのではない。先進民主主義諸国において、大統領制が採用されているのは一目瞭然であるし、他方において、民主主義とはいえない国においても議院内閣制が採用されていることがある。

また、選挙制度も重要な政治制度の一つである。単純化していえば、まず、多数代表制か、それとも比例代表制かという代表制の問題が挙げられるし、他にも、小選挙区制か、それとも大選挙区制かという選挙区制の問題も挙げら

れる。どのような選挙制度を採用するかによって、民意の反映の程度や、政権の形態に影響を及ぼすことになるため、各国の実情に見合った制度を選択する必要がある。

たとえば、多民族国家において、小選挙区制を導入した場合には、選挙区割りにも関連するが、マイノリティの代表が選出されにくくなる可能性がある。その場合には、多数派の専制が常態化することも考えられるし、多民族の平和的な共存が困難になるかもしれない。そのため、多民族国家では、比例代表制を採用し、多党制を尊重し、連立政権による政権運営となることが多い。

このように考えてくると、民主化という政治現象の特徴は、一つのことの原因となり成功がもたらされたり、あるいは、失敗が引き起こされたりするのではなく、複合的な要因によって、成功や失敗へとつながることが明らかになる。本稿では、民主化の段階という時間軸、各段階において登場し役割を果たすアクター、さらに、経済成長、国家性、政治制度などの要因を取り扱ったが、紙幅の都合上、言及することができなかった点がいくつもある。

たとえば、ICT (Information and Communications Technology) が体制移行の段階において果たした役割や、民主化支援の多様な形態などは、民主化の成否に大きくかかわっている。世界各国における民主化の事例が増えることによって、民主化の成功や失敗を考えるための手掛かりは蓄積され続ける。何が成功の決め手となったのか、あるいは何が失敗の原因となったのかについて、常に情報を精査し、検討していく必要がある。その点からいえることであるが、民主化の成功と失敗について考えることは、民主主義の条件とは何かを考えることにもなるように思われる。

(1) 民主化の段階については、さまざまな説明がなされているが、たとえば、以下を参照されたい (Baloyra 1987, Svenson

1991; Sørensen 2008)。

- (2) 一九八六年に刊行された四巻からなる彼らの共編著は、「不確実な民主主義に関する暫定的な結論」とされる彼ら二人の執筆個所のみ翻訳され、我が国でも広く紹介されているが、他の三巻で示された議論も、その後の民主化研究のスタンダードレファレンスとなっていることは言を俟たない (O'Donnell and Schmitter 1986)。
- (3) 「ガバナンス (governance)」の定義に関しては、非常に多くの議論があるが、たとえば、以下を参照されたい (Bevir 2009)。また、ガバナンスに関しては、以下を参照されたい (岩崎二〇一〇)。
- (4) ここでいう「民主主義 (democracy)」に関しては、シュンペーター (Joseph A. Schumpeter) に代表されるような競争的エリート民主主義モデルという点から民主主義を捉える立場を指す。この点に関しては、たとえば、以下を参照されたい (Schumpeter 1942; 曾根一九八四; 岩崎二〇〇六; 岩崎二〇〇七)。
- (5) この点に関しては、民主化のパターンとアクターとの関係を検討した議論から示唆を受けている (Karl 1990)。
- (6) 今なお決着がついたとはいえず、さまざまな立場から議論がなされている。もちろん、民主化と経済成長との間には、因果関係がないという見方もある。
- (7) 政治制度と民主化、あるいは政治制度と民主主義に関しては、民主化の第三の波において、一躍脚光を浴びたテーマであり、さまざまな議論が展開された。詳しくは、以下を参照されたい (岩崎二〇〇六)。とりわけ、同書の第四章において、この点を取り扱っている。

参考文献

- Baaklini, A. and H. Desfosses (eds.) (1997), *Designs for Democratic Stability: Studies in Viable Constitutionalism* (New York: M. E. Sharpe).
- Baloyra, E. A. (ed.) (1987), *Comparing New Democracies*, Boulder: Westview Press.
- Benz, A. and Y. Papadopoulos (2006), *Governance and Democracy: Comparing national, European and international*

- experience*, London: Routledge.
- Bevir, M. (ed.) (2007) *Public Governance*, Vol.1, London: Sage.
- Bevir, M. (2009) *Key Concepts in Governance*, London: Sage.
- Bevir, M. (2010) *Democratic Governance*, Princeton: Princeton University Press.
- Burnell, P., and R. Youngs (2010), *New Challenges to Democratization*, New York: Routledge.
- Carothers, T. (1999) *Aiding Democracy Abroad: The Learning Curve*, Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace.
- Carothers, T. (2006) *Confronting the Weakest Link: Aiding Political Parties in New Democracies*, Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace.
- Crozier, M., S. P. Huntington and J. Watanuki (1975) *The Crisis of Democracy: Report on the Governability of Democracies to the Trilateral Commission*, New York: New York University Press. 『リンドン・クロジエ他／日米欧委員会編・綿貫謙治監訳 (一九七五) 『民主主義の統治能力——日本・アメリカ・西欧——その危機の検討』サイマル出版会。
- Dahl, R. A. (1971) *Polyarchy: Participation and Opposition*, New Haven: Yale University Press. ロバート・A・ダール／高島通敏・前田脩訳 (一九八一) 『ポリマーキー』三三書房。
- Diamond, L. (2008) *The Spirit of Democracy: The Struggle to Build Free Societies throughout the World*, New York: Times Books.
- Diamond, L., and M. F. Plattner (eds.) (1996) *The Global Resurgence of Democracy*, 2nd ed., Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Haerper, C., P. Bernhagen, R. F. Inglehart and C. Welzel (2009) *Democratization*, New York: Oxford University Press.
- Held, D. (2006) *Models of Democracy*, Third ed., Cambridge: Polity Press.
- Huntington, S. P. (1991) *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman: University of Oklahoma

- Press, 1991. S・D・ハンチントン／坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳（一九九五）『第三の波——二〇世紀後半の民主化』三嶺書房。
- Karl, T. L. (1990) 'Dilemmas of Democratization in Latin America,' *Comparative Politics*, 23 (1) : 1-21.
- Kjær, A. M. (2004) *Governance*, Cambridge: Polity Press.
- Kumar, K. (ed.) (1998) *Postconflict Elections, Democratization and International Assistance*, Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Lijphart, A. (1984) *Democracies: Patterns of Majoritarian and Consensus Government in Twenty-One Countries*, New Haven: Yale University Press.
- Lijphart, A. (1999) *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, New Haven: Yale University Press. アレン・レイプハルト／粕谷祐子訳（二〇〇五）『民主主義対民主主義——多数決型とコンセンサス型の二六ヶ国比較研究』勁草書房。
- Lijphart, A. (2007) *Thinking About Democracy: Power Sharing and Majority Rule in Theory and Practice*, London: Routledge.
- Lindberg, S. I. (ed.) (2009) *Democratization by Elections: A New Model of Transition*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Linz, J. J. (1978) *Crisis, Breakdown, and Reequilibration*, Baltimore: Johns Hopkins University Press. ホムン・J・リンズ／内山秀夫訳（一九八二）『民主体制の崩壊——危機・崩壊・均衡回復』岩波書店。
- Linz, J. J., and A. Stepan (1996) *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*, Baltimore: Johns Hopkins University Press. J・リンズ&A・ステパン／荒井祐介・五十嵐誠一・上田太郎訳（二〇〇五）『民主化の理論——民主主義への移行と定着の課題』一藝社。
- Lipset, S. M. (1959) *Political Man: The Social Bases of Politics*, Doubleday. S・M・リップセット／内山秀夫訳（一九六二）『政

治のなかの人間——ポリテイカル・マン』東京創元新社。

O'Donnell, G. (1973) *Modernization and Bureaucratic-Authoritarianism: Studies in South American Politics*, California: University of California Press.

O'Donnell, G., and P. C. Schmitter (1986) *Transitions from Authoritarian Rule: Tentative Conclusions about Uncertain Democracies*, Baltimore: Johns Hopkins University Press. キジエルモ・オドンネル&フィリップ・シュミッター／真柄秀子・井戸正伸訳 (一九八六) 『民主化の比較政治学——権威主義支配以後の政治世界』未来社。

Pierre, J. (ed.) (2000) *Debating Governance*, Oxford: Oxford University Press.

Schumpeter, J. A. (1942) *Capitalism, Socialism, and Democracy*, New York: Harper and Row. J・A・シュムペーター／中山伊知郎・東畑精一訳 (一九六二) 『資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社。

Snyder, J. (2000) *From Voting to Violence: Democratization and Nationalist Conflict*, New York: W. W. Norton & Company.
Sorensen, G. (2008) *Democracy and Democratization: Processes and Prospects in a Changing World*, Third ed., Boulder: Westview Press.

Tilly, C. (2007) *Democracy*, Cambridge: Cambridge University Press.

Vanhanen, T. (1990) *The Process of Democratization: A Comparative Study of 147 States, 1980-88*, New York: Crane Russak.

Weiner, M., and E. Özbudun (eds.) (1987) *Competitive Elections in Developing Countries*, Durham: Duke University Press.

Whitehead, L. (2002) *Democratization: Theory and Experience*, New York: Oxford University Press.

岩崎正洋 (二〇〇六) 『政治発展と民主化の比較政治学』東海大学出版会。

岩崎正洋 (二〇〇七) 『民主主義と国家』岩崎正洋・坪内淳編『国家の現在』芦書房、九—四一頁。

岩崎正洋編 (二〇一一) 『ガバナンス論の現在——国家をめぐる公共性と民主主義』勁草書房。

金丸裕志「多民族国家における国民統合と民主化」木村宏恒・近藤久洋・金丸裕志編『開発政治学入門——途上国開発戦略におけるガバナンス』勁草書房、一六六—一八八頁。

木村宏恒・近藤久洋・金丸裕志編（二〇一一）『開発政治学入門——途上国開発戦略におけるガバナンス』勁草書房。

近藤久洋（二〇一一）「民主化の条件——移行と定着」木村宏恒・近藤久洋・金丸裕志編『開発政治学入門——途上国開発戦略におけるガバナンス』勁草書房、一四三—一六五頁。

曾根泰教（一九八四）「J・A・シユンペーターと現代民主主義——古典的民主主義批判と『いまひとつの民主主義理論』の提唱」白鳥令・曾根泰教編『現代世界の民主主義理論』新評論、九—三三頁。

曾根泰教（二〇一一）「ガバナンス論——新展開の方向性」岩崎正洋編『ガバナンス論の現在——国家をめぐる公共性と民主主義』勁草書房、一九—三三頁。

西岡晋（二〇〇六）「パブリック・ガバナンス論の系譜」岩崎正洋・田中信弘編『公私領域のガバナンス』東海大学出版会、一—三二頁。

付記 本稿は、二〇一一年度日本政治学会研究大会（二〇一一一年一〇月八日に岡山大学で開催）の分科会「民主化の失敗」に提出した報告論文「民主化の失敗と成功」をもとにしたものである。

朝鮮半島における南北統合に関する研究

——政治統合を中心に——

目次

- 一 はじめに
- 二 南北統合の概念
 1. 統合の一般的な概念
 2. 南北統合の概念
- 三 南北統合の意義と必要性
 1. 南北統合の意義
 2. 南北統合の必要性

孔 義 植

四 南北対話（南北会談）の問題点

五 南北統合の肯定的要因と否定的要因

1. 肯定的要因

2. 否定的要因

六 終わりに―南北政治統合のための提言

一 はじめに

二〇〇八年二月に発足した李明博政権下で、韓国と北朝鮮関係（以下南北関係）は冷却されているが、冷戦体制の解体後、南北関係は概ね改善しつつある。南北は、一九九一年九月、国連に同時加入し、同年一二月には南北交流の拡大を内容とする「南北基本合意書」に調印した。一九九八年に発足した金大中政権の太陽政策と続く盧武鉉政権の対北宥和政策により南北は政治、軍事、経済、社会、文化、スポーツなどさまざまな分野での交流と協力を深めていき、二〇〇〇年と二〇〇七年には南北首脳会談を開催するなど、関係は着実に進展していった。二〇〇〇年の南北首脳会談を皮切りに金剛山と開城観光事業がスタートし、南北を結ぶ鉄道や道路も五〇年ぶりに連結された。韓国が資本と技術を、北朝鮮が土地と労働力を提供して北朝鮮の開城市に建設した開城工業団地では四万人¹にのぼる北朝鮮の従業員と七〇〇人あまりの韓国人技術者や管理者が共に働いている。現在、李明博政権の対北強硬政策により一時的に南北関係が悪化しているものの、こうした南北関係の進展は今後も続き、民族の悲願である南北統一に向けた歴史的な流れは止まらないと思われる。

一方、南北関係の進展は見られるものの、南北の利害関係（特に政治・軍事関係）はあまりにも相容れないところが多い。南北は政治理念や体制の相違から常に対立し、敵対関係もいまだ解消されていない。さらに、六〇年にわたる分断により南北間では政治のみでなく経済、社会、文化などあらゆる分野において異質化が進み、民族の同質性が失われつつある。

こうした友好関係の進展と異質化の進展という錯綜する現実から敵対的な分断体制を解消し、異質化しつつある民族のアイデンティティを回復して統一に向けての和解と協力を強化・拡大していくための具体的で現実的な方法を模索することが南北にとって急務になっている。つまり、南北は統一を視野に入れての法的、制度的な統合をはじめ、異質化しつつある民族の同質性を取り戻すための統合のあり方を本格的に議論する時期に来ている。仮に南北がこうした統一の準備なしに数年以内に統一された場合、朝鮮半島は大混乱に陥り、民族全体が困難に直面すると予想される。

南北統合研究は、こうした不幸な事態を避けると共に南北が一つになった際の混乱を避け、統合過程で生じうる葛藤や副作用、試行錯誤、費用などを最小限に収めるための知恵を絞る作業でもある。

筆者はこうした問題意識から、南北交流の現状と問題点などを調べ、そこから実現可能な南北の政治統合のあり方を考えてみる。

南北が政治統合を実現するためには南北が共に努力しなければならない。ところが、本稿では韓国の政府および国民の取るべき政策や姿勢などに焦点を当てて提案を行うことにする。というのは、国力の差や朝鮮半島をめぐる国際情勢などから考えると、南北関係で主導権を握っているのは韓国であり、時間の経過と共にこうした傾向はさらに強

まると予想されるからである。つまり、韓国政府の対北政策や韓国国民の対北認識および姿勢などが今後の南北統合の方法やあり方に大きく影響すると思われるからである。

二 南北統合の概念

1. 統合の一般的な概念

社会科学において統合 (integration) の概念を詳しく取り上げた研究者はパーソンズである。彼は「統合という概念は行動理論において基礎的な概念である。それは一方では体系の崩壊を防止して安定の維持を可能にするため、他方では体系が一つの統一体として機能するのを促進するため、集合的に行動する体系の構成単位の関係様式である」と説明した。統合に関するパーソンズの説明は彼が使用した統合概念が社会体系の維持と関連した体系構成単位の集合的な行動様式であることを意味している。⁽³⁾ ドイツチュは、「統合は部分を持つて全体を作ること、つまり、以前にはそれぞれ個別的に分離されていた単位が統一性のある体系の構成要素を作ること⁽⁴⁾と説明した。

統合の概念は体系内部の葛藤や対立の解消を目標とする統合 (国民統合あるいは社会統合) と、異なる体系の一体化を意味する統合 (政治統合あるいは国家統合) に分けることができる。パーソンズが言う体系の崩壊防止と安定維持のための統合とは前者を意味し、ドイツチュが言う分離されていた単位が統一性を持つ体系の構成要素を作ることとは後者を意味するものと思われる。

統合研究では、統合を過程として捉える立場と状態あるいは結果として捉える立場に分かれている。

ハースは、政治構造的な側面から「統合というのは、いくつかの政治的行為者らが彼らの忠誠心と期待および政治

活動を新しく組織された超国家的中心へと転換するよう説得される過程である^⑤と定義した。

この概念を受け継いだリンドバーグは統合の概念を「国家が外交政策や国家の重要な国内政策を独自に推進する意思と能力を留保して、その代わりに共同の政策を樹立して政策決定体系を新しい中央機構へと委任する過程であり、また、多様な分野における政治行為者らが彼らの期待と政治的活動を新しい中心へと移転するよう説得される過程である^⑥」と主張した。以上の内容を見て分かるようにハースとリンドバーグは、統合を二つ以上の国家あるいは政治行為者が一つの国家や政治行為に収斂されて行く過程として捉えた。

一方、統合を過程というよりは条件が満たされた状態あるいは結果と捉えている研究者もいる。その代表的な研究者としてドイツチュが挙げられる。彼は統合を「一つの集団の人々が一定の領域内の問題に対して平和的な解決が可能であると確信するのに十分な共同体意識と機構および慣行を持った状態の条件である^⑦」と主張した。

統合に関しては政治統合のみでなく経済、社会、文化などあらゆる分野にわたって論じられていてその分類基準もさまざまである。例えば、ワラスは統合を公式的統合 (formal integration) と非公式的統合 (informal integration) に区分して公式的統合を意図的な政治行動の結果として生まれる制度、政策、法律などであると定義し、非公式的統合を政治的な決定なしに進展する変化であると定義して、前者はある時点でその変化が止まるが、後者は止まることなく変化を続ける過程であると説明した^⑧。彼の言う公式的統合は政治統合あるいは国家統合の概念であり、非公式的統合は国民統合あるいは社会統合の概念であると言えよう。

2. 南北統合の概念

韓国では統合と統一 (unification) の概念に対する合意された区分や定義がなく、研究者によってさまざまな意味合いで使われている。

一部の研究者は統一を統合の完成された結果と見て統合を統一の過程として捉える⁽⁹⁾。この見解によれば南北統一とは、南北が地理的、法的、制度的な統一が成し遂げられ、さらに政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における南北住民のアイデンティティが一体化された状態であると理解されている。

一方、一部の研究者は統一を統合という包括的な概念の下位概念と位置づけて、統一を南北の地理的、法的、制度的な統一にすぎない⁽¹⁰⁾と見て、統合を南北が政治的統一を実現した後、あらゆる分野における南北住民のアイデンティティが一体化された状態であると見ている。そのため、この見解を支持する研究者は南北の地理的、法的、制度的な統一が実現された後においても経済的、社会的、文化的な南北統合は持続的に追求しなければならぬ過程であると主張する⁽¹¹⁾。

本稿では、前述した統合の一般的概念の中でハースとリンドバークの統合論を取り入れ、朝鮮半島における南北統合を、韓国と北朝鮮という二つの異なる政治体制が相互利益のため政治、経済、社会、文化などのあらゆる分野での交流・協力を通じて南北統一へ収斂していく過程であると捉え、南北統一を国家統合 (政治統合) と国民統合 (社会統合、民族統合) が完成された状態あるいは結果であるという立場から議論を進めていく。

南北統合の方法においては、政治統合が急速に行われる場合 (例えば北朝鮮の崩壊によって南北分断体制が急に解消された場合) と、分断体制が長引く中での統合のあり方は異なってくると思われる。本稿ではしばらくの間分断体制が存

続することを前提として議論を行っていく。

三 南北統合の意義と必要性

1. 南北統合の意義

朝鮮半島における南北分断の要因は、戦後、米ソのヘゲモニー争いの結果として余儀なくされた側面と、朝鮮民族が新しい国家建設をめぐる民族内部の分裂や対立を主体的に収束できなかった結果として周辺強大国に翻弄され、分断を余儀なくされた側面がある。朝鮮民族は外国の侵略から国権を守きれず、かつ、植民地からの解放後に統一された独立国家建設のチャンスを逃し、分断に追い込まれる誤りを犯したのである。南北分断は、長い間朝鮮民族の生存と安全を脅かして繁栄を妨げた。こうした分断体制を未だに解消できず、分断から計り知れない損害を蒙っているのは、同一民族として長い歴史を持つている南北の人々にとって恥ずべきことでもある。南北の人々は分断の責任を周辺国や相手方に押し付けるのではなく、自ら分断の責任を認めてその責任を負わなければならない。朝鮮民族が自ら分断の責任を負うということは、南北が主体的に分断状態を解消することである。南北分断を解消するために南北の人々は戦争や長い間の対立から生じた不信や敵対感を払拭し、同一民族としての自覚を取り戻さなければならない。南北統合はこうした誤った歴史を正し、失った民族的自尊心を取り戻し、主体的に民族の進むべき未来を開いていくスタートラインと言えよう。南北統合は、南北が一つになって過去の負の歴史を克服し、失われた民族の主体性と自尊心を取り戻し、民族の未来の安全と繁栄を追求する試みであるというところに意義を有する。

2. 南北統合の必要性

南北統合は、こうした民族の主体性と自尊心を取り戻して安全と繁栄を確保するという歴史的な意義のほか、南北が敵対的に対立している現状のなかで、現実的な必要性から求められる急務でもある。以下に南北統合が必要な理由をまとめてみる。

一つは、南北の軍事対立の解消を通じた民族共滅の危険性の回避である。

南北は軍事境界線をはさんで約二〇〇万人にのぼる兵士が強力な火力を構えて対峙している。朝鮮半島は世界的にも最も武力衝突の危険性が高い地域として知られている。もし南北の間で意図的であれ、偶発的であれ、全面的な武力衝突が起きた場合、南北は共に倒れ、再び負の歴史を繰り返す可能性が十分にある。にもかかわらず、一九五〇年六月に起きた朝鮮戦争以来、南北の間では絶えず紛争や軍事衝突が起きている。こうした惨めな歴史を繰り返さないよう、南北は共に生きて行けるための実質的で、具体的な関係改善努力を尽くさなければならない。

二つは、軍事費の削減である。

南北の軍事費を合わせると約三〇〇億ドルに上ると予測されている。⁽¹²⁾ 北朝鮮の場合、軍事費の国内総生産（GDP）に占める割合は約二五％に達し、韓国においてもその割合は二・五％に達している。冷戦体制の崩壊に伴うソ連や中国からの経済支援の急減により経済状況が悪化している北朝鮮はもちろん韓国にとって莫大な軍事費は、経済を大きく圧迫している。

三つは、経済的な利益の確保である。

世界経済のグローバル化が進む中、資源が乏しく国内市場が小さい韓国は、中国やインド、東南アジアなど開発途

上国とに挟み撃ちにされ、国際社会において競争力を失いつつある。その反面、自給自足経済を原則として成り立っている北朝鮮の経済は、中国からの援助に頼って辛うじて延命している。このまま北朝鮮の経済が中国からの援助に頼る状態が長引いていけば、北朝鮮経済が中国経済に吸収される可能性もある。こうした状況から南北が共に生き残る道が南北の経済統合である。韓国は資本と技術を持っている。北朝鮮には安い労働力やレア・メタルなどの貴重な天然資源がある。南北は相互補完的な経済構造を持っている。市場と経済構造を一つにしていわゆる規模の経済を達成すれば南北の経済に大きな利益をもたらすことは言うまでもない。

四つは、統一費用の節約である。

南北統合は、統一に伴う莫大な統一費用を減らすために欠かせない過程である。統一費用を減らすためには経済統合を成し遂げて北朝鮮経済の建て直しを図らなければならない。東西ドイツが統一した際、東ドイツの経済力が西ドイツ経済力の半分程度であったと言われている。にもかかわらず統一後のドイツ経済は一〇年以上停滞を余儀なくされた事例から分かるように、南北統合による北朝鮮経済の建て直しは不可欠な過程であると思われる。

五つは、南北の異質化の克服と民族のアイデンティティの復元である。

南北分断から六〇年以上の歳月が経った今、南北は政治、経済、社会、文化、制度、法律、習慣、言葉などのあらゆる分野で異質化が進み、同一民族としてのアイデンティティを失いつつある。加えて、韓国戦争以降、互いに対する不信感と敵対感が未だに解消することなく続いている。さらに、北朝鮮では社会主義の優越性や指導者に対する絶対的な忠誠を強調するなどの思想教育が徹底化されていて思想面での南北の異質化は容易に克服できるレベルではない。こうした状況が今後何十年も続けば同一民族としての求心力が作用しなくなり異民族化する可能性も考えられる。

南北統合は時間をかけて民族の同質性を取り戻し、敵対感情を解消することによって、いつ来るかも知れない統一に構える事前作業である。

六つは、北朝鮮の開放化・民主化と韓国の民主主義の発展と深化である。

南北統合は南北の民主主義の発展に役に立つと思われる。南北統合の進展は南北の人的、物的交流を活発化させ、必然的に北朝鮮の改革・開放をもたらすだろう。北朝鮮の改革・開放により南北の人的、物的交流がさらに活発になれば韓国をはじめとする外部世界の情報が北朝鮮に流れ込んで北朝鮮住民の意識を変え、それが北朝鮮の民主化に繋がると考えられる。

一方、北朝鮮の民主化を支援し、協力するためには韓国も自らの民主主義を深化させていかなければならない。同時に韓国内部の社会統合にも力を入れなければならない。韓国は対北政策や国内政策の方向性をめぐって地域間、階層間、世代間などで葛藤している。韓国が効果的な南北統合を進めていくためにはまず国内の社会統合を成し遂げる必要がある。

七つは、東アジアの平和と安全の確保である。

南北の分断体制はこの地域の平和と安全を脅かしている。冷戦構造が解消されていない南北分断体制下で、体制維持のため核開発を諦めていない北朝鮮がこうした事情をよく物語っている。南北の政治統合は南北の軍事的な緊張を緩和して、最終的には平和統一を目指している。南北統合の進展により軍事対立がなくなると、北朝鮮も核兵器に頼って体制維持を図る必要性がなくなる。南北の政治統合は、朝鮮半島の平和のみでなく東アジアの安定と平和に大きく寄与することが考えられる。

四 南北対話（南北会談）の問題点

南北は数多くの南北会談を開いてさまざまな合意に達したものの、その合意事項が履行されないことや履行の途中で中断されることが多く、韓国においては南北会談不用論が台頭するなど、南北会談の実効性に対する懐疑論が広まっている。南北会談での約束が履行されない主な理由は南北関係の特殊性や南北会談自体に欠陥が内在しているからであると思われる。以下では、南北政治統合の進展を阻害していると思われる南北会談の問題点を取り上げて見る。一つは、軍事的な対立による南北の相互不信の問題である。

南北対話において最も問題になっているのが相互不信である。朝鮮戦争の過程で形成された南北の敵対意識は六〇年以上経った現時点においても解消されていない。金大中政権の対北宥和政策以降、南北の敵対関係はかなり緩和された。盧武鉉政権では北朝鮮主敵論を国防白書から削除するなど北朝鮮との関係改善を図った結果、南北の軍事的緊張がたいぶ和らいだことは事実である。ところが、北朝鮮による哨戒艦沈没事件や大延平島砲撃事件から分かるように南北の軍事的対立は依然として続いている。

こうした状況下で南北は関係改善のための対話や交流を進めながらも、常に相手を軍事的な脅威と認識して警戒感を緩めない。南北が軍事的に対峙して互いに警戒している状況下では相手に対する信頼が芽生えることは難しい。こうした相互不信は南北対話の信頼性を損ない、合意事項を容易く無視したり、反故したりする原因になっている。

二つは、合意の法的拘束力の問題である。

南北間の政治・軍事合意は、そのすべてが合意文あるいは共同宣言文、共同報道文の形でまとめられ、発表されて

いる。つまり、南北の合意は法的な拘束力を持つ条約ではなく、政治的な修辭に過ぎない形で行われている。合意文は場合によっては暫定合意文、付属合意文、細部合意文、実務接触合意文の形を取り、その内容や性格を明確にする場合もあるが、合意に対する具体的な履行保障措置などはほとんど明示されない抽象的な表現が多いことからその解釈をめぐる紛争の余地も多い。

三つは、南北の合意事項の履行の問題である。

南北の合意文や宣言文に明記された合意事項が実際に履行された例は少なく、そのほとんどは南北の都合により守らなかったり、廃棄されたりした。

南北は一九七二年に発表した「七・四南北共同声明」のなかで、南北の自主・平和・民族大団結による祖国統一原則に合意したが、一年足らずで何の成果もあげずに廃棄した。一九九一年一二月、南北は、南北の和解・不可侵・交流協力を主な内容とする「南北基本合意書」を発表し、二週間後には「朝鮮半島の非核化宣言」を発表した。非核化宣言は、核兵器の実験、製造、生産、接收、保有、貯蔵、配備、使用を禁止し、核エネルギーを平和的な目的のみに使用するなどの内容が盛り込まれていたが、この合意も守られなかった。一九九四年八月、金泳三大統領は「韓民族共同体建設のための三段階統一方案」を提案したが、これは北朝鮮を韓国に吸収、編入する形での統一を目指すことで、南北が互いの政治体制を認めようという自主・平和・民族大団結という統一原則を明記した「南北基本合意書」を否定する内容であった。

一方、北朝鮮は、「朝鮮半島の非核化宣言」を無視して核開発を推し進め、二〇〇六年と二〇〇九年に核実験を強行した。非核化をめぐる南北合意は全く機能していないと言える。二〇〇八年二月に発足した保守系の李明博政権は、

前政権の対北融和政策から強硬政策へと舵を切った。これは以前の政権下で合意された南北合意を守る意思がないことを意味する。これにより南北の合意事項は、開城工業団地での操業を除いて、そのほとんどが白紙に戻った。

四つは、合意文に対する南北の異なる解釈の問題である。

南北は合意文での用語や文章を自国の都合に合わせて解釈している。例えば、南北統一の原則として取り入れた自主・平和・民族大団結に対する解釈をめぐって南北は次のような異なる立場を取っている。自主原則に関して、韓国側は、南北問題の当事者解決として認識している。しかし、北朝鮮は、自主原則を外国勢力への依存あるいは干渉の排除という立場を取っている。つまり、北朝鮮は「自主 \parallel 外国勢力の排除 \parallel 反米」の構図をもって在韓米軍の撤退、米韓同盟の解体を主張している。平和原則に関して、韓国は、南北統一は武力ではなく平和的手段を持って成し遂げなければならないという立場を取っている。一方、北朝鮮は、平和原則を武力増強の反対および軍縮という立場から解釈している。これに基づいて韓国の軍事力の現代化および米韓合同軍事訓練の中止を主張している。民族大団結原則に関して、韓国は、南北は統一のため民族のアイデンティティの回復が必要であることから、あらゆる分野での南北交流の活性化を主張している。ところが、北朝鮮は、北朝鮮式の民族大団結を阻害している韓国の法律条項の撤廃が先であるとの立場を取っている。つまり、北朝鮮体制を否定している韓国の国家保安法の撤廃、北朝鮮を敵とみなす主敵論の撤回、共産党活動の合法化などを要求している。

五つは、北朝鮮の南北会談開催に伴う金銭的な見返りの要求と不誠実な会議態度である。

二〇〇三年、韓国では金大中政権が南北首脳会談開催の見返りとして北朝鮮に五億ドルを提供したことが明らかになって大きな政治問題となった。これは南北会談の見返りとして韓国が北朝鮮に金銭的補償を提供した代表的な事件

であった。北朝鮮は多くの場合、韓国との会談に応じる見返りに経済支援や金銭の提供を要求している。金大中・盧武鉉政権は南北交流の活性化が北朝鮮の改革・開放に繋がるとの立場から北朝鮮に対する一方的な経済支援や金銭の要求に応じたが、北朝鮮はこうした韓国の恩恵を悪用して常に南北会談の開催や経済協力事業、観光事業などの見返りとして食糧や肥料、電力、重油、医薬品などの提供を要求した。北朝鮮は政府間のみでなく民間レベルの南北交流(経済、学術、宗教、芸能、体育)の際にも一定の金銭を要求している。

さらに、北朝鮮は韓国との会議で不誠実な態度で臨むことが多い。北朝鮮は事前に合意された会議日程を一方的に延期することがある。場合によっては会議当日に会議の延期を通告することもあった。

六つは、南北対話の国内政治への利用である。

対外政策は国内政治の延長であり、対外政治環境の変化や対外政策が国内政治に影響を及ぼすのはよくあることである。そういう意味で韓国や北朝鮮が南北交流を国内政治に利用するのも不自然なことではないかも知れない。ところが、南北対話やその成果を国益のために利用するのではなく、独裁体制の維持や政権延長のための選挙など、私的な利益のために利用するのは持続的な南北交流のために決して望ましいことではない。しかし、現実には南北対話を巧みに国内政治に利用することによって南北交流を妨げられたことが多い。北朝鮮は、南北関係の進展による韓国からの経済援助や南北首脳会談の開催を金正日の功績と取り上げ、金正日に対する北朝鮮住民の忠誠心を煽ったり、食糧不足などで党や政府に対する住民の不満が高まったときには韓国との軍事境界線で軍事衝突を引き起こして住民の不満を韓国側に逸らしたりする手法をよく使っている。

一方、韓国では南北関係を選挙に利用することが多い。保守系政権は国政選挙や統一地方選挙などがあるたびに南

北関係を悪化させ、北朝鮮脅威論を煽って保守層の結束を図り、進歩系政権は南北関係の成果をアピールするため北朝鮮への一方的な支援や譲歩を重ね、北朝鮮が南北会谈の見返り金を要求するなどの結果を招いた。¹⁴

七つは、韓国の対北朝鮮政策の一貫性の欠如である。

一九九八年から二〇〇七年までの一〇年間、金大中・盧武鉉政権は対北宥和政策の基調を維持し、南北関係は著しく進展した。ところが、二〇〇八年二月に発足した保守系の李明博政権は南北の相互主義を掲げて対北宥和政策から強硬政策へと舵を切った。これにより南北関係は急激に冷え込み、政治・軍事部門の南北交流は途絶え、観光事業も中止された。こうした状況下で起きた二〇一〇年三月の韓国哨戒艦沈没事件や同年一月に起きた大延平島砲撃事件は南北関係をさらに悪化させ、軍事的な緊張感が高まりつつ、南北関係は破綻状態に陥った。韓国政府は南北関係の破綻の原因を北朝鮮による軍事挑発に求めているが、根本的な要因は李明博政権の対北政策の転換にあることは否定できない。政権ごとに対北政策が変わっては南北関係の持続的な運営は不可能であると言わざるを得ない。

五 南北統合の肯定的要因と否定的要因

南北にはそれぞれ政治統合を促す要因と阻害する要因が共存している。以下では南北の政治統合を促す要因と妨げる要因を整理してみる。

1. 肯定的要因

ジエイコブは統合を促進する要因として、①地理的隣接性 (proximity)、②社会的同質性 (homogeneity)、③相互交

流 (transactions) ④相互の認知 (mutual knowledge) ⑤機能的利害関係 (functional interest) ⑥共同体的特性 (communal character) ⑦政治構造 (political structure) ⑧主権 (sovereignty) ⑨政府の効率性 (governmental effectiveness) ⑩統合の経験 (integrative experience) なぞを上げた¹⁵⁾。

このように統合は、統合する当事者の本来的な性格と双方の現実的關係が相互作用することにより成り立つと言える¹⁶⁾。こうしたジェイコブなどの見解に照らして見れば、南北統合の肯定的要因は、⑦⑧⑨項目を除けばそのほとんどがジェイコブのいう統合を促進する要因に当てはまることが分かる。

以下ではジェイコブが提示した統合の促進要因を踏まえながら独自の視点から南北統合の肯定的な要因をまとめてみる。

一つは、冷戦体制の崩壊による南北の統合環境の醸成である。

厳しく対立していた南北が和解ムードへと舵を切るようになった背景には、冷戦体制の崩壊という国際政治環境の変化が挙げられる。一九八八年七月、盧泰愚大統領は北朝鮮が敵ではなく民族の生存と繁栄のための「同伴者」であると定義して、北朝鮮との統一に向けての対話を呼びかけた。さらに、社会主義国との積極的な交流を表明した「北方政策」を打ち出してソ連や中国を始めとする東ヨーロッパの社会主義国家との関係改善を図った。「北方政策」は、政治的、経済的に北朝鮮より優位に立った韓国が北朝鮮との体制競争で自信を持ったことを表すものであると共に、冷戦体制の崩壊に伴う国際社会の変化に能動的に対応するための先制的な措置でもあった。韓国は冷戦体制の解体に伴う朝鮮半島情勢の変化を予測した上で、関係改善を通じて北朝鮮の変化を試みようとしたのである。

一方、同盟国であったソ連や中国からの経済的、軍事的援助に頼っていた北朝鮮は、ソ連の解体による援助の打ち

切りや中国からの無償援助の激減により経済的困難に陥った。冷戦体制の崩壊によって政治的、軍事的、経済的に追い詰められた北朝鮮にとっては韓国との関係改善を通じて軍事的緊張を緩和させると共に経済的な利益を得ることが体制維持のための選択肢の一つであった。

二つは、統一国家の伝統と統一の歴史的経験である。

朝鮮民族は七世紀の新羅の三国統一以来、一三〇〇年以上にわたり統一国家を維持して共に生きてきた。新羅から高麗、朝鮮王朝を経て、日本の植民地支配を経験して解放に至るまで朝鮮民族は一つであった。こうした歴史的な経験から南北の人々は南北統一を当り前のことであると思ひ、統一こそ民族の悲願であるという認識を共有している。これは朝鮮半島が分断された時から南北双方がその方法は異なるにしても常に統一を追求して来たことや南北が絶えず提示したさまざまな統一案を見てもよく分かる。

朝鮮民族は三国に分かれていた国を統合して一つの国を築いた経験を持つ。七世紀に朝鮮半島では新羅、百濟、高句麗の三国が統一新羅に統合され、三国に分かれていた民族が一つになった。さらに、南北の人々は、三国の統一過程で新羅が中国(唐)の力を借りて統一を企てたことから統一後に領土の一部を中国に譲渡し、さらに、さまざまな干渉を受けたことから、自主的な統一がいかに重要であるかをよく知っている。こうした南北の人々が統一国家の伝統と三国の統一という歴史的経験を共有していることは時間が経っても変わるものではない。漠然的でありながらも南北の人々が一つになるべきだという認識の共有は、南北統合の重要な要因の一つであると思われる。

三つは、南北の統一戦略の転換である。

すでに述べたように、南北は分断以降、数々の統一案を提案したが、そのほとんどがプロパガンダにすぎず、本音

とは異なるものであった。韓国の場合、「国連監視下の南北総選挙による統一案」や「民族和合民主統一案」、「韓民族共同体統一案」、「民族共同体統一案」など、いくつかの統一案を提示したが、実際のところ、李承晩政権では武力北進統一路線を、朴正熙政権から全斗煥政権を経て盧泰愚政権に至るまでは反共統一路線を、金泳三政権では吸収統一路線を取っていたのである。韓国が南北の協議に基づいた漸進的な平和統一路線へと統一戦略を変えたのは金大中政権の登場以来である。この路線はその後の韓国政府の公式な対北統一路線として受け入れられている。

北朝鮮においても事情は同様である。北朝鮮は、一九六〇年代には「南北連邦制」を、一九七〇年代には「高麗連邦共和国統一案」を、一九八〇年代には「高麗民主連邦共和国創立案」の統一案をそれぞれ提示したが、北朝鮮の統一路線は分断以降、一九九〇年代までは武力赤化統一路線が貫かれていていた。ところが、一九九〇年代に入ってから北朝鮮は南北連邦の形態を「一民族一国家」から「一民族一国家二制度二政府」へと切り替えたが、これには北朝鮮の対南政策をめぐる戦略の転換という意味が潜んでいる。つまり、この時点で北朝鮮は武力統一路線を放棄して南北共存による体制維持路線へと対南戦略を転換したのである。

二〇〇〇年六月に発表された「六・一五南北共同宣言」で、北朝鮮が「低いレベルの連邦制案」を掲げ、韓国の統一案に歩調を合わせたのは、単なる北朝鮮の統一案の修正ではなく対南戦略の転換であることを見逃してはならない。さらに、南北が双方の統一案の共通性を認めて、その方向で統一論議を行うという合意は、それ自体として重要な意義を持っている。というのは、今まで南北は数多くの統一案を提案したが、どちらの統一案も相手によって受け入れられたことがなかったからであり、相互に合意された統一案も存在しなかったからである。南北が双方の統一案を認め合ったことは、南北が統一に対するビジョンとあり方を共有することになったことを意味する。

これにより南北間に政治統合の議論の土台が築き上げられたと思われる。

四つは、韓国人の対北認識の変化である。

分断以降の長い間、韓国では徹底した反共教育が行われた。韓国で「北傀（休戦線の北側にあるソ連の傀儡集団の意）」と呼ばれた北朝鮮は、国ではなく危険な侵略集団にすぎないと教えられた。こうした反共教育による対北敵対意識は軍部独裁体制の維持と強化に利用され、韓国人の意識の中に強く根付いていた。

こうした韓国人の対北認識は、一九八〇年代の民主化運動過程で唱えられた反米自主論から提起された北朝鮮に対する再評価の動きに端を発し、冷戦体制の崩壊による東西軍事対立の解消とそれに伴う北朝鮮に対する軍事的警戒感の減少により大きく変わり始めた。さらに、東西ドイツ統一に刺激を受け、韓国においても統一問題が本格的に議論される中、韓国人の対北認識は次第に好転し、金大中政権の対北宥和政策により改善された。韓国人の対北認識の変化の背景には、国力の面で北朝鮮をはるかに上回っていることに対する自信感もあった。また、軍部政権の終焉と共¹⁷に始まった反共教育の見直しも影響した。韓国では、一部の極右団体や五〇代以降の世代では対北宥和政策に反対の立場を取っている人々が多いが、若い世代や知識人、オピニオンリーダーらは対北宥和政策に肯定的なスタンスを取って南北交流の必要性を唱えている。

五つは、北朝鮮住民の対南認識の変化である。

北朝鮮は世界において最も閉鎖的な統制国家の一つである。北朝鮮では主体思想を根幹とする党の唯一支配体制思想以外のいかなる理念や価値観も認められない。北朝鮮の住民は朝鮮労働党やさまざまな団体の構成員として組織化され、監視されるとともに徹底した思想教育を受けているため、急激な価値観の変化を期待することは難しい¹⁹。

ところが、「北朝鮮住民の価値観も時代の流れとともに変化してきた。これからも変化して行くことは間違いない」⁽²⁰⁾。政治社会化教育により韓国に対して強い敵対意識を持つてきた北朝鮮住民の対南認識は、一九九〇年代以降活発になった南北交流と韓国からの経済援助や中国からの韓国に関する情報の流入などによって変わりはじめている⁽²¹⁾。北朝鮮住民は韓国が経済発展に成功して中国より豊かな国になっていることを知っている。人によっては韓国の経済的な成功を同じ民族が成し遂げた成果として誇りを感じることもあると伝えられている⁽²²⁾。特に、経済危機に陥った北朝鮮に対して金大中・盧武鉉政権が行った食糧などの対北支援は北朝鮮住民の敵対感情を和らげた。多くの北朝鮮住民が自国を脱出して韓国行きを決断するのは、北朝鮮の経済状況の悪さと共に北朝鮮住民の対南認識の変化がその背景にあることは否定できない。

若者を中心として広がっている韓国国民の友好な対北認識とあいまって、北朝鮮住民の対南認識の変化は、南北政治統合の裾野が広がりつつあると見てよいのではないかと思われる。

2. 否定的要因

東西冷戦体制の解体や南北関係の改善などにより全般的に南北統合の環境が改善しつつあることは否定できない。ところが、未だに南北統合を阻害する要因も南北双方に大きく存在する。南北統合を阻害している原因は次の通りである。

一つは、南北の政治体制の相違である。

南北は、政治理念や政治体制をはじめ、社会構造や社会的な価値などあらゆる面で異なっているのみでなく、相手

の政治体制や社会構造、価値観などを認め合おうとしない。韓国では国際社会ですでに失敗が証明された社会主義体制に固執し、権力継承により独裁体制を正当化している北朝鮮体制を全面的に否定する傾向が強い。さらに、多くの韓国人は個人の権利や社会的な多元性を認めない北朝鮮体制とは妥協の余地がないと考えている。

一方、北朝鮮は平等社会を理想とする社会主義の長所を強調しながら韓国の貧富格差と物質万能主義による道徳的な墮落などを強く非難して社会主義体制の優越性を主張している。

こうした政治理念や政治体制、社会構造や価値観が相反する南北が共に納得できる体制へと収斂していくことは決して容易なことではない。

東ドイツを吸収する形で統一を成し遂げた東西ドイツの例が証明するように、南北においても国力や体制の普遍性の面で優位に立っている韓国が中心になって南北統一がなされる可能性が高いことを北朝鮮も承知している。北朝鮮が韓国との南北対話や統合議論に対して受身の姿勢を取っているのは南北の国力の格差による吸収統一を警戒しているからである。

二つは、改革・開放に否定的な北朝鮮の姿勢である。

政治統合をはじめあらゆる分野での南北統合が成功するためには北朝鮮の改革・開放が欠かせない。北朝鮮が改革・開放を行い、国内政治が民主化され、南北統合のあり方や方向性に対する北朝鮮人民の多様な自由意思が反映されなければ南北統合は成り立たない。閉鎖的な一人支配体制を維持したままでは新しい南北統合体制の構想さえ描くことができない。

ところが、改革・開放が直ちに体制崩壊に繋がるといふ強い危機意識から北朝鮮の指導部は韓国と統合や統一のた

めの本格的で具体的な行動をとる気配を見せていない。北朝鮮がこうした改革・解放と体制維持が矛盾する政治的なジレンマを打開するには相当な時間が必要であると思われる。仮に北朝鮮が改革・開放に乗り出す場合においてもそれは改革・開放が真の目的ではなく体制維持のための手段に過ぎない可能性が高い。

三つは、韓国における朝鮮戦争の経験と反共教育による吸収統一論の存在である。

韓国では朝鮮戦争で被害を受けた戦争第一世代とその世代の影響を強く受けている戦争二世代が数多く存在している。戦争第一世代とは、北朝鮮が引き起こした朝鮮戦争で親族を亡くし、故郷（北朝鮮）から追い出され、長い年月を異郷の地（韓国）で苦勞した戦争の直接的な被害者のことで、七〇才以上の世代に多い。戦争二世代はその子供たちの世代で、第一世代から北朝鮮に対する恨みを受け継ぎ、間接的な被害（貧困や低学力など）を被った四〇代から六〇代までの人々のことである。こうした朝鮮戦争を経験して被害を受けた人々の北朝鮮に対する恨みや憎悪は、時間の経過と共に風化するどころか、核やミサイル開発に力を入れ、離散家族の再会にも消極的である北朝鮮に反発して北朝鮮との対話や協力、経済援助に強く反対している。彼らは北朝鮮体制の崩壊と韓国による吸収統一を求めている。彼らは基本的に南北の対話や協力を反対している保守主義者であり、保守系のハンナラ党の強い支持基盤となっている。

四つは、韓国における社会葛藤の問題である。

真の南北統合を実現するためには北朝鮮の改革・開放による民主化の進展が不可欠であることと同様、韓国においても民主化の深化と社会統合が必要である。

韓国は一九八七年以降の民主化の過程で、イデオロギー、地域、世代、貧富の格差などさまざまな問題をめぐって

社会的葛藤が表面化した。北朝鮮政策をめぐる保守勢力と進歩勢力の対立、政策ではなく地域主義を基盤として繰り広げられている政治対立、政治参与や北朝鮮問題、価値観をめぐる世代間の対立、貧富の格差をめぐる階層間の対立などがその例である。長い間、抑圧された各分野の要求が民主化とともに表出される過程で理念や利害関係などをめぐる対立が起きるのは当然のことであると言えよう。ところが、こうした社会の分裂が長引いて南北統合のあり方や方向性に関する合意が得られない状況が続けば、南北統合のエネルギーは半分し、統合の原動力も弱ってしまうのは言うまでもない。

東ドイツ共産党を受け継いで発足した民主社会党副党首のアンドレ・ブリ教授は朝鮮半島におけるドイツ式の統一の可能性に関する質問に対して「南北が政治的多元主義と市場経済へと進み、民主化という共通分母が定着した時に可能になるだろうと答弁した²³」ことは南北統合に示唆するところが多い。韓国において統合環境の整備が求められているが、容易な事ではないというのが現状である。

五つは、莫大な統一費用に対する抵抗である。

南北統一に消極的な立場を取っている一部の韓国人が最大の反対理由として掲げているのが、統一過程で必要な莫大な統一費用である。

韓国の「KBS南北協力企画団」が二〇一〇年八月に行った世論調査である「国民統一意識調査」によると、南北統一に賛成する意見が七一・〇%で、反対する意見が二九%だった。統一した際の問題点としては、韓国住民の莫大な統一費用の負担と答えた人が四〇・四%と一番高く、失業や犯罪の増加などの社会混乱が二九・〇%、政治・軍事的混乱が一六・二%、北朝鮮住民の韓国への大量移住が一・二五%、国際関係の混乱が一・九%の順となった。また、統

一費用の個人負担に関する質問に対しては五八・二%が負担する用意があると答えたのに対して、負担する意向がないと答えたのが四一・八%にのぼった。⁽²⁴⁾

この調査の結果から韓国人のほぼ三人の一人が南北統一に反対していて、統一に対する社会的合意ができていないことや、その最大の理由が統一費用の負担であることが分かる。全国経済人連合会が国内経済研究所と証券会社の経済専門家二〇人を対象とし、二〇一〇年九月一三日に発表した調査結果によれば、回答者の六三・一%が韓国の統一費用が東西ドイツ統一後の二〇年間に支出した三、〇〇〇(約二・八兆ドル)兆ウォンより多い三、五〇〇兆ウォンにのぼると予測した。⁽²⁵⁾これは二〇一〇年度の韓国の国家予算二九三兆ウォンの約一二倍に達する金額である。

李明博大統領が二〇一〇年八月一五日に行われた独立記念日の演説で統一税導入の必要性を主張したことに対して与党のハンナラ党が国民世論を意識して反対の立場を明確にしたことは、こうした統一費用に対する国民の抵抗意識をよく物語っている。

六つは、南北統一に否定的な周辺国の思惑である。

朝鮮半島の分断は東西冷戦の副産物として生まれ、米ソの代理戦争といえる朝鮮戦争の過程で中国が参戦したことにより、米国、ソ連(ロシア)、中国が朝鮮半島に強い利害関係を持つことになった。さらに、朝鮮半島分断の原因を提供し、安保面で朝鮮半島状況の影響を受け易い日本も朝鮮半島の推移に神経を尖らしている。つまり、朝鮮半島の周辺国である米国、中国、日本、ロシアは朝鮮半島に利害関係を持ち、さまざまな形で影響を与えている国々である。こうした朝鮮半島に利害関係を持っている周辺四カ国は、南北統一に関して表向きでは口を揃えて支持の立場を表明している。ところが、この周辺四カ国が描いている朝鮮半島の統一形態は一樣ではなく、自国に不利な形での南北統

一には否定的である。例えば在韓米軍の撤退など朝鮮半島での影響力の低下するような形の統一を米国が支持するはずがない。また、北朝鮮に対する中国の政治的、経済的な既得権を否定して米国に対する緩衝地としての機能が失われる形での統一を中国が受け入れるはずがない。南北の政治統合過程でこうした米国や中国の利害関係をもとに満足させる方法を探し出すのは決して容易な事ではない。このことは、南北の政治統合に関する徹底した研究が求められる理由でもある。

六 終わりに―南北政治統合のための提言

以上見てきたように、南北はさまざまな問題を抱えながらも政治統合を模索し始めたと言つてよいと思われる。すでに指摘したように、現実的に敵対関係にある南北が政治的統合過程を経て統一を成し遂げることは容易ではない。統合に先立って南北が解決しなければならない国内問題も山積している。これらの問題をいかに解決していくかが統合の進展に大きくかかわってくることは言うまでもない。

以下では南北の政治統合を順調に進め、統一の道を拓くためにはどうすべきかについて、韓国政府の対北政策や韓国人が取るべき姿勢などを中心に提言を行う。

一つは、南北双方が同意できる統合案を模索することである。

南北が互いに異なる政治体制と理念を持つことから、統合過程が困難なものになることは言うまでもない。だからこそ、南北は忍耐をもつて二つの政治体制を一つに収斂していく方法を探し出す必要がある。そのために、両体制が持っているそれぞれの長所を統合して新しい理念とか体制を構築するための議論を本格化していかなければ

ならない。韓国の学界では、社会的民主主義、社会民主主義あるいは民衆民主主義などの新しい体制モデルが提示されている。⁽²⁶⁾ この議論の際、注意すべきことは、韓国において自由民主主義体制の優越性のみを主張するのではなく、より柔軟な姿勢で未来の統一コリアの政治体制に関する議論を展開しなければならないということである。今まで韓国で提示されている統一案は、市場経済原理と自由民主主義体制を根幹とする単一国家体制の統合案が主流を成している。この統一案を北朝鮮がそのまま受け入れることは難しいと思われる。

こうした観点から、北朝鮮が主張している連邦制統一案も真剣に検討する必要があると思われる。連邦制案は北朝鮮が提案した統一案であることから、二〇〇〇年の南北首脳会談で南北の統一案の共通性を認めたにもかかわらず、韓国ではあまり相手にしたくないという風潮が根強い。ところが、地域共同体の正統性の保障、権限の配分、代表性の付与などといった連邦制の長所を生かせるという点で、過渡的な政治統合案として考慮する余地はあると思われる。「今日、連邦主義は統一性と多様性を平和的に調和させる方案として認識されていて、実際に米国、カナダ、スイス、オーストリアなど世界人口の四〇%が公式的に連邦制下で暮らしている。特に最近では南アフリカ、イタリアも連邦化を推進するなど連邦制に対する関心が増加している」⁽²⁷⁾ ことも南北の政治統合が参考するところだと思われる。韓国が国力の優位を全面に押し出して北朝鮮に吸収統一の形での統合を押しつけければ、南北関係がますますこじれていくに違いないと思われる。

二つは、政治統合案に対する国民的合意と超党派的な対応の必要である。

韓国では長い間、北朝鮮との交渉は国民が排除されたまま、交渉窓口が政府に一元化された形で行われてきた。このため、対北関係は政権担当者や既得権勢力の利害関係を反映する形で展開された。南北関係が国内政治に利用され、

既得権勢力と一般国民との間に葛藤が生じ、健全な南北関係が妨げられたのはこうした一部の勢力によって南北関係が独占されたからであった。

金大中・盧武鉉政権下では対北交流の窓口が民間にも開放され、多様な分野での南北協力関係が成立した。しかし、両政権下の対北関係も完全な国民の合意に基づいて行われたとは言い難い。というのは、金大中・盧武鉉政権では対北関係が、北朝鮮に戦争責任や拉致問題などに対する謝罪や解決などを求めるような慎重な対北関係の進展を要求する一部の国民の意見を退けた形で行われたからだ。その結果、政府の対北政策に反対する世論が高まり、対北政策をめぐって国論は分裂し、深刻な社会葛藤をもたらした。これにより対北宥和政策は十分な成果を挙げることなく政権交代によって挫折したのである。

国民の合意と関連して、南北の政治統合の論議では与野党の利害関係を越えた超党派的な対応が必要である。「政治統合案に関してはすべての政党が公開的に討論して妥協案を見出して韓国政府の単一案として北朝鮮と交渉しなければならぬ。過去、西ドイツの政党が対東ドイツ政策を超党派的な合意に立脚して樹立・実践したことは示唆するところが多い⁽²⁸⁾」。

与野党は、南北統合問題を、党利党略の問題ではなく、民族の生存と未来に直結した死活的の問題であるという認識に立つて判断し、行動しなければならない。

三つは、段階的に統合を推進すべきである。

南北の統合論議は解決し易い問題から次第に核心的で根本的な問題へと段階的に推進していかなければならない⁽²⁹⁾。政治統合の論議は軍事問題を含む体制の生存問題に関わる敏感な問題が主なテーマになっている。そのため、その実

現が担保されない高位級レベルでの抽象的な宣言や漠然的な合意ではなく、実際に実践可能な問題を取り上げたいうえで実務者レベルでの十分な検討と協議を重ねて成果を積み上げていくことが重要である。この場合、南北が合意して実践しても互いに政治・軍事・経済的に損することのない分野から始めればよい。相手の体制や指導者に対する誹謗の中止、軍事境界線での宣伝活動の中止、偶発的な衝突防止のための南北軍事ホットラインの設置、工作員活動の中止、非武装地帯(DMZ)での偵察活動の中止、解放記念日や三・一独立運動記念日の共同開催、国会議員の定例的な交流など、例はいくらでも考えられる。

四つは、対北政策の一貫性を維持すべきである。

対北宥和政策に反対する人々は、その根拠としてこの政策が北朝鮮を変えることができないことを挙げている。これは短期的視野に立った誤った判断であり、事実に反する。金大中・盧武鉉政権が推し進めた対北宥和政策により南北首脳会談をはじめ、総理会談、長官級会談、国防長官会談、軍事実務者会談など、政治・軍事分野だけでも数え切れないほどの南北当局者間の会談が行われ、数多くの南北合意が成立した。その結果、鉄道・道路の連結、開城工業団地の建設、経済協力制度と清算決済制度の制定、海運協力、金剛山・開城観光事業など多様な分野での南北協力事業が実り、南北関係は改善された。

すでに述べたように南北の政治統合は長期的な観点からアプローチしなければならない。国力の面で大きな差がある南北が厳格な相互主義原則によって交渉を進めることは無理である。国際社会と南北関係で劣勢の立場に置かれている北朝鮮に対して韓国は寛容の姿勢で接しなければならない。南北統合に必要な北朝鮮の改革・開放を成功に導く方法には、北朝鮮を追い詰めるのではなく、交流を深めていく過程での内部からの変化を促すものしかない。

思われる。というのは、中国からの援助や自給自足形の経済運営に慣れている北朝鮮が国際社会や韓国などの外からの圧力に屈して改革・開放に乗り出す可能性はあまり高くないからである。国際的に追い詰められている北朝鮮に手を伸ばして国際社会における北朝鮮の政治的、経済的な立場を強化させ、南北の信頼関係を築いていくことが北朝鮮の態度を変化させる近道である。

五つは、統合議論における脱民族的な自主原則を堅持すべきである。

外部勢力による南北分断を克服して民族の自尊心を取り戻すためには自主的な統一を成し遂げなければならないと筆者は主張した。ところが、朝鮮民族による自主的な統一で言うところの「自主」は、「排他的な自主」や「排他的な民族主義」を意味するのではない。これはあくまで南北が主体になって統一を推し進めていくことを意味するのであり、国連や周辺国の協力を否定するのではない。朝鮮半島は地政学的に北東アジアのみでなくアジア太平洋における戦略的な重要性から周辺強大国の関心が集まっている地域である。同時に、この地域の情勢変化が周辺国に大きな影響を与える。朝鮮半島が分断を余儀なくされたのもこうした地政学的な要因に起因するところが大きかった。南北統合は自主的かつ脱民族主義的な立場から人類の普遍的な価値を求め、東アジアの平和と安定に寄与する方向で行わなければならない。

六つは、南北合意の法的拘束力の担保である。

南北交流における問題点のところ指摘したように、南北の間で合意された事項の多くが実施されないまま棚上げされたり、実施されても一方により無効化されたりすることが多い。これは南北の合意に法的拘束力がないことに起因する。南北合意に対する法的拘束力がないことから、韓国は政権が変わり対北政策の方針が変わると前政権が合意

した事項を否定する。北朝鮮は、韓国の出方や自国の国内的な都合によって合意事項を簡単に無効と宣言する。こうした不合理を正すためには南北関係を法的拘束力の持つ関係として制度化する必要がある。その方法としては南北の合意事項を条約の形で締結して国会の批准を取り付けることが考えられる。南北の合意事項を条約として締結することに抵抗感を持つ人々は、憲法に反するという根拠を挙げる³⁰。確かに韓国の憲法は北朝鮮を国として認めていない。一方、南北は相互の同意下で国連に加入したように、実際には互いを国家として認めている。国際社会では南北は個別の国家として認識されている。南北の特殊関係を大義名分に拘ることなく南北は統合に向けて実質的な取り組みを進めていくことを優先させなければならない。

七つは、体制協力的な統一教育の実施である。

北朝鮮は未だに人民に対して金日成唯一思想や主体思想に基づいた画一的思想教育を行っている。時代遅れであることは言うまでもない。

一方、韓国においても長い間、反共教育を根幹とする国民教育を行っていた。反共教育の中心的な内容は、共産主義への批判と、とりわけ北朝鮮体制への批判であった。軍部独裁政権下でエスカレートした反共教育により、多くの韓国人は必要以上に北朝鮮に対する憎悪や敵対心を抱くようになった。民主化宣言以後、韓国の反共教育の内容も薄まり、北朝鮮に対する過渡な体制批判も控えるようになった。北朝鮮関連の情報もありのまま国民に伝えられるようになった。こうした時代の流れと南北関係の変化により韓国人の対北意識は以前より友好的になったことは事実であるものの、まだ、多くの韓国人には敵対意識や社会主義に対する抵抗意識が根強く残っている。こうした韓国人の北朝鮮に対する敵対心や理念的葛藤を克服しない限り南北統合はあまり進まないことは言うまでもない。

統一教育は北朝鮮の国家や経済・社会体制の特徴、住民の生活方や考え方、文化などに関する情報や知識を政治理念や偏見にとられることなく教えるとともに、南北が一つになってから共に志向すべき価値観や生き方に対する方向性などを提示しなければならぬ。北朝鮮に対する批判や問題提起も体制対決という立場からではなく、体制協力的な立場から問題の解決に向けて行い、議論を深めていくことが必要である。こうすることによって南北はより合理的な統合方法を見つけ出すことができると思われる。

こうした統一教育は南北で同時に行わなければならない。ところが、現状から見てこうした相手に対する寛容と正しい理解を前提とした統一教育を北朝鮮に期待するのは無理である。一部の韓国人は韓国だけが変わっても北朝鮮が変わらない限り南北関係の進展はあり得ないと主張する。しかし、すでに上で見てきたように、金大中・盧武鉉政権の対北宥和政策が北朝鮮住民の対南意識を変えたことは間違いないと思われる。仮に北朝鮮政権の対南政策が変わらなくても韓国の対北政策が変わり、また、韓国人の対北意識が変わって、北朝鮮にとって韓国が脅威ではなく頼りになる存在になれば、北朝鮮人民の対南意識は変わると思われる。

統一は南北政府の意思とやり方にもよるが、結局は南北の国家構成員の意思が行方を左右すると思われる。

- (1) 二〇一一年六月現在、開城公団で働いている北朝鮮労働者数は四七、一七二人である。
(<http://media.daum.net/politics/north/view>.)
- (2) Talcott Parsons, *Essays in Sociological Theory*, Rev. [i.e. 2d] (New York, Free Press, 1954, p.71)
- (3) 韓国学中央研究会 (編) 『統一時代の南北共同体』ベクサンソダン、二〇〇八、p.101
- (4) グオン・ジョンホ「南北韓社会統合と統一の政治文化形成に関する考察」仁川大学校平和統一研究所『統一問題と国際関

係』第一号、二〇〇〇年二月、p.115

- (5) Ernest B. Haas, *The Uniting of Europe: Political social and Economic Forces 1950-1957*, (Stanford : Stanford University Press, 1958, p.16)
- (9) Leon N. Lindberg, *The Political Dynamics of European Economic Integration*, (Stanford: Stanford University Press, 1963, p.6)
- (7) Karl W. Deutsch, *Political Community and the North Atlantic Area. International Organization in the Light of Historical Experience*, (New York : Princeton University Press, 1957, p.58)
- (8) William Wallace, "Introduction: The Dynamics of European Integration", William Wallace (ed), *The Dynamics of European Integration* (London: Pinter/RIA, 1990, p.9)
- (9) 統一と統合に関してチャン・ギョンソプは次のように定義した。統一は政治的、法律的な事件であって国家と民族の境界が変わる(国際) 政治的な事件(event)であるが、統合は民族や国家内部の多様な構成員が互いに調和して共存あるいは融合されていく過程(process)である。したがって時間的に統合は統一という事件が発生する時期を含めて相対的に長期間に渡って行われがちなので、民族構成員の実践的な努力の対象は統一よりは統合に置くべきである(チャン・ギョンソプ「統一韓民族国家の社会統合：社会的市民権の観点から見た準備された統一」パク・ギドク、イ・ジョンソク(編)『南北韓体制比較と統合モデルの模索』世宗研究所、一九九五、p.421)。
- ヤン・ドンアンは、統合と統一の相違点を「低いレベルでの統合は差異と分立を認める反面、統一は差異と分立を否定する。統合では差異と分立を尊重するので体制と制度が異なっても協力的な関係が成立するが、統一においては体制と制度の差は統一に大きな障害物とみなされる」と説明した(韓国学中央研究会編、前掲書、p.105)。
- (10) キム・ギウウォンは、統一は政治的、経済的体制統合という側面から統合の下位領域である。一方、統合は社会的、文化的な共同体建設という側面から南北に居住する韓民族の再統一に帰結されるものである(キム・ギウウォン「統一後の南北韓の社会統合方案」慶北大学校平和問題研究所『平和研究』一二号、一九九七、p.127)

- (11) ホン・イッピョ、ジン・シウォン 『南北統合の新しい理解』 図書出版オルム、二〇〇四、p.25
- (12) 二〇一〇年度の韓国の国防予算は二九兆五六二七億ウォン（約二六〇億ドル）である。北朝鮮の国防予算は北朝鮮からの発表がないことから明確ではない。研究者や機関により約一四億ドルから五〇億ドルまでのさまざまな見解が出されているが、三〇億ドルから四〇億ドルの意見が説得力を得ている。
- (13) いわゆる「北風論」で、選挙前にわざわざ北朝鮮を刺激する発言や行動を取って南北関係を悪化させ、北朝鮮に対する警戒意識を高め、保守系政権への投票を誘導する手法である。軍部政権と金泳三、李明博政権もこうした手法を用いた。
- (14) 金大中・盧武鉉政権での北朝鮮に対する一方的な支援がその例である。
- (15) イ・ソヘン（他）『分断再照明』ベクダンソダン、二〇〇九、pp.309-310
- (16) 同上、p.310
- (17) 朝鮮戦争勃発の責任が南北のどちらにあるかという質問に、北朝鮮にあると答えた二〇代は四二・一％に過ぎなかったのに対して六〇代では七〇・三％に上った（朝鮮日報、二〇一〇年六月二五日）ことから若者の対北朝鮮認識の変化が読み取れる。
- (18) 一部の保守的団体（例えば、国民行動本部、ライトコア、自由市民連帯、在郷軍人会、自由北韓運動連合など、朝鮮戦争で被害を受けた人々が中心になっている団体が多い）は吸収統一や武力による統一も主張している。
- (19) ベ・ハンドン 「南北韓社会統合のための国内的統一基盤造成の方案」嶺南政治学会、『嶺南政治学会報』第七号、二〇〇九、p.158
- (20) 統一部統一教育院 『二〇〇八年統一教育指針書』統一研究院、二〇〇八、p.39
- (21) 北朝鮮の経済危機以降、中朝間の人や物の往来の急増、携帯電話の普及、ラジオなどを通じて北朝鮮住民は韓国に関する多くの情報が入手することができた。
- (22) ベ・ハンドン、前掲書、p.159
- (23) 同上、p.180

- (24) <http://okchoi9.blog.me/9009453534>
- (25) 連合ニュース、二〇一〇年九月一四日
項目別では、統一過程での混乱を克服するために必要な危機管理費用が一九・一%を、政治・軍事・経済・社会などの統合費用が三四・四%を、統一後の南北の生活および所得格差の解消費用が四六・五%を占めると予想された
- (26) ベ・ギユハン「南北韓社会統合の課題と展望」済州大学東アジア研究所『東アジア研究論叢』第一一号、二〇〇〇、p.367
- (27) ゴン・ヨンドク「北朝鮮の連邦制研究：中央と地方政府の関係を中心として」韓国外国語大学大学院国際関係学科博士論文、1100111、p.58
- (28) 韓国学中央研究会編、前掲書、p.123
- (29) ソ・デシユクは統合の方法論的な基本精神を整理して段階的に推進すること、時期と状況に合わせて推進すること、たやすく合意できる案件から次第に合意しにくい問題へと拡大していくことを提案した(ソ・デシユク(編)『民族統合と民族統一』翰林大学民族統合研究所、一九九九、p.11)。
- (30) 韓国憲法第三条には「大韓民国の領土は韓半島とその付属島嶼とする」と記され、北朝鮮地域に対する領有権を明記している。

草原の国境紛争

——第一次ノモンハン事件——

秦 郁 彦

ノモンハン戦研究の新局面

四周を海に囲まれた日本国家と日本人にとって、四囲を他国と接する大陸諸国家と違い、「国境」の存在を実感する機会は乏しかった。「国境紛争」となれば、なおさらであろう。

最近では北方領土、竹島、尖閣などの領有権問題が論議され、「領海侵犯」や「領空侵犯」の成語も耳にする機会がふえたが、国民の関心度は必らずしも高いとは言えず、国境問題と意識する人は少ないようだ。

どうやら国境紛争とは、陸地続きの国同士の間で起きる現象に限定されているようである。その意味では第二次大

戦後の日本には無縁と思えるが、戦前期の日本は、張鼓峯事件（一九三八年）やノモンハン事件（一九三九年）に代表される大小さまざまな規模の国境紛争を経験していた。その大部分は日本が日満議定書（一九三四年）で防衛責任を負っていた満州国とソ連の国境および、満州国とソ連の衛星国だったモンゴル人民共和国（外蒙古）の国境地帯で発生した。

外務省の調査（『日ソ交渉史』）によると、時期により波はあるが一九三二年から四二年までの紛争は、計一二六一件に達している。ざつと計算すると三日に一件の頻度である。しかし相手側の統計とは必ずしも一致せず、ノモンハン事件が起きた最盛期の一九三九年は日本側から数えると一九五件だが、東京裁判でソ連の検察官が示した数は三八七件でかなりの開きがある。¹⁾

そのノモンハン事件は、形式的には満州国とモンゴル間の国境紛争で満モ両軍も出動したが、実質的には日本の関東軍と極東ソ連軍との四か月にわたる激戦となり、双方とも二万人前後の人的損害を出して停戦に至った。規模から言えば、小型の戦争並みである。

田中克彦は紛争の主舞台となったモンゴルが「ハルハ河戦争」、ソ連（ロシア）が「ハルハ河事件」と呼んでいる事実に配慮して、近著の書名に『ノモンハン戦争』（岩波新書、二〇〇九）を選んだ。

しかし当時の日本政府と陸軍はそれほど重視せず、あくまで日中全面戦争の一部を占める局地的事件と位置づけており、一九四一年にはその延長線上ではるかに大規模な大東亜戦争に突入している。したがって敗戦後しばらくは歴史の主流から外れた片隅に押しやられたのもむりはないが、しだいに復権したのは理由がありそうだ。

そもそもノモンハン戦は事件の当時から、他の戦場とはひと味ちがう強烈な印象を一般国民に与えていた。そのせ

いか何冊か出た参戦者やジャーナリストの見聞記はいずれもベストセラーとなり、草葉栄中隊長の『ノロ高地』(二九四一年刊)は、またたくまに四五〇版を重ね、一〇〇万部以上が売れた。^②今になって読み返してみると、凡作ばかりの印象を免れないが、どこか読者の琴線に触れる要素があったのだろう。

ノモンハン戦に対するイメージは、人により時期により変動している。戦前期は山中峯太郎の書名が示唆するように、「鉄と肉」がぶつかりあう惨烈な戦闘の連続で、日本軍の犠牲も多かったが、将兵の敢闘で引き分けたというのが平均的イメージだった。それには軍当局の思惑も作用したと思われる。

この時期の陸軍の情報統制はきびしく、戦争の全期間を通じ誇大気味の戦果は伝えたものの、自軍の損害を発表した例はほとんどなかった。唯一に近い例外がノモンハン戦で、陸軍中央は事件終結直後の一九三九年十月三日、地方長官会議で、日本軍の「死傷及び戦病者を加えて約一万八千名」と発表し、ついでに「軍の機械化等物質的戦備の充実を……痛切に訓^{おし}えた」と述べ「ソ蒙軍の損害もまた我に劣らぬ夥^{おほた}しい数に上った模様」と付け加えている。翌日付の各新聞に報道されたこの数字は、後で触れるように過大でも過少でもなく、戦後に判明した実数とほぼ同じだった。^③陸軍があえて旅順戦並みの衝撃を与える覚悟で損害の公表に踏み切ったのには、それなりの計算があったと思われる。すでにノモンハンでは負けたらしいという噂が兵士ばかりか、国民の間にも広がりはじめていた。それを打ち消すには、双方ともに大損害を出した痛み分けの激戦だったと認識させ、長期戦に倦みはじめていた国民の士気を引きしめ、軍備拡張の負担を納得させたいと考えたのではあるまいか。

それくらい、ノモンハン戦の勝敗をめぐる論議は二転、三転した。一方、ソ連は東京裁判の過程で自軍の損害を九千人以上、一九六三年に邦訳が刊行された公式戦史はモンゴル軍をふくめた死傷者を九八二四人と公表したが、そ

の影響力は長くつづいた。⁽⁴⁾

日本軍の人的損害はソ蒙軍の約二倍という数字が、ソ連の勝利、日本の惨敗という「既視感」を定着させたからである。それが変りはじめたのは、一九九一年のソ連崩壊前後からで、アーカイブスの一次資料に当たったロシアの研究者たちから死傷一万八千余、二万三千余のような数字が報じられ、二〇〇二年に刊行されたコロミーエツの著書では、二〇〇一年のクリヴォシェフ調査に依拠してソ連軍だけで二万五六五五人(うち死亡九七〇三)と漸増していく。⁽⁵⁾

今や人的損害の面ではソ連軍が日本軍より上まわったのは確実と判定してよいが、そこに着目してノモンハン戦は引き分けなしいし日本の勝利に近いと唱える論調も見られるようになった。たとえば小田洋太郎は「敗れたと評することはできない」と記し、中西輝政は小堀桂一郎との対談で「ソ蒙軍はほとんど全て(の戦闘)において敗北していた」と、渡部昇一は「日本軍の奮戦は感激的であり、大勝利と言ってよい」と評す。⁽⁶⁾

戦闘の勝敗は被害統計だけではなく、目的達成度や政治的影響など総合的な見地から論じる必要がある。この点については後に改めて検分したいが、ノモンハン戦の研究分野における重要な変化は久しく封印されていたソ連軍の公文書が公開されはじめたことであろう。

外交史も同じだが、戦史の領域でも戦った当時国双方の公的記録が利用できるようになっていないと、正確な全体像は復元できないし、公正な評価は与えにくい。

一例をあげると、大編隊同士の空戦における戦果判定は故意ではないが、双方とも実数の数倍にふくれあがる傾向がある。一九四三年十一月二日のラバウル上空における日米空戦の戦果を、大本営発表は「二〇一機撃墜」と発表した。戦中では最大の空戦戦果だが、米側も日本機の撃墜八五機と算定しているから、お互いさまではある。

終戦後に双方の被害機数は日本一八機、米一九機と判明した。発表戦果は実数の五〜一〇倍に膨張していたのであるが、ノモンハン空戦の算定も似たりよつたりである。当時から日本側の圧倒的優勢が強調されてきたが、最近になってこの評価はゆらいだ。すなわち日本軍は撃墜戦果を一一六二機と算定したが、実数は二〇七機（二七四名）、ソ連側が算定した撃墜戦果六四六機に対し、実数は二〇七機（二四一名）と大差はない。⁷⁾航空戦における日本の一方的勝利という伝説は否定せざるをえない。

全体像をつかむには、このような統計的処理だけでは足りない。指揮統率、情勢判断、将兵の能力や士気のように、数字では表現できない無形要素もあわせて考量せねばならないが、第一次史料を封印していた旧ソ連時代には望みようもなかった。

前世紀末までに出現したノモンハン戦の研究文献で最高峯の位置を占めていたのは、故A・D・クックス博士（一九二四―一九九）の『ノモンハン―草原の日ソ戦』(Nomonhan: Japan against Russia, Stanford Univ. Press, 1985)だが、生前の著者がくり返し歎いていたのは、ソ連、モンゴルの第一次史料が利用できないことであった。

奇しくも博士が他界した一九九九年、ロシア軍事史公文書館は、シュテルン極東軍総司令官、ジューコフ第五七軍団長（ついで第二集団軍司令官）が一九三九年秋、ウオロシーロフ国防人民委員（国防相）へ提出した公式報告書をふくめ、実質で五万枚に達するノモンハン関係文書を秘解除した。

その一部はNHK取材班の鎌倉英也によって紹介されたが、二〇〇七年にはシュテルン、ジューコフ最終報告書の全文が防衛研究所によって訳出され、ノモンハン戦の研究は新たな局面を迎えた。⁸⁾

参戦者の回想記をふくめ、この事件に関する既刊の日本側文献は異例と思えるほど多い。とくに戦闘経過の分野は

細部に至るまで、論じつくされた観がある。そこで本稿は前記のようなソ連(ロシア)側の最新情報と突き合わせ、これまで見落されがちだったいくつかの重要な論点に絞って見直し作業を試みたいと思う。

十八種以上の地図があった

まずは紛争の火種となり、激戦場の舞台となったノモンハン周辺の国境線をめぐる歴史的由來と関係国の言い分を整理しておきたい。

一般的に国境線は、接壤する国家間の条約や協定によって確定する。河川や山の稜線を境界とする例が多いが、清朝の官制はノモンハン周辺のように山河の乏しい人跡稀な草原地帯等は、「オボを設けて界となす」と規定していた。オボは道標を兼ねて石塊を塔のように積みあげたもので、ラマ教の高僧にちなんだノモンハン・ブルド・オボもホロンバイル大草原の一隅に立っていた(ブルドはモンゴル語の砂丘)。だが周辺を往來する遊牧民はあっても定住者はなく、一九三九年の時卓では満州国興安北省国境警察隊ノモンハン分駐所のパオ(蒙古式テントでゲルとも呼ぶ)に駐在する五人のモンゴル系警査(巡査)が巡察しているだけであった。^⑨

このオボから西方約二〇kmを南北に流れているのがハルハ河だが、のちに激戦場となるこのあたりの地理を伊藤桂一は著書の『静かなノモンハン』で、次のようにスケッチしている。

興安嶺の南を源とする一条の水流、ハルハ河―は、草原と沙漠のまじる大波状地を縫って西流し、さらに北流して、バイル(ボイル)湖に流れこむ。流程約三百キロ。

水量は豊かで、水は清澄……河幅は約五十メートル。水深は一メートル前後。流速は一メートル。西流するハルハ河が北流をはじめてまもなく、東から流れてくる一つの支流を合わせるが、この河がホルステン（ハイラスティーン）河である。河幅約二十メートル。

この河は砂漠の中に存在する（ノモンハンの）「泉」を源とする……がオアシスのような風情はない。水辺に、せいぜい、わずかばかりの緑地や灌木をみるくらいである。^⑩

そのうえ生活条件も過酷で、参戦者たちの手記は夏期の「焦げつくような暑さ」、夜の「手や足の先が凍るばかりの寒さ」に蚊の大群が襲いかかる、と一様に回想しているから、戦場を訪れた外国人特派員が「なんとという荒野だ。こんな土地に五ドルだって払うつもりはないね^⑪」と放言したのも、むりはない。

だが現地人の故郷への情感は別で、東搜索隊と戦ったモンゴル軍の英雄ダンドルは、五月のホロンバイルを「大地は緑草に覆われ、カッコウが鳴き、川の水は静かに流れ、兩岸にはヒバリがさえずり舞い遊ぶ^⑫」と描いている。そうだとすると、羊や馬を追ってハルハ河を往來する平時の遊牧民にとっては「住めば都」の土地柄なのかもしれない。一九八九年八月末に戦後第一回のノモンハン慰霊団に加わり、この地を訪れた私はハルハ河畔にたらずんで兩岸に沿って広がる牧草地帯を眺めているうち、ふとひらめくものがあつた。河こそ国境線にふさわしいという先入感は誤りではないかとの思いだ。

一七二七年に清帝国と帝政ロシアは、キャフタ条約で国境線を画定したさい、「山在れば山、河あれば河」という共通の基準でハルハ河を国境と定め、二〇世紀に入ってからもしばらく、後継政権の中華民国とソ連邦はそれを引き

継いでいた。しかし遊牧民にとっては河自体よりも牧草の豊かな兩岸地域が重要なので、水田耕作民の水争いに似たいさかいが起きがちだった。

実際に同じモンゴル人でもハルハ東（および北）岸のバルガ族と、西（南）岸を縄張りとするハルハ族の間に争いが絶えないのを見た清国の雍正帝は、キャフタ条約から五年後の一七三四年に、ノモンハン・ブルド・オボ西側ハルハ河の東方約十数kmを両部族の境界と裁定する。清国内における一種の行政境界という位置づけだが、その後は両方が混交しがちで、関係国の間では十八種類かそれ以上の地図が入り乱れて流通することになる。¹³

一般に国境画定会議では双方が自国に有利な地図しか持ち出さないから、延々と水掛論争がつづき、結局は中断してしまう例が多い。日満代表がハルハ河、モンゴル代表がハルハ河東方の線を主張しあつた満州里会議（一九三五—三六年）でも、ノモンハン事件後の日満対ソ蒙が同じ主張をくり返した国境画定会議（一九四〇年）でも、地図上の論争は決着しなかった。再開した四一年に協定が成立したのはほぼソ連軍の主張に沿う線とはいえ、実は停戦時における双方の占拠線を採用したためで、八月に国境標識を建て終った。

戦後の東京裁判でも、国境線の論争はむし返される。日本の侵略性を強調するソ連検事は、ハルハ河東方の線を国境線とした地図を次々に突きつける。出廷した日本側証人たちは「その地図は見たことがない」とか「地図の來歴が不詳」などつつっぱね、最後に「ハルハ河が国境線だと信じております」と、異口同音にくり返した。

うんざりした裁判長は「時間の無駄だ」と何度も口を挟んだが、判決文は「事件後に協定が成立しているので、位置決定は必要ない」と結論を回避している。

しかし公平に見て、国境線の論争で日本側の主張はかなり分が悪かったと思われる。ソ連はハルハ河を国境として

いた帝政ロシア時代の軍用地図を、一九三二年から三四年にかけての現地補測でハルハ河東方に訂正した。北川四郎は清朝時代の部族境界が、その後に独立した満蒙両国の国境に適用されると解釈したモンゴルの申立を採用したのだろうと推測している。

ソ連検事は、関東州庁（関東局）が発行した地図も一九三五年以前の版はハルハ河の東北となっていたのが、同年以降はハルハ河に改められたと指摘し、北川もそれを認めている。だが日満関係者の間でも、地図の改変をどこまで認識していたかは疑わしい。満州国外交部の北川は、一九三七年六月から九月にかけて外交部、治安部、興安北省の専門家が清朝時代（一八四九年）の道標を確認しながらの実測踏査で作った地図に、ハルハ河東方の線を「正しい国境」と付言しておいたと回想する¹⁴。

この地図を参考にしたのか、防衛研究所が所蔵する「満受大日記」に三七年八月、関東軍参謀部が満州国と協議のうえで作製して、東条参謀長名で梅津陸軍次官へ送付した五〇万分の一地図が綴じこまれている。「満蒙国境要図提出ノ件通牒」と題した現物を眺めると、たしかに国境線はハルハ河の東方ノモンハン・ブルド・オボのやや西方の線を南北に走っている¹⁵。

「犯さず、犯されず」の衝突路線

そうだとすれば、ハルハ河が国境線だという大前提でノモンハン戦を発動した第二十三師団と、それを容認した関東軍の矛盾をどう説明できるのか。この難問に対する答え方としては、

(1) 関東軍司令部の国境線に対する公式解釈が、一九三七年末以降にハルハ河へ変った。

(2) 一九三七年八月の関東軍地図に準拠するよう指示しなかったため、実務上は在來の各種地図が混用されていた。三九年五月末の戦闘でソ蒙軍が東搜索隊から捕獲した地図が、国境線をハルハ河東方に引いていたことは、東京裁判で明らかにされている。⁽¹⁶⁾

(3) 国境線をわざと不確定にしておくのが有利という判断があった。事件さなかの三九年六月二十四日、天皇は参謀総長へ「国境画定は関東軍側が寧ろ之を欲せざりしに⁽¹⁷⁾あらずや」と質問している。

(4) ハルハ河を国境と主張していたバルガ族隊員が、国境警備隊や満軍の行動に影響を与えた。そのようなものが想定されるが、いずれとも断定できる材料はない。

示唆を与えてくれるのは、(2)に関わる第二十二師団長小松原道太郎中将の日記である。ノモンハン事件の発端となった三九年五月十一日の衝突から、東搜索隊がソ蒙軍に包囲され全滅した二十九日に至るいくつかの記事を次に引用したい。⁽¹⁸⁾

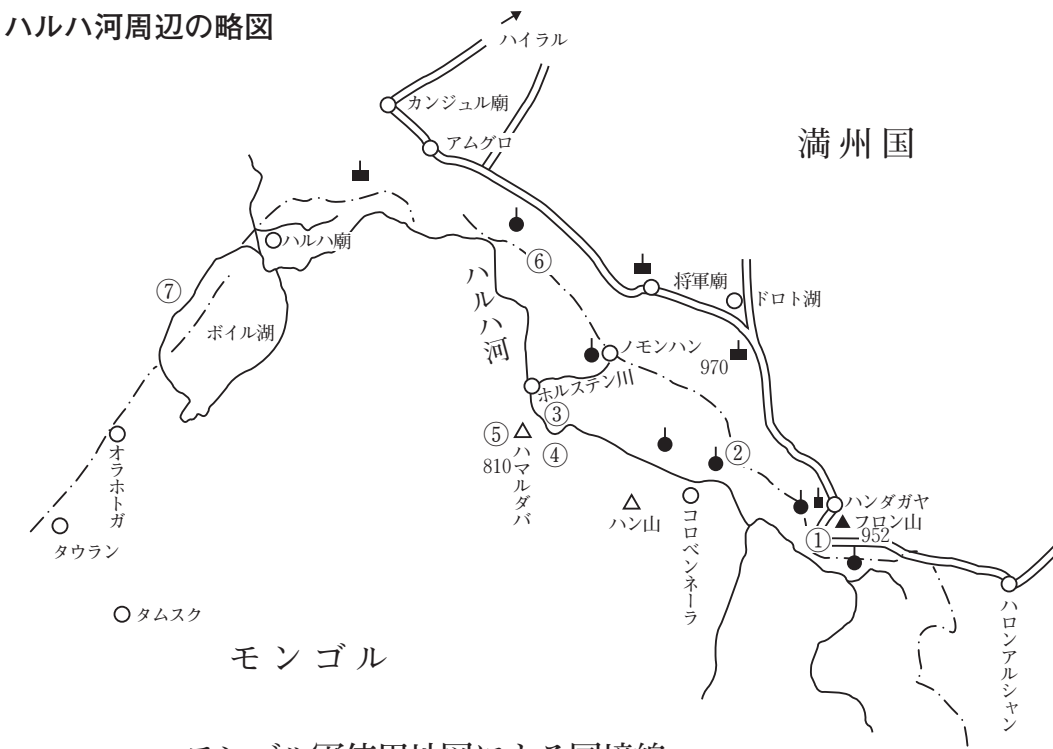
「満軍はノモンハンに……越境進入せる外蒙軍を奇襲」(5月12日)

「所感 師団長は管区防衛の全責任を有し、過般命令せられたる満ソ国境紛争処理要綱に基き、随意に作戦の指導兵力の運用をなすべき権限を保有す」(5月22日)

「所感 ノモンハン事件は国境の不確定に基因す 外蒙領内と彼が信ぜる地域に外蒙軍進入せるを以て5月15日、日満両軍を以て之をハルハ河以南に撃退す」(5月29日)

ハルハ河周辺の略図

草原の国境紛争 (秦)



----- モンゴル軍使用地図による国境線
(第一次ノモンハン事件で捕獲)

- 満軍国境監視隊
- 国境監視哨
- = 道路

- ① フラト・ウリン・オボ
- ② エリス・ウリン・オボ
- ③ ドウンゲル・オボ
- ④ サンプル・ツアガン湖
- ⑤ スンプル・オボ
- ⑥ シリン・ホトク
- ⑦ ツアガン・オボ

出所：北川四郎『ノモンハン』(85ページ)
に秦が補筆

傍桌部分をつないで小松原の心境を推察すると、先入感もあつてか発端時にはハルハ河を国境線と信じていたのはたしかのようだ。

しかし砲火を交えた五月末にはゆらぎだす。国境はやはり不確定なのかとの疑心を抱きはじめてようすがみてる。改めて手許の地図をじっくり見直して悔んだのかもしれない。

5月22日の所感からは律儀細心の定評があつた小松原が、随意と表現した気軽な気分が初動を決意したきっかけが、関東軍司令官の名で示達されたばかりの「満ソ国境紛争処理要綱」(4月25日)にあつたらしいことも読みとれる。

強硬派の作戦参謀辻政信少佐が起案

した悪名高いこの要綱は、「侵さず、侵さしめざる」を原則としていたが、国境線が明瞭な地帯と不明確な地域への対処策を分けて示していた。

前者では越境者への「急襲殲滅」を、後者では「防衛司令官（注…ノモンハン方面では第二十三師団長を指す）に於て自主的に国境線を認定」するが、「無用の紛争惹起を防止」するよう求めてもいた。

ノモンハン地区は、起案者たちの意識では後者にふくまれていたのではないかと思われる。それを裏づけるのは、第一報を受けた辻でさえ「幕僚中誰一人ノモンハンの地名を知っているものはない。眼を皿のようにし、拡大鏡を以て…漸くノモンハンの地名を探し出した¹⁹」と回想し、同僚の服部、島貫両参謀も似た証言を残しているからである²⁰。大幅な裁量権をもらっていた小松原は、「無用の紛争」をひきおこさないよう外蒙兵の「越境」を黙認してもよかったのだが、「侵さしめざる」という部分に過剰反応したのかもしれない。

折しもソ連のスターリン書記長は、三月十日の第十八回共産党大会で「帝国主義戦争は開始されている」と述べ、「侵さず、侵されず」「ソ連と友好国（注…モンゴルを指す）の国境侵犯に対しては二倍の反撃で応じる用意がある」と宣言した。

この強硬姿勢は、三月三日に赤軍参謀本部諜報局（GRU）がウオロシロフ国防相へ提出した「上海の日本軍人の間では日本軍が五月に大規模な対ソ軍事攻勢を開始するらしい、という噂が広まっている。石原中将が現在、満ソ国境地帯をまわり指示を与えている²¹」という情報分析に起因する、と説くアリウンサイハンのような観測もある。

ただし、このGRU情報なるものの確度はきわめて低い。石原莞爾少将は満州事変の主謀者としての知名度は高かったにせよ、当時は東條参謀長との確執で関東軍参謀副長の座を追われ舞鶴要塞司令官の閑職にあった。上海情報

の出所も怪しいが、ソ連首脳部の疑心をかきたてるには十分だったろう。

歴史が時として当事者の妄想によって動くのは珍らしくないとすれば、日ソ双方が期せずして「衝突路線」(collision course) に足を踏み入れてしまったのが、ノモンハン戦なのかもしれない。

肅清の嵐

さてノモンハン事件の核心部分へ入る前に、日満ソ蒙の四国が交錯した前史段階を一九三五年前後までさかのぼり概観しておきたい。

日露戦争以降の日本陸軍にとって、ソ連は筆頭に位置づけられる仮想敵国であった。満州事変と満州国の建国によつて、関東軍は直接に極東ソ連軍と国境を接するようになったが、経済建設を優先したソ連は満州国内を貫通する北滿鉄道を譲渡（一九三五年）するなどの後退策を重ねる間に極東軍の戦備充実を進めた。

その結果一九三六年末にはバイカル湖以東のソ連軍兵力は歩兵が十六個師団（約三〇万人）に増勢され、満鮮をあわせた五個師団基幹（二二万人）の日本軍と大差はなかったが、戦車では八倍、飛行機は五倍の優勢を示し、参謀本部の石原作战部長を「驚くべき国防上の欠陥」を招来したと慨嘆させている。²²

この格差は、日本が三七年夏から中国との全面戦争にひきこまれたこともあり、むしろ開く一方であった。ノモンハン事件直前の三九年春に日本陸軍は全三十七個師団のうち中国戦線に二十七個師団を投入し、在満鮮兵力は九個師団にすぎず、辻関東軍作战参謀は兵力比を三対一と算定していた。それにもかかわらず、関東軍は強気の姿勢を崩していない。

ひとつには三七年前後からトハチェフスキー元帥を筆頭に、被害者約一〇〇万人とされる独裁者スターリンの酷烈な「粛清」が始まり、それは極東軍ばかりか衛星国のモンゴルにも波及したので、戦力と士気の低下が大きいと判断されたからでもある。

D・M・グラントによれば、一九三七～四〇年の間に将校の推定総数七・五万～八万人のうち、少くとも三万人が処刑もしくは投獄された。そのなかには五人の元帥のうち三人、国防次官十一人の全員、軍管区司令官の全員がふくまれていた。⁽²³⁾多くは正規の裁判にかけられず、罪名は拷問で自白させられたドイツ・日本の「スパイ」とか「人民の敵」など「とるに足らない」ものばかりで、スターリンの死後にほぼ全員が名誉回復されている。

大がかりな粛清は、マイナス効果だけではなかったとも言われている。「赤軍の知的能力はいちじるしく低下⁽²⁴⁾（ヴェルコゴノフ）したのは否定できないものの、軍の再編でジュエコーフ將軍など若手の有能な指揮官が代って登用されたので、ドイツや日本が期待したほどの弱体化には至らなかった。

ハバロフスクに司令部を置く極東軍は全地上軍の四分の一を擁し、司令官には一九二九年いらい十年近くブリュッヘル元帥が君臨していた。しかし極東軍の幹部も表¹が示すように三七年半ばから粛清の嵐に巻きこまれ極東軍の「指揮官の40%、参謀の70～80%が逮捕」⁽²⁵⁾（コンクエスト）された。ブリュッヘルも張鼓峰事件が解決して一週間に当る三八年八月十八日にモスクワへ召喚された。その後の運命をV・S・ミルバクの論文から概要を紹介しよう。⁽²⁶⁾

ブリュッヘルは政治局会議で、ハサン湖（張鼓峯）事件の失敗をきびしく批判されたのち解任された。二週間後に妻子も呼ばれ、息子の大尉や弟の大佐もろともソチに軟禁され、秘密警察（NKVD）の取調べを受けた。

表1 肅清されたソ連極東軍とモンゴルの要人

	階級	職務	逮捕	処刑
1. ソ連極東軍				
A. I. ラピン	軍団長	空軍副司令官	1937.5	1937.9.21 (自殺)
L. N. アロンシュタン		政治部長	〃	
M. V. カルムイコフ	軍団長	第20軍団長	37.6	38.4.16
M. V. サングルスキ	〃	副司令官	〃	38.7.28
プロコフィエフ	政治委員	第57軍団政治局長	38.7.25	
エムリン	旅団長	第36師団長	38	
M. D. ヴェリカノフ		ザバイカル軍管司令官	37.10	38.3.25
V. K. ブリュッヘル	元帥	極東軍司令官	38.10.22	38.11.9
G. シュテルン	軍司令官	〃	41.10.28	41.11.9
Y. スムシュケビッチ	軍団長	航空指揮官	〃	41.11.9
2. モンゴル				
P. ゲンデン		首相	37.7.17 (36.4軟禁)	37.11.26
G. デミド		国防相		37.8.22 (毒殺?)
J. マルジ		参謀総長	37.9.10	37.10.21
G. サンボー		外相	〃	〃
G. ダンバ	軍団長		39.1.31	41.7
A. アマル		首相	39.3.8	(モスクワで)

草原の国境紛争(秦)

そして九月四日に、元帥は別宅のある東京へ逃亡する準備をしていたと告発され、拷問のすえ十一月九日に死んだ。

息子や弟それに前妻までが前夫の「反革命行動」を自白して処刑され、後妻は八年後に釈放されたが、八か月だった幼児の消息は不明のままである。処刑された全員が、一九五六年に名誉を回復された。

スターリンは張鼓峯事件で戦ったソ連軍に「祖国の国境を勇敢に英雄的に防衛した」と賞讃した。師団長や国境守備隊の指揮官たちにはレーニン勲章を与えているから、最高指揮官のブリュッヘルを日本のスパイ呼ばわりするのは言いがかりにすぎないが、事件の直前にこの地区から越境亡命したりリュシコフ(NKVDの極東担当)との関わりも影響している。

そのリュシコフも、日本軍の尋問に対し、前年にスターリンからブリュッヘル粛清の密命を受け、極東へ派遣されたが隙を見つけられず、側近のラピンらを除去する程度に終り、かえって自身に危険が迫ったので逃亡したのだと告白して⁽²⁷⁾いた。

粛清の波はモンゴルにも押し寄せた。ロシア革命と列強のシベリア出兵に乘じ一九二一年、ソ連の支援下に中国から独立したモンゴルの共産政権は、それらしいソ連唯一の衛星国でもあった。

一九三六年三月には、ソ蒙相互援助条約が結ばれる。相互援助といってもモンゴルは人口八〇万人余、騎兵を主力とする兵力が一万余人にすぎない。実質はソ連の一方的援助となり、条約を援用して一九三七年夏から進駐してきた新編のソ連第五十七軍団の軍事力は圧倒的な比重を占め、弱勢のモンゴル軍はソ連人軍事顧問の監視と指導下に置かれた。

こうしたソ蒙の関係は、関東軍と日系官吏・軍人が実権を握る満州国に相似し、戦力的にもモンゴル軍と満軍はほぼ互角と見られていた。

ソ連として気がかりな点は極東軍が東部、北部正面の満ソ国境では軍事的優位を占めていたものの、弱い脇腹にあたる西部正面の満蒙国境から日満軍がモンゴル経由で侵攻してくる事態で、そのさいにモンゴル軍の一部が、蒙古系の多い満軍と手を結んで寝返ることであった。

実際に野心満々の関東軍は、三五年半ばから華北と内蒙古を「第二の満州国」化しようとする謀略工作を進めていたし、この動きを抑制する立場にあった中央の参謀本部もソ連に対し、

1. 沿海州、北樺太を割譲せしむ

2. 大蒙古国の建設を認めしむ

のような強硬方針を並べた「対ソ戦争指導計画大綱」(三六年八月、参本第二課)を立案している。⁽²⁸⁾三八年頃からは対ソ戦にさいし西部に主攻勢を指向する八号作戦計画の研究に着手し、新設の第二十三師団をハイラルに配置した。

こうした動きに危機感を抱いたスターリンは、モンゴルに二方向から圧力を加え、対抗策を強化した。まず、ソ蒙相互援助条約に基づきザバイカル軍管区で編成された狙撃一個師団、騎兵、戦車各一個旅団、装甲車三個旅団、兵力約三万の第五七軍団(長はコーネフ將軍)をモンゴルに進駐させた。

第二はモンゴルの全階層にわたり危険性があると見なした分子を一掃するための大量粛清で、ウランバートルの「モンゴル粛清博物館」の掲示によると、二七年夏を頂点として三〇年代末までに軍人七二二人、民間人九八五二人、ラマ僧一万七六一二人が処刑されたという。⁽²⁹⁾

民族主義者、反ソ派と目された人びとが標的になったが、実行はモスクワの指令を受けた親ソ派のチョイバルサン内相が引き受けた。三八年八月に越境して満州国へ亡命したビンバー大尉(モンゴル軍第六騎兵師団)の情報によると、ゲンデン首相、後継のアマル首相、デミド国防相、ダンバ將軍らはかねてからソ連軍の進駐とラマ教の弾圧に抵抗し、日本軍の内蒙進出に呼応した反乱も謀議していたのが祟って弾圧され、日本のスパイとして次々に粛清されたようだ。⁽³⁰⁾(表1参照)。

ゲンデンの最期は一家全滅のなかで生きのこった娘(粛清博物館長)によつてのちに公表されている。それによると三六年三月に首相を解任されたゲンデン一家は、クリミア半島で一年半軟禁されたのち銃殺されている。彼女が父の死を確認できたのは、一九八九年に名誉回復を通知されてからだった。⁽³¹⁾後任首相のアマルもノモンハン事件直前の

三九年二月、スターリンの指令で解任（のち処刑）され、チョイバルサンが首相兼国防相、軍総司令官を兼ねた。関東軍と対決する前に後顧の憂いを断つたとも言えよう。

五月十一日の小ぜりあい

一般論になるが、国境紛争は当事国の現地部隊による国境線の解釈が食いちがうことから発生する。互いに相手が悪化したと思いきんで小ぜりあいになり、時には援軍をくり出すことで規模が拡大することもあるが、いずれも相手が先に仕掛けたと主張するのが常則で、上部指揮官でも実態はつかみにくい。表2に例示した諸紛争のうち、満蒙国境地帯で一九三五年から三六年にかけてボイル湖周辺で多発したときは両軍の指揮官に拡大する意図がなく、一戦交えるにあつさり係争地から撤退している。

三九年に入ると、それまで平穏だったハルハ河東岸のノモンハン西南地区で、四か月余に十数件の小ぜりあいが発生した。そのうち五月十一日の衝突が、ノモンハン事件の直接的契機になったというのが定説とされてきた。東京裁判の判決は、ソ連検事とモンゴル人証人の申立てを採用して、「五月十一日に、数百名に及ぶ日本軍偵察隊が蒙古側国境警備隊を攻撃したことで開始された」と明快に断じている。

それに対し、発端部分についての日本側の認識はかなりあやふやで、ノモンハン戦史の記述に三〇〇ページ余を割いた戦史叢書の『関東軍へ1』でさえ「この事件の直接の動機となった外蒙軍の最初の越境は五月十一日で……満軍をもつて直ちにこれを撃退した」としか記述していない。

だが私はノモンハン戦全体の性格を理解するには、発端時における当事者の反応と対応ぶりを検分するのが欠かせ

表2 ノモンハン事件前の主要な国境紛争

事件名	日付	概要
1 ハルハ廟事件	1935年 1 月	モ軍十数人がハルハ廟付近を占領し満軍が奪回、騎兵集団が出動、モ軍は退去したのでハイラルへ帰還。戦死 2
2 オラホドガ事件	36年 2 月	越境したモ軍約200を杉本部隊が撃破後ハイラルへ帰還。戦死 8
3 タウラン事件	36年 3 月	タウランで満モ両軍衝突。渋谷支隊が出動。ソ軍も参加 日ソモの航空隊も交戦。日本の戦死13
4 長嶺子事件 (東満)	36年 3 月	日ソ両軍の小部隊が交戦。日本の戦死 2
5 カンチャズ事件 (北満)	37年 6 月	黒竜江中の小島にソ兵上陸、ソ軍の砲艇を日本軍が歩兵砲で撃沈。外交交渉によって7月2日ソ軍は撤退。
6 張鼓峰事件 (東満)	38年 7 月～ 8 月	7月9日ソ軍国境警備隊が張鼓峰に進出、陣地構築を開始した。朝鮮軍の第19師団主力が進出、ソ軍も2個師団と飛行機を進出させ、激戦に発展した。 しかし大本営は専守防御の方針を取り、8月10日モスクワで停戦協定が成立、日本軍は係争地から撤退した。日本軍の526名に対しソ軍は910名が戦死。
7 ノモンハン付近	39年 1 月17日	その国境警備隊と満軍騎兵第7団がノモンハン西方2kmで交戦。そのダシニム中隊長他1名が捕虜に
8 "	39年 2 月16日	チョグドンらその国境警備隊が満軍騎兵第7団と交戦 満軍の4人が捕虜に
9 "	39年 5 月 4 日	ノモンハン西南約10kmで満警察隊12人とモ兵50人が交戦。戦死1。モ軍は15人が死傷したがバル西高地とノロ高地に陣地構築。

[出所] 『関東軍〈1〉』、プレブ編『ハルハ河会戦』、ジュコフ最終報告書等

ないと考える。そこで冗長をいとわず五月十一日に焦点をすえて、関連の第一次情報を次に対比してみよう。

1. ◇昨、十二日朝來外蒙軍少くも七〇〇は「ノモンハン」南方地区に於て「哈爾哈」河を渡河し不法越境し來り十二日朝來滿軍の一部と交戦中 尙後方より増援あるものの如し。防衛司令官は師団の一部及在海（注：ハイラル）滿軍の全力を以て此の敵を撃滅せんとす（五月十三日一四〇〇第二十三師団長發関東軍司令官宛電報）。

2. ◇滿軍第九団「ノモンハン」に進入せる外蒙兵約三十を奇襲し、次で越境進入せる敵五十を襲撃し之に莫大の損害を与えたり 敵の遺棄死体五、我に損害なし。外蒙兵七百、更に越境 第九団は之に対し攻撃中（小松原日記、五月十二日の項）

3. ◇五月十一日ノモンハン西南約十五キロ付近の地区に不法越境せる外蒙軍（機関銃を有する八、九十名）に対し、警備隊の一団は二時三十分攻撃を開始し勇戦奮闘、敵に多大の損害を与え之を国境線外に撃退せり。敵の遺棄死体五。防衛司令官（注：小松原）は警備隊の郭文通隊長に対し賞詞を与えられたり（第二十三師団参謀部の情報記録、五月十二日の項）。

4. 五月十日ハルハ河渡河卓付近で巡察中のわが国境警備隊は、外蒙古側から不法射撃を受け直ちに応戦した。翌、十一日わが警察隊は再びハルハ河飲馬場付近で外蒙側の国境監視兵と衝突、敵はさらに増援隊を繰り出したので激戦となり、（十二日には）ツアガン・オボの興安騎兵第七団の一個小隊（塩野慶吉中尉指揮）は直ちに応援に出動。越境した敵は約二百騎（蘭星会編『滿州国軍』一九七〇、五三九ページ）。

1～4を通観すると、かなりの異同がある。やや精度が高いのは、3の第二十三師団参謀部の情報記録と4の満軍情報と思われる。2の小松原日記は十一日の交戦（前段）と翌十二日の記事（後段）をまとめて記入したのであるが、遺棄死体五を「莫大な損害」と表現したり、出動した満軍は第七団のはずなのに、他地区にいる第九団と記したり、満州国警察と満州国軍の弁別さえ、あやふやである。

辻参謀らを「ノモンハンはどこだ」とあわてさせた1の関東軍司令部への第一報ではさらに精度が落ち、日記では満軍が「奇襲」「襲撃」し「攻撃」を仕掛けたかのような表現を用いているのに対し十一日の経過を省いて、いきなり七百人の外蒙軍が押し寄せ迎撃に追われているかのような印象を与えてしまった。

しかも第一報と「撃滅」を意図する本格的反撃の決意表明が抱きあわせになっている。十七日の小松原日記では「外蒙兵七〇〇越境侵入せるの報は虚報なり……30～50なり」と気づいているが、すでに行動を起こしたあとだから、訂正電を打ったかは疑わしい。

どうやらノモンハン戦の初動は、小松原の好戦的姿勢に起因すると評してよさそうだが、本来は対ソ情報の専門家で慎重派と見られていた彼を、いささか軽率な行動に駆りたてた要因はいくつかあった。第一は第二十三師団司令部のあるハイラルは衝突の現場から二〇〇キロも離れ、師団長、参謀をふくめ現場に土地勘のあるスタッフがいなかったこと、第二は満州国警察と満州国軍の報告は満軍第十管区司令部（ハイラル）を経由して小松原から新京の関東軍司令部へ届く間に情報の混線や増幅が生じたことであろう。

興安北省警務庁の保月義雄（日系警正）によると、年初からモンゴル兵の動きが活発化したので、ノモンハン分駐所の日蒙人警察官を一〇人ほど増強した。しかしいぜんとして劣勢なので危機感を強め、第二十三師団司令部へ日本

軍の出勤を要請し、「警察を見殺しにするなら引揚げるより方法はないと強談判⁽³²⁾」したという。

一方、関東軍直属のハイラル特務機関は外蒙兵の「越境」を過敏に受けとる必要はなく、河を挟んだ住民は相互に馬や羊の群をつれ渡渉場を渡って往來している」状況もあり、「軍事的に無価値な地域で事を構える根拠がない」として、師団出勤の必要はないと判断していた。しかし機関長の横井忠道大佐は、対ソ情報の先輩である小松原に気兼ねしたためか関東軍に対し反対意見を送らず、第二課の大越参謀から問責されたと言言する機関員（田村利美少校）の証言もある⁽³³⁾。小松原も、ハイラル特機の所見を聞いた形跡はない。

のちに師団が壊滅的打撃を受ける事態となつてから、彼は初動の勇み足を悔んだらしい。停戦直後の九月に第四師団長から参謀次長に就任するため帰国を控えていた陸士同期生の沢田茂中将へ、「四月の満ソ国境紛争処理要綱が出たのでやった。あれがなかったら、こんなことはなかったであろう⁽³⁴⁾」と打ち明けているからである。

あたかも五月十三日、ハイラルの師団司令部では指揮下の各部隊長を集め、くだんの処理要綱を徹底するための会同が実施されていた。しかも現地視察中の大本営作戦課長の稲田正純大佐が井本少佐ら三名の部員を帯同して立ち寄り同席していた。

その席上で十一、十二の両日、ノモンハン付近で外蒙軍が越境してきたという報告が入り、師団長が搜索隊長東八百蔵中佐⁽³⁵⁾に歩兵一個大隊と満軍騎兵団を加えて現場へ出勤命令をくだす場面に居合わせたと、井本熊男少佐は証言する。稲田大佐は「何はともあれ健闘を祈つて送り出す」と回想するが、一行は単なる国境の小ぜりあいと「極めて軽く」受けとめ、「大事件の発端となることは夢想もしなかった⁽³⁶⁾」し、そもそも国境線の解釈が分れていることにも注意を払わなかったようである。

大本営参謀たちの激励で意を強くしたのか小松原は、関東軍司令官にトラック一〇〇両と偵察機一中隊を急派されたいとか、ハイラル駐屯の飛行第二十四戦隊（九七式戦闘機一八機）を指揮下に入れてくれと要望し、折返し了承電を受けていた。

服部関東軍参謀が戦後に整理起稿した「ノモンハン事件機密作戦日誌」は、「第一回出動は国境紛争処理要綱の精神に基づき防衛司令官たる第二十三師団長が独断を以て決意」³⁷（傍氏は秦）したので了承し、兵力の増加要求も認めたと記す。あまり気が進まないのにひきずられてしまったというニュアンスだが、そのうち熱くなってしまう関東軍幹部に、やはり消極的だった大本営も引きずられるという皮肉な成り行きになってしまうのである。

見殺しにされた東搜索隊

それでは、対応するソ蒙側はどう動いたのか。発端についてジューコフ最終報告書は、「五月十一日の〇四〇〇〇五〇〇、ノモンハン地区でトラックに乗った日満軍二〇〇〇人が越境、二〇〇人のモンゴル国境警備隊員を襲撃、ハルハ河まで退却したが、援軍が来て十二時間の激戦で二名が死亡、一名が負傷した」と記している。

情報源と思われる第二十四国境警備隊第七哨所長P・チョグドンの東京裁判における証言はもう少し詳しいので、要旨を次に引用したい。

第七哨所の担任区域はエリス・オボからノモンハン・ブルド・オボに至るハルハ東岸地区で、西岸のサンプル・ツァガンの哨所から東岸へ連日のように巡察隊を派出していた。五月十日夜から翌朝にかけ、ツェドイブを長とす

る二〇名を巡察に出したところ十一日〇八〇〇頃、ノモンハンの南西6 kmでトラック四台に乗った日満騎兵約三〇〇人が攻撃してきて、二名が戦死、一名が負傷し、巡察隊は退却したが、予備隊が出動して十二日夜までに国境外へ撃退した。

十四日朝、ノモンハン西北3 kmの歩哨から六〇〇人の日満騎兵隊が進撃中と報告を受けたので、私は四〇名をひきいてドゥングル・オボへ出動したが、十五日にはハルハ河西岸へ後退した。³⁸

さて双方の言い分を照合すると多少の食い違いはあるにせよ、交戦の規模をいずれも誇大に申立てていたことがわかる。兵力数はせいぜい数十人が数百人にふくれているし、数時間の「激戦」だというのに、五月十一日の戦死者はモンゴル軍が2人、満軍は0にすぎない。いずれも相手方が越境したと信じこんでいるから、どちらが先に発砲したかを詮索しても無意味だろう。

それでも満蒙両軍の小ぜりあいにとどまっていれば、事件は自然鎮火していたであろうが、「子どものケンカに親が出る」形で日ソ両軍が介入するに及び、本格的な軍事衝突へ発展することになる。

先にケンカを買って出たのは五月十三日に東支隊と満軍を出動させた日本軍だが、チヨグドンの国境警備隊は装甲車を伴った十数倍の日満軍に包囲されるのを恐れ、西岸へ退いた。肩すかしを食った形の小松原師団長は、満軍をノモンハン付近に残して警備に当らせ、支隊は十七日までにハイラルへ引揚げさせた。

ところが入れ替るように、ソ蒙側は積極的な行動を起こす。コロミーエツは「第五十七軍団（フェクレンコ軍団長）のほう³⁹が日本軍より機敏に反応した」と評す。そして五月十六日、ソ蒙軍司令部は国境地区の紛争が増加しつつある

状況に備え、第十一戦車旅団（在ウンドルハン）の狙撃大隊長ブイコフ上級中尉を指揮官に、戦車（13両）、装甲車（39両）、野砲（20門）、架橋工兵等を抜いたブイコフ混成支隊を編成し、車載狙撃第149連隊（在ウランバートル）と砲兵一大隊をタムスクへ前進させたと述べている。

チョグドンは五月十五日に、哨所を訪れたソ蒙両軍の代表から「敵兵力を二十一日までは絶対にハルハ河を渡らせないよう食いとめろ⁴⁰」と厳命されたと回想する。そのときまでハルハ河地区にソ蒙正規軍は皆無で、小銃しか持たない国境警備隊だけで日満軍を食いとめるのは至難だったろう。しかし幸運にも、同じ日に小松原は東支隊にハイラルへの引揚を命じたのである。

タムスクからモンゴル第六騎兵師団とブイコフ支隊が西岸の拠拠となるハマルダバへ進出してきたのは、期限どおりの五月二十日と二十一日であった。そして二十三日にはモンゴル軍が河を渡って、ノモンハンから6〜8 kmの線とホルステン川南岸に布陣する。

二十六日には工兵中隊がハルハ河に架橋し、ブイコフ支隊の主力は戦車、装甲車を渡して距岸8 kmの砂丘（日本軍呼称の七三三高地またはバルシヤガル西高地に相当）に陣地を構えたが、122ミリ砲などの砲兵は西岸の台上に配備し、全体の指揮を第五七軍団作戦参謀のイヴェンコフ大佐が統轄した。はからずも二十七日に攻勢をかけてきた山県支隊を迎え撃つ態勢にいたのである。

一方、小松原師団長は肩すかしされた東支隊が撤退したのを追尾するかのようになり、追い払ったはずのモンゴル軍がハルハ河東岸の係争地へ舞い戻ってきたのを知り、いらだちを隠さなかった。

彼が歩兵第六四連隊第三大隊と捜索隊（東中佐）等から成る山県支隊（歩六四連隊長山県武光大佐が指揮）へ出動を下

令したのは五月二十一日である。満軍騎兵(兵力約五〇〇人)、警察隊、亡命者のビンバー大尉や捕虜になったダシヌマをふくむ特務機関の情報隊も同行した。その報告を受けた辻参謀は「待てよ、こんな方法を蒸し返したら際限がない。何とか新しいやり方を」と感じ、各幕僚も軍司令官も同調した。そこで軍参謀長名により「ハルハ河右岸に外蒙騎兵の一部が進出滞留するようなことは、大局的に見て大なる問題ではない。暫く静観し、機を見て一挙に急襲しては如何」と伝えた。

折から新京へ来ていた第二十三師団参謀長の大内孜大佐も賛成して、山県支隊をハイラルへ呼び返すよう小松原へ進言している。関東軍司令官も、考え直してもらえると樂觀したのか、二十三日には「事件を拡大せざることに關しては万全を期しあり」と参謀総長にあてて發電し、折り返し関東軍の「適切なる処置に信頼し…上奏に達せらるる筈」との返電が届く。

支那事変に国軍の主力を割かれ、ドイツとの防共協定強化問題や天津の英租界問題など重要な外交案件の処理に追われている陸軍中央としては、日ソ間で新たな火種をかかえこむのは好まなかった。だからこそ関東軍の不拡大方針に、「上奏」の重みを添えて釘を刺したつもりだろう。

ところが、こうした配慮は利きめがなかった。五月下旬の小松原日記では「師団長は…随意に作戦の指導兵力の運用をなすべき権限」があるはずだから、陰忍自重…を可とすべき意見ありしも…山県支隊は既に準備を完了し、今さら、其出動を中止することは出来難し」「実行の中途に於て制肘するは却て統帥を紊し」と開き直った。

それでも山県支隊を係争地へ直行させるのはためらい、とりあえずカンジュル廟にしばらく待機させ二十五日夕方に戦機到来と見て出撃命令をくだす。その間に航空偵察や捕虜にしたブイコフ機械化大隊の下士官から得た情報でソ

表3 第一次ノモンハン事件の参加兵力と損耗

(1939年5月28日～30日)

部隊名	戦死／出動兵員	野山砲	対戦車砲 (速射砲)	戦車	装甲車
1 日本軍搜索隊	105／157	—	—	—	1／1
歩64連隊	63／1,058	0／5	1／4	—	—
その他共計	170／1,616	0／5	1／4	—	2／2
2 満軍	／488	0／2	—	—	—
3 ソ連軍	138／1,043	3／13	?／4	0／13	10／30
4 モンゴル軍	33／1,257	／7	／4	—	5／18
3 + 4	171／2,300	／20	／8	—	13／39

出所：日本側は『関東軍〈1〉』、ソ連側はコロミーエツより

注(1) 下段は参加数、上段は喪失数

- (2) おくれて出動したが、交戦しなかった歩71連隊馬場大隊(366人、山砲6門等)は計上していない。
- (3) 満軍の損害は不詳、ソ連側は12名を捕虜にしたと記録する。
- (4) 日本軍は戦果として戦車、装甲車21両撃破と記録。
- (5) 搜索隊の装甲車4両は故障で出動せず。

蒙軍が野砲、対戦車砲、装甲車を持ち、タムスクに六〇機を展開させているのを知りながら、支隊の装備に注意を配った形跡がない。

表3で示したように、防御にまわったソ蒙軍の兵力に比べ、攻める日満軍の兵力は「攻者三倍原則」どころか、同等ないしやや劣勢である。

何よりも日本側には75ミリ以上の砲が四分の一の五門しかなく、戦車に至っては皆無である。その気になれば、持ちあわせぬ戦車・装甲車はともかく、手許にあった指揮下の野砲第13連隊(定数は75ミリ野砲24門、122ミリ榴弾砲12門)を随伴させれば、ソ蒙軍の76ミリ砲12門、122ミリ榴弾砲4門と対抗できたのに、動員しなかった。相手はモンゴル騎兵が主力だから、東搜索隊の騎兵(軍馬88頭)で蹴散らせると踏んだのかもしれない。

ともあれ山県支隊は二十七日夜から行動を起こした。各隊が三方向から六隊に分れ前進して、翌朝までに川又(ハルハ河とホルステン川の分岐点)へ敵を追いかみ、包圍

撃滅したあとは西岸台上に進出するという巧緻とも見える「分進合撃」戦法だが、結果としては「分進分撃」に終わってしまう。

六隊の前進に遅速が生じ、目標物がないために地卓標定が狂い、無線連絡も通じにくい欠陥から、幅30kmに近い広正面でバラバラに戦うはめになってしまったのである。

それでもソ蒙軍の退路を断とうとしてハルハ河寄りの最右翼を無抵抗で急進した東搜索隊は、夜明け頃に川又軍橋の東側約17kmの砂丘に西面する陣地を占拠した。いわば敵の内懐に飛びこんだ形になり、北東至近のバル西高地に布陣していたソ蒙軍とハルハ河の西岸に集結しつつあった増援部隊の両方から挟撃され、逆に退路を断たれてしまう。

とくに西岸台上から撃ちおろす計三〇〇〇発とも称された122ミリ砲4門の猛射や火焰放射器付の戦車と装甲車には対抗手段がなく、死傷者が続出した。東中佐は前進がおくれがちになっていた山県支隊主力の進出と救援に期待していたが、砂丘の稜線を見え隠れしていた友軍はやってこなかった。数回にわたり派遣した伝令から東たちの苦境を知っても、山県はさっぱり動かず、「見殺し」(小松原日記)にされた搜索隊は陣地を固守したまま二十九日夕方に「全滅」(小松原日記は三十一日の項に「全滅」と記したのを消し「半滅」に直す)してしまった。

モンゴル騎兵第17連隊長のL・ダンダルは「全滅」の寸前に東部隊長を捕えようとしたのびより、双眼鏡をのぞいていた太った日本人にとびかかったと回想している。⁽⁴¹⁾この男はとても強く負けそうになったが、ピストルで腹を撃って倒したというのだが、この話はどうやら思いちがいの武勇伝らしい。生き残って脱出した下士官の証言によると、東中佐は残兵二十数名の先頭に立って試みた最後の突撃にさいし、手榴弾を胸に受けて戦死したとされているからだ。⁽⁴²⁾

ジュウコフの登場

山県支隊と戦ったソ蒙軍も、決して楽勝したわけではなさそうである。

すでに書いたように五月二十七日夜、山県支隊が南下を始めた時、その進路上にはモンゴル騎兵第六師団の第15、17連隊と砲兵隊が半円形に布陣していた。ブイコフ支隊はモンゴル軍の両翼に狙撃一中隊ずつを配備し、西岸に残った122ミリ砲は日本軍の進撃を阻んだが、友軍も誤射してシャリーブ第六師団長が戦死した（後任はダンダル）。二十九日にはソ軍の装甲車隊が味方騎兵を満軍騎兵と見誤まり誤射するなど混乱を招き、モンゴル軍の一部は西岸へ潰走してしまふ。

二十八日の夕方にはタムスクから行軍体形でかけつけたレミゾフの狙撃第149連隊と砲兵第175連隊の一個大隊は、翌朝から火焰放射戦車を伴って東搜索隊の陣地に突入する。搜索隊は、はからずも山県支隊に押され後退した騎兵第六師団の攻撃を背後からも受ける形となり、脱出や救援の機を得ないまま、二十九日の夕刻までに全滅してしまった。

しかし東部隊の猛抵抗に氣勢を削がれたのか、日本軍増援部隊の到来を恐れたのか、イヴェンコフは二十九日夜、東岸にいた全兵力を西岸へ後退せよと命じフェクレンコ軍団長も追認した⁴³。制空権を握っていた日本の航空隊にソ蒙軍が叩かれたのも影響したのであろう。同じころ小松原師団長も山県支隊へカンジユル廟までの後退を命じたので、期せずして両軍は係争地を捨て物別れとなる結果をもたらした。

折から現地視察に來た辻参謀は呆然としている山県を督励して、七百人の兵力で三十日夜半に搜索隊陣地へ潜行した。辻が連隊長に代って「三人で一人の屍を担げ」と命令した情景は、ノモンハン伝説のひとつとして有名になる⁴⁴。

この遺体収容作業が妨害されなかったのは、偶然にもソ蒙軍が西岸へ後退した隙に乗じたからであった。

こうして第一次ノモンハン事件は一段落したが、日本側とソ連側が攝取した教訓と評価は対照的な方向に分れている。日本側から見ると、まだ戦闘が終っていない五月三十日に、早くも大本営から「ノモンハンに於ける貴軍の赫々たる戦果を慶祝す」との祝電が関東軍に舞いこむ。しかも頼まれてもいないのに、後段では「満州増派を要する兵力資材あらば通報あり度」と気前の良さを見せ、実際に内地から飛行第一戦隊(戦闘機)の増派となる。航空優勢を確保するための配慮であろう。

同じ日に届いた関東軍の報告が「(二十八日に)敵を包圍して之に一大打撃を与えたり」とか「退路を失いし敵の窮鼠的反噬」と景氣の良い文面を並べ、東搜索隊の全滅は伝えていなかったせいかもしれない。そうなるに関東軍も知らん顔をするわけには行かず、植田軍司令官の名で賞詞をもらった小松原は、山県への不満を日記に綿々と書くしかなかった。日記の所感では「前進せず、又搜索隊を応援せず、遂に見殺せしむるに至れり」「支隊長の決心鞏固ならず、屢々動搖」「支隊長の真先に退却は……感心せず」と散々である。

また本人を呼んで「なぜ夜襲を決行せざるや」とか「其理由如何」とか「不徹底ならずや」などと細部にわたり問いつめているが、有益な戦訓を引き出したようには見えず、砲兵を付けてやらなかった自身の失策を反省したようすはない。

さすがに辻参謀は搜索隊の生き残り負傷者が山県連隊を呪ったのを知っていて、大本営の慶祝電には「穴が入りたような氣持」を味わつたらしい。「第二十三師団の左右の団結が薄弱であることと、対戦車戦闘の未熟な点」も指摘しているが、「第一次ノモンハン事件は一勝一敗」と総括している。一勝が何を指すのか不明だが、この強気な姿

勢こそ第二次ノモンハン事件の布石になったと評してよいだろう。

ソ連側の反応も単純ではない。モンゴル軍にとっては独立後における最初の本格的戦闘で、越境した日本軍を追い返した勝利の戦いだという位置づけが定着している。『ハルハ河会戦―参戦兵士たちの回想』（二九八四）には九人の執筆者が、奮闘して勲章をもらった兵士たちの武勇談を列挙している。

たとえばチョグドンら第七哨所の全員が勲章をもらい、ダンドル連隊長はモンゴル軍総司令官のチョイバルサン元帥に戦闘体験を報告して賞讃を受け、ソ連軍のジュコフ司令官にも引見された。だが勝敗は別として、そのジュコフの参戦部隊に対する評定はきびしかった。

従來の定説では『ジュコフ元帥回想録』の記述を典拠として、彼がモンゴルの前線に到着したのは六月五日、すなわち第一次ノモンハン事件の終結直後とされてきた。

それを覆えたのは、ロシア軍事公文書館の記録によりモスクワ出発が五月二五日、前線到着はウオロシロフ国防相にあてた電文報告の日付から二十九日以前であることを発見したNHKの鎌倉英也記者である。

ミンスクの白ロシア軍管区副司令官だったジュコフは急に国防相から呼びだされ、フェクレンコ第五十七軍団長の後任ふくみでモンゴルへ急行し、問題点を洗いだして今後の対日作戦構想を提言するよう要請された。ではジュコフの派遣の日付を一週間ずらせた裏に、どんな思惑が秘められていたのか。

鎌倉は次に指摘する。

この些細な日付のちがいは、実はソビエト側がこの国境紛争にどれだけの決意と見通しをもって臨んだかを探る

上で、大きな意味を持つ。ジューコフは、いわゆる「第一次ノモンハン事件」が一応の終結を見た後の六月に、落ち着いた状況で前線戦況の分析・戦力建て直しを図るために送り込まれたのではなく……モスクワはこの戦闘が今後、大きな戦争に発展することを見抜き、重要視した上での切迫した緊急の決断だったといっている⁴⁵。

そうだとすると、党と軍中央に直結するジューコフが、その威信を誇示するため第五七軍団など現地部隊の戦績に辛口の評価を与えたのも理解できよう。たとえば五月三十日にジューコフがタムスクの第五七軍団司令部からスターリンとウオロシロフにあてて打った電報は、「五月二八日、二九日の極めて非組織的な攻撃の結果、我が軍は、次のような損失をこうむった。戦死71名、行方不明33名、戦傷80名。敵の航空機は絶え間ない空爆を行っている」という要旨だった。

十一月十五日付のジューコフ最終報告書は、もっと具体的に峻烈な査定を加えているので、一部を抜きだしてみる。

- 1、第五七軍団とモンゴル軍の訓練はきわめて劣悪で、準備態勢は犯罪的な怠慢ぶりだった。
- 2、日本の挑発行為を誘引したのは、誤まった無責任な国境警備体制であった。
- 3、五月の戦闘を通じ120km後方のタムスクから動かなかった軍団司令部は国境の些事としか受けとめず、部隊指揮は拙劣で前線の実情を把握していなかった。
- 4、無能なフェクレンコ軍団長とイヴェンコフ作戦参謀は五月二十九日、日本軍の來援を恐れ、ハルハ河東岸の拠点を捨て、指揮者不在のまま無秩序な西岸への撤退を命じた⁴⁶。

まるで敗軍の責任を追究するかのようなきびしい筆致だが六月十二日、モスクワへ召喚されたフェクレンコに代り正式の軍団長に就任したジューコフは、懲罰的人事の追い討ちをかけた。

軍団の前参謀長（クーシチェフ）、参謀（イヴェンコフ）は「人民の敵」「日本の大物スパイ」（シユテルン最終報告書）呼ばわりされた。ブイコフをふくむ下級指揮官たちも「本来は軍法会議ものだが」の但し書き付きで更迭され、修理更生部隊へまわされている。⁴⁷ 山県支隊長さえ留任させた関東軍の温情ぶりに比べると、いささか同情したくもなってくるというもの。

またジューコフの要請に応じ、モスクワはそれを上まわる三個狙撃師団、一個戦車旅団、それに有力な空軍と大量の砲弾を送った。「ソ連側に事件拡大の意図はない」⁴⁸（大本営ロシア課）と推定して、兵力の増強を怠った陸軍中央の甘い情勢判断とは対照的だ。こうした日ソの反応差は、やがてきた第二次ノモンハン事件の明暗を分けることになる。

注

- (1) 戦史叢書『関東軍（1）』（朝雲新聞社、一九六九）三一〇ページ。『極東国際軍事裁判（東京裁判）速記録』（雄松堂、一九六八）一九四六年十月十五日の項
- (2) 代表的な著作に『ノロ高地』の他に樋口紅陽『ノモンハン実戦記』（一九四〇）、山中峯太郎『鉄か肉か』（一九四一）、入江徳郎『ホロンバイルの荒鷲』（一九四一）、松村黄次郎『撃墜』（一九四二）などがある。
- (3) 戦史叢書『関東軍（1）』は、第六軍軍医部が調製した死傷計一九七六八人の数字を掲記している（七二三ページ）。
- (4) 一九六一年に刊行された原著はソ連共産党中央委員会付属マルクス・レーニン主義研究所『大祖国戦争史』（一九四一—四五年）の第五巻として知られている。邦訳は川内唯彦訳で六三年に『第二次世界大戦史』の標題で弘文堂から刊行され

た。第二巻一八ページ参照。なお一九七四年に刊行された改定版の邦訳はない。

- (5) マクシム・コロミーエツ『ノモンハン戦車戦』（大日本絵画、二〇〇五）一二五ページ、原著は二〇〇二年刊。この点については『アジア日本研究センター紀要』第五号（二〇一〇）の三浦信行他「日露の史料で読み解くノモンハン事件の一側面」を参照。

- (6) 小堀桂一郎・中西輝政『歴史の書き換えが始まった！』（明成社、二〇〇七）七三ページ。小田洋太郎・田端元『ノモンハン事件の真相と戦果』（有朋書院、二〇〇二）一九ページ、二〇〇四年九月一日付産経新聞「正論」欄の渡部昇一論稿「ノモンハン航空戦における双方の損失データはD・ネディアルコフ『ノモンハン航空戦全史』（芙蓉書房出版、二〇一〇）の源田孝解説（二二八ページ）を参照。

- (8) 鎌倉英也『ノモンハン―隠された戦争』（NHK出版、二〇〇一）四二―四三ページ。シュテルン、ジューコフ最終報告書の全訳は「ノモンハン事件関連史料集」（二〇〇七年）に収録されている。

- (9) 保月義雄（興安北省警正）『私の境涯』（私家版、一九六七）一三九ページ

- (10) 伊藤桂一『静かなノモンハン』（講談社学芸文庫、二〇〇五）八ページ

- (11) アルヴィン・D・クックス『ノモンハン』上巻（朝日新聞社、一九八九）第一章の扉裏ページ。

- (12) O・プレブ編『ハルハ河会戦―参戦兵士たちの回想』（恒文社、一九八四）四七ページ

- (13) ホロンバイル地区の国境線をめぐる史的事情については、北川四郎『ノモンハン―元満州国外交官の証言』（徳間書店、一九七九）、田中克彦『ノモンハン戦争』（岩波新書、二〇〇九）第二、第三章を参照。

- (14) 前掲北川、一〇二ページ

- (15) 一九三七年八月三十日付関東軍参謀長東条英機発梅津陸軍次官宛関参地発四五五号。軍務課長、軍務局長、新聞班長などの連帯印がある（「昭和12年満受大日記」第20号）。なお下河辺宏満「再考ノモンハン事件」（『防衛研究所紀要』第二巻三号、一九九九年）を参照。

- (16) 前掲『東京裁判速記録』の一九四七年六月五日付

- (17) 畑俊六日記 (『続現代史資料』みすず書房、一九八三年)
- (18) 小松原日記の全文は防衛研究所蔵。
- (19) 辻政信『ノモンハン』(亜東書房、一九五〇) 六七ページ
- (20) たとえば服部は、一九四七年五月二十六日の東京裁判法廷で「参謀誰一人としてノモンハンの所在を知りません……数時間後漸く発見して……」と証言している。
- (21) マンダフ・アリウンサイン「ノモンハン事件発生原因と〈国境不明論〉」(『一橋論叢』第一三五卷、二号、二〇〇六年)
- (22) 前掲『関東軍(1)』一九四—九五ページ、『石原莞爾資料—国防論策』(原書房、一九七二) 四三四ページ
- (23) D・M・グランツ、J・M・ハウス『独ソ戦全史』(学研文庫、二〇〇五) 四七ページ
- (24) ヴォルコゴロフ『勝利と悲劇』下(朝日新聞社、一九九二) 六四ページ
- (25) R・コンクェスト『スターリンの恐怖政治』下(三一書房、一九七六) 一九五ページ
- (26) V.S.Mil'bakh, "Stalin's Interwar Purges" (*The Journal of Slavic Military Studies*, Vol.16, No.4, 2003), Mil'bakh "Repression in the 57th Special Corps" (same Vol.15, No.1, 2002)
- (27) 林三郎『関東軍と極東ソ連軍』(芙蓉書房、一九七四) 一二六ページ
- (28) 前掲『石原莞爾資料』、一八六ページ
- (29) 前掲鎌倉、一一七ページ
- (30) 前掲クックス上、三七ページ。なおビンバーは東京朝日新聞の三九年七月五日から七回にわたり、「外蒙古脱出手記」と題する手記を発表している。それによると、二人の軍団長の二人、八人の師団長のうち五人が三七年夏に粛清されたという。
- (31) 前掲田中克彦、一二〇—一二二ページ
- (32) 前掲保月、一三九ページ
- (33) ノモンハン会の機関誌『ノモンハン』第九号(一九七二)の田村利美談
- (34) 沢田茂『参謀次長沢田茂回想録』(芙蓉書房、一九八二) 一三五ページ

- (35) 稲田正純「ソ連極東軍との対決」（『別冊知性―秘められた昭和史』一九五六年）
- (36) 井本熊男『支那事变作戦日誌』（芙蓉書房、一九九八）三七〇ページ
- (37) 「ノモンハン事件機密作戦日誌」（関東軍参謀部第一課）は『現代史資料（10）』（みすず書房、一九六四）に収録されている（原本は防衛研究所蔵）。冒頭の「資料解説」で角田順は、服部が「この事件ほぼ終了後に関東軍の立場を明確ならしめるために整理記述したものと記すが、秦は戦後の加筆修正がかなり多いと推定している。また正規の「関東軍機密作戦日誌」ではなく、形式も暦日を追っての体裁になっておらず、服部の個人的回想録に近いと判断する。ただし「別紙」として付属している命令、通報、発受信電などの文書は利用価値が高い。以後は「関東軍機密作戦日誌」として引用する。
- (38) 東京裁判速記録、一九四八年一月二十九日の項
- (39) 前掲コロミーエツ、三五ページ
- (40) 前掲プレブに収録されたチョグドン手記（一一九ページ）
- (41) 前掲プレブに収録されたダンダル手記（五四ページ）
- (42) 『昭和史の天皇²⁵』（読売新聞社、一九七四）二九六ページ
- (43) 前掲コロミーエツ、三八―四二ページ
- (44) 前掲辻、九二―九四ページ
- (45) 前掲鎌倉、七六―八〇ページ。ただしコロミーエツは、二〇〇二年の前掲書で、ジューコフのモスクワ出頭は六月一日、出発は二日、着任は五日と記している（四三ページ）。
- (46) 前掲ジューコフ最終報告書、六二五―二七ページ
- (47) 前掲鎌倉、一六三ページ
- (48) 前掲『関東軍（1）』四六六ページ

憲法上の特徴と経済成長に関する 研究ノート

坂井吉良

1. 序
2. 憲法上の特徴と選挙循環
3. 日本国憲法と選挙制度及び経済政策
4. 実証分析
5. むすび

1. 序

本稿の目的は、憲法上の特徴である政府の形と選挙制度の相違が、経済的パフォーマンス、特に、経済成長にどのような影響を与えているかについて、最近の OECD 諸国のクロスセクションデータを用いて実証分析することである。政治（選挙）と政策との関係に関する理論的・実証的研究は、Nordhaus (1975) の先駆的研究以後、内外において豊富な研究蓄積がなされてきた。しかし、その研究成果は、研究者間で共有されたものがある一方、相反する研究も多くあげられる（斉藤 (2010)、井堀・土居 (1988)）。

Persson and Tabellini (2003)、(2006) の研究に代表されるように、憲法上の特徴が、経済政策と経済的パフォーマンスに与える効果についての実証分析がなされているが、「具体的にどのような弊害が、議院内閣制という制度自体から生じたものであるかを、計量的に分析した研究はほとんどない」（井堀・土居 (1998)、p.22）、という指摘がなされているように、憲法と経済に関する研究領域には、理論的・実証的にも

多くの未開拓の分野が存在している。それゆえに、大統領制と議院内閣制の2つの政府の形と多数制と比例制という2つの選挙制度の相違が、経済政策や国民経済に与える影響について分析することは意義がある。特に本稿では、日本が日本国憲法を改正し、政府の形や選挙制度を変更した場合、公共政策の選択への影響とその政策効果の帰結について検討することを目的としている。

Persson and Tabellini (2003) は、財政政策の選挙サイクルの存在と特徴について、強い憲法上の効果があることを明らかにした。彼らは、すべての政府は選挙期間中に減税するように見えるが、大統領制の国は、評判のよくない財政政策（支出の削減や増税）の調整を選挙後まで引き伸ばしている。一方、議院内閣制の国は選挙前の減税規模と比較して選挙後の調整（支出の削減や増税）を小さくしている。したがって、大統領制の国は、選挙後に財政収支が改善されるが、議院内閣制の国の財政収支の改善は小さいものとなっている、という実証分析結果を提示している (Ch.8)。このような分析結果は、議院内閣制の国の財政赤字は、肥大化するというメカニズムが内包されている可能性を示唆している。

また、経済的パフォーマンスの比較では、議院内閣制の民主主義と歴史のある民主主義国は、より良い反転用政策（成長促進政策）を遂行し、生産性を促進するが、大統領制は生産性に関して負の影響を与えている、という実証分析結果を導いている (Ch.7)。

さらに、彼らの汚職と政府の不効率に関する実証分析では、条件付であるが、大統領制は、議院内閣制の政府よりも、それらを引き下げているが、大統領制は、議院内閣制よりも悪い経済的パフォーマンスと有意な関係が、存在していることを明らかにしている。そして、プルラリテールールの下で、立候補者個人への投票を経た直接的な候補者個人の説明責任は、汚職と政府の不効率を減じていること。さらに、大きな選挙区と直接的個別的な説明責任は、より高い生産性を増進させる、という実証分析を提示している (Ch.7、及び坂井・岩井 (2011) 参

照)。

このような分析結果は、日本が大統領制ではなく、議院内閣制を採用していることが、国の形のある面において、日本が比較優位である一方、他の面では比較劣位となっていることを意味している。換言すれば、日本国民は現憲法下において、大統領制の国よりも多くの便益を享受している一方、便益を犠牲にしている可能性も示唆している。さらに、日本の選挙制度の改革が、成長促進策となることを示唆している。

また、Persson (2005) は、労働者1人当たりのGDPに関して、議院内閣制が、0.15%の増加、大統領制は-0.5%の低下効果が存在している、という実証分析結果を、しかし、Persson and Tabellini (2006) は、議院内閣制の国の1人当たりの所得の成長率が、大統領制よりも1.6%低くなり、選挙制度の相違が成長率に与える効果は、確認できないという実証分析結果を示している。この2の政府の形に関する実証分析は、相反する結果となっている。

日本の選挙循環に関しては、「日本の与党(自民党)は衆議院選挙の時期に合わせて政策を実行したというよりも、景気の良い時期を見計らって選挙を実施した」という仮説と「Nordhaus流の政治的経済循環モデルと整合的な状況が日本でも観察できる」という仮説を支持する実証分析があり、相異なる分析結果がある。その後の土居(1998)の研究では、前者を支持する実証分析結果となっている(井堀・土居(1998)、p.118-122)。

さらに、坂井・岩井(2011)は、日本の1996年の小選挙区比例代表制並立制の効果に関する実証分析から、この選挙制度改革が経済的パフォーマンスに与えた効果は、正と負の2つ効果が存在していたことを示すとともに、民主主義の歴史的経過が経済的パフォーマンスを改善しており、しかも、それは確実な力になっているということを明らかにした。

このように日本の憲法上の特徴は、国民にある種の犠牲を強いてい

ることが予想される。われわれの民主主義制度には欠陥があり、その欠陥は、悪魔がいると揶揄されるような深刻な制度が内包されていることも考えられる (Persson and Tabellini (2003)、(2006))。また、大統領制に対して議院内閣制が比較優位であるという議論は、日本国民が現憲法下において、大統領制の国よりも多くの便益を国民が享受していることを示唆するものである。しかし、この比較優位は、いかなる憲法上の特徴との組み合わせにおいても、成立する定理ではないということが、理論および実証分析結果が明らかにしていることである。

以上の簡単なサーヴェイから明らかのように、憲法上の特徴が、経済政策や経済的パフォーマンスに与える効果に関する議論は、収束する方向とはなっていない。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、選挙制度と政府の形が、財政政策および経済的帰結、いわゆる、政治循環について最近の研究をサーヴェイする。そして、次節では、日本国憲法上の制約が、世界に希な一党独裁的な長期政権を誕生させることを説明し、政権を担当した自民党の政策とその政策効果について考察する。第4節では、OECDのクロスセクションデータを利用して、議院内閣制と大統領制と及び比例制と多数制選挙制度の相違が、経済的パフォーマンスに与える効果についての実証分析を行う。最後に、簡単な要約と今後の課題を述べる。

2. 憲法上の特徴と選挙循環

日本は戦後高度経済成長を実現し、欧米の先進国と同様な生活水準を達成した唯一の国である。この日本の経済的成功は、政策や政治的安定とリンクしていることが強調されているが、どのような政策と政治的結果が、経済成長と政治的安定を実現したかについては、様々な議論がなされてきた。

選挙の時期が制度的に決められている大統領制と、与党が下院の選挙時期を選択できる議院内閣制では、政党や議員（立候補者）の行動や

政策は異なることが予想される。すなわち、議院内閣制における選挙—政府（内閣）の形成—政策の実行—政策効果—政府（内閣）の解散—選挙という、一連の政治循環から導かれる政策とその政策効果の帰結は、大統領制とは異なることが予想される。したがって、国民の享受する便益は、選挙制度や政府の形によって当然異なることが予想される。本節では、この政府の形と選挙制度の組み合わせに注目し、その2つの組み合わせの相違による政策選択と経済的帰結についての研究をサーヴェイする。

Nordhaus (1975) は、アメリカのデータから、全ての与党は選挙前に景気をよくする政策をとり、この政策の結果、実際に選挙前後には、物価上昇率が高く景気もよくなり、選挙後には、物価上昇率を低下させて景気が後退するという、いわゆる、政治的な経済循環が存在している実証分析を提示した。このアメリカ選挙時期は、制度的に定められており、外生的である。また、1960～1987年のOECD諸国を対象としたAlesina、Cohen and Roubini (1992) は、与党が選挙対策のために財政金融政策のマクロ経済政策を行っていることを実証したが、その政策実行によって景気循環が生じていることは確認できないという分析結果を提示している（井堀・土居 (1998)、p.109-p.110）。

日本における景気循環と選挙に関する先行研究は、井堀・土居 (1998) の第6章において紹介されている。アメリカとは異なるモデルを支持する研究と、アメリカと同様なNordhaus流の政治的経済循環モデルを支持する実証分析とがあり、相異なる分析結果が提示されている。その後の土居 (1998) の研究では、前者を支持する実証分析結果となっている (p.118-122)。さらに、選挙の時期が定められている参議院選挙では、選挙前に金融政策が石油危機前に、危機後は財政政策を実施した可能性があるが、選挙前に景気が良くなっていることは、確認できないという分析結果を踏まえて、井堀・土居 (1998) は、「参議院選挙については選挙に向けて政策が操作されたが、景気を動かすには至らなかった可能性がある。したがって、わが国では政治的な理由で

景気変動が生じた可能性は小さく、その意味で景気に与える政治的コストも小さかったといえるだろう」(p.122)と結論づけている。

Persson and Tabellini (2003) は、選挙サイクルに関して以下の実証分析結果を提示している。まず、憲法上の国家間の相違を考慮しないクロスセクションデータにおける政府支出の総額に関して、選挙時については、政府支出の増加という政策調整の有意な効果は存在しないが、選挙後には、GDP の約 3 % の支出の削減がなされていること（しかし、良い民主主義には観察されていない⁽¹⁾）。選挙期間中において、課税が GDP の約 4 % 引き下げられ、選挙後に課税を強化していること（特に、良い民主主義国はこのような政策変更が確認されている）。そして、選挙後直ぐに、税収の低下による租税収入が悪化した規模と同じ規模の財政収支の改善が、行われていることが確認されている。さらに、社会保障費や福祉支出については、選挙循環は存在していないというものである (p.256-258)。

比例制と多数制の選挙制度の相違に関しては、全く異なる選挙循環を引き起こしているように見える。選挙時における多数制の政府支出の削減は小さく GDP の約 4 % であるが、統計的に有意ではない。逆に比例制の国は支出を拡大させているが、その係数は小さく有意ではない。この政府の総支出に関する財政政策については、選挙時期において両制度の間には、有意な差のあることが確認されている。しかし、選挙後の総政府支出については、政策の相違は確認されていない (表 8.8)。

一方、租税収入の引き下げは、多数制の国が GDP の 6 % で大きく、比例制は小さく 0.3% である。しかし、選挙年の課税に関する政策シフトは、多数制の減税の規模が 6 % と大きいのが、比例制 (3%) と多数制の国の租税政策は、ともに同じ減税政策である、という仮説は棄却できない。そして、選挙後は共に増税であるが、その係数は小さく有意ではなく、政策の相違も確認できない結果となっている (p.260)。

また、財政収支については、選挙時に悪化し、選挙後には改善され

ており、先の租税収入と同じサイクルである。この財政収支については、選挙制度の相違は、選挙時と選挙後も確認されないが、比例制度の国では、選挙後の改善の効果は、統計的に有意に推定され。かつ、その効果はGDPの約4%となっている（表8.8）。

福祉支出に関しては、選挙制度が異なる選挙循環を引き起こしている。比例制の国は、選挙の年にGDPの2%を増加させており、選挙後も増加させている。しかし、多数制の国では、選挙時も選挙後も支出を削減させている（p.260）。福祉政策に関しては、2つの異なる選挙制度が、選挙時において異なる有意な政策を行っていることが示されている（表8.8）。

政府の形による選挙循環において、際だった相違は、選挙後の政府支出の削減である。大統領制の国は、GDPの約8%削減しているのに対して、議会制の国の係数は小さく有意ではない、選挙後の政策は国の形によって有意に異なっていることが確認されている。しかし、大統領制は選挙時も支出を抑制し、逆に、議会制の国は支出を拡大させているが、選挙時における両制度の政策が、同じであるという仮説は棄却できない（表8.9）。

税収については、大統領制と議会制のいずれの国も、選挙時は減税しているが、議会制の減税規模はGDPの0.5%と大きく、かつ、選挙後の増税は小さい。一方、大統領制の選挙時の減税は小さく、選挙後の税収増加は大きく、有意である（表8.9）。

したがって、このような大統領制の支出と税収の選挙循環は、選挙後に財政収支が、GDPの約70~80%まで改善している。一方、議院内閣制の国の財政収支の改善は、10%~30%であり、かつその係数は有意でない。議院内閣制の国も支出や赤字額を選挙後調整する政策が採られているが、それは小さく統計的に有意ではない（表8.9）。

また、福祉支出は選挙時にも支出が拡大しているが、選挙後では大統領制は削減し、議院内閣制は増加している。福祉支出に関しては、いずれもその効果は小さく、統計的に有意ではないが、選挙後の政策

に関して、政府の形が政策の相違を生み出しているという事実が確認されている。このように選挙後の政策は、2つの政府の形の相違によって、政府の支出政策は大きく異なっているが、選挙時では政策の相違は確認できないという実証分析結果となっている（表8.9、p.261）。

以上の実証分析結果は、財政政策の選挙サイクルの存在と特徴について、強い憲法上の効果があることを明らかにしている。この実証分析は、憲法上の特徴である選挙制度または政府の形の相違による政策の差は存在しない、という帰無仮説に基づいている（付表参照）。そこで以下では、Persson and Tabellini (2003) の表8.10に基づき、選挙制度と政府の形の4つの組み合わせによる財政政策の選挙循環の実証分析結果について要約する。表1の上段が選挙前または選挙時であり、下段が選挙後の財政政策である。

表1から比例制で議院内閣制の政府の特徴は、財政政策がより硬直的であり、政府支出に関して、ratchet effect が存在する唯一のグループである。福祉支出は、選挙が近づくと他の年よりも多くなり、かつ、景気後退期に福祉支出の削減ができなく、財政赤字が拡大するメカニズムが内包されている大きな政府の国である（p.267）。

表1 選挙制度と国の形との4つの組み合わせと財政政策

選挙制度と政府の形	支出政策	租税政策	財政収支	福祉支出
多数制・大統領制	大幅削減 削減	大幅減税 増税	改善 改善	一定 削減
比例制・大統領制	一定 大幅削減	増減税無 大幅増税	悪化 大幅改善	微増 削減
多数制・議院内閣制	削減 削減	大幅減税 増税	悪化 改善	増加 削減
比例制・議院内閣制	増加 削減	大幅減税 若干増税	悪化 改善	増加 増加

注1 Persson and Tabellini (2003), 表8.10より作成

注2 表の上段は、選挙前の政策、下段は選挙後の政策

日本は1996年の選挙制度改革により、比例制・議院内閣制の国から、多数制・議院内閣制にウエイトをおいた国家へ移行しつつあるといえる。この多数制・議院内閣制の国は、比例制・議院内閣制との比較において、財政収支の悪化や福祉支出の肥大化を抑制し、大きな政府化の傾向を緩和するように予想できる。

また、Persson (2005) は、1990年代の世界各国のクロスセクションデータを用いて、議院内閣制と民主主義主経過年数が、構造政策(TFP)に影響を与えていることにより、その国がより良い政策に向かっている、という実証分析結果を提示した(p.9及び表2)。

そして、彼の1982-1997年の113カ国のパネルデータ分析では、議院内閣制は構造政策を推進していることが確認できるが、大統領制については不安定な推定結果となっている。また、議院内閣制の構造政策が、社会的基礎資本の指標であるGADPを改善しているが、大統領制ではそのような効果はみられないこと。そして、選挙制度の構造政策に与える効果は、比例制は安定的な効果がみられるが、多数制選挙制度の効果はみられないこと。さらには、社会的基礎資本に与える選挙制度の効果は、確認することはできない、という実証分析結果を提示している(p.19、表7)。

さらに1960-2000年の135カ国のパネルデータを利用した分析では、政府の形が、労働者1人当たりのGDPに与える効果については、議院内閣制は正の効果を確認できるが、大統領制は負で不安定な推定結果となっている。そして、選挙制度についての効果は、比例制については正であるが、ロバストではない。多数制については不安定な推定結果であり、その効果は確認できないということを明らかにしている(p.20、表8)。

また、Persson and Tabellini (2006) では、150カ国1960-2000年のパネルデータを利用し、議院内閣制が大統領制と比較して、1人当たりの所得の成長率を1.6%低くし、また、選挙制度の効果は不明確である、という実証分析結果を示している⁽²⁾。

以上の政治循環と財政政策に関する研究からの重要な結論は、「選挙規則が財政政策に強い影響を与えているということである」(Persson and Tabellini (2006)、p.183)、また、「選挙規則に関して、重要な実証分析結果は、悪魔が選挙規則の諸細目の中にいるということである」(p.202)。

3. 日本国憲法と選挙制度及び経済政策

「自民党の存在そのものが、個々の保守系現職政治家による選択によって生じた内生変数であった」(斉藤 (2010)、p.9)。このことは、自民党が国内や国際環境の変化そして国民の選好の変化に対応した政策を行うことにより、長期間政権を担当することが可能となる適応能力を有し、民主主義システムにおける議席の競争を通して、自民党自身の変化し続けてきたことを意味している (Kohno (1997)、p.86)。

しかし、その自民党という内生変数は、日本国憲法の制約条件下で、日本の政治や経済システムの中において決定されてきた変数である。現憲法における政治制度の制約は、政府の形成とその解散と選挙、そして政府の形成という循環の枠組みである。まず、日本は議院内閣制であり、衆議院で過半数を支配する政党の党首が政府(内閣)を形成し、その政府の解散は政府の長である首相の意思決定によって行われている。その解散時と選挙は、政権政党にとって有利なタイミングを選択することが可能となっている。そして、選挙制度は過半数の議席を確保している政権政党である与党が、有利となる選挙区や投票制度とするような改正がなされる可能性が高い。したがって、日本国憲法が長期間改正されないこととさらには長期間改正することができないということが一党独裁的な国家運営を可能にしたことも予想される。すなわち、議院内閣制の選挙—政府の形成—解散—選挙という日本の政治循環は、大統領制の政治循環とは異なっており、かつ、選挙制度も各国間で異なっている。特に、大統領制の選挙の時期は固定されていることが多い。また、全国単一の選挙区となる大統領選挙では定数格差

は生じないが、議会制の選挙では人口動態によって定数格差が起こる。さらに、議員内閣制と大統領制とでは、政府の形成過程が異なるために政治家のインセンティブも異なることが予想される。斎藤（2011）は、この点について、「日本の議院内閣制では、衆議院で過半数を支配するものが首班の指名すなわち行政府を支配することに直結するため、再選と昇進をねらう現職議員は、大統領制の議員と比較した場合、安定的かつ継続的な連合を構築する強い動機を持つ」（p.9）、と指摘し、さらに、「日本国憲法が大統領制であったならば、保守政党が合併して単一の支配政党を形成する動機はかなり弱かったであろう」と説明している（p.9）。

この自民党が長期政権を維持できた理由とともに、国民が自民党を支え、自民党が公共政策を実行し、これによって国民が享受した便益はいかなるものかを問う必要がある。そして、この長期政権を実現可能とした根本的理由は、現憲法の日本国憲法という制約条件であると考えることができる。なぜならば、自民党の政策は、「国会は憲法改正を発議できるが、その前提として両院の3分の2の賛成が必要となるなど、高いハードルが設定されている。…憲法条項を操作することは事実上不可能…」（斎藤（2010）、p.8）、という制約条件下で選択され、実行されてきたからである。

政権獲得あるいは政権維持を目的とする政党の行動モデルとして、政権を一度獲得した与党は、次の選挙では与党が先導者であり、野党が追随者となるような公約または政策を提示して選挙を行う可能性が高くなるという、ゲームモデルがある。与党及び野党も得票率最大化を目的関数とする場合、「野党は与党の公約を見てから、得票率を最大化するように自らの公約を設定する」という野党の行動を予想して、与党の公約を設定する。このように与党には寡占企業の価格設定と同様に先導者の優位性がある。したがって、与党は与党としての政策効果の実績を生かし、野党とは異なる政策や公約を掲げて選挙を行うという行動をとる。先導企業の生産量が追随企業よりも多くなるという、

寡占モデルの導く命題と同様に、与党の得票率は野党の得票率を上回ることが予想される。結果として、与党は再び政権を維持する可能性が高くなる（井堀・土居（1998）、p.60）。また、このモデルから導かれる重要なもう一つの命題は、得票率が競争の場合よりも小さくなることが予想されることである。このような政党の行動により日本の有権者は、政治参加の機会を奪われてきたことも指摘できる。

齊藤（2010）に代表されるように多くの先行研究は、自民党政治が利益誘導政治を行い、かつ、これを多くの国民が支持したことを指摘している。そして、この利益誘導政治が長年に亘り支持され政権を担当してきた理由についての説明は、様々な説が提示されているが、その根拠を要約すると自民党政権の政策によって、経済成長を実現し、経済的豊かさとともに国民が不公平感を抱くことがない所得分配の公平性を実現したことがあげられる（齊藤（2010）、第1章参照⁽³⁾）。

しかし、日本国憲法の下で日本は、「この間蓄積された財政赤字や、生産性に貢献しない負の社会資本は、将来の複数世代にわたって、どの政党が政権を担おうとも、選択しうる公共政策を制約し続けるであろう」（齊藤（2010）、p.219）、という負の遺産を背負ったことも否定できない事実である。

日本の社会資本はマクロ経済全体における民間資本との配分でみて過小である。この事実を踏まえるならば、資本を民間資本から公的資本に代替がなされたならば、GDPをさらに拡大することができたことを意味している（井堀・土居（1998）、p.147）。また、公共投資の地域間配分は大都市圏に過小に、地方圏に過大に配分されており、公共投資が地域間で最適に配分されておらず、かつ、日本全体では社会資本が過小となっている⁽⁴⁾。

また、日本の租税制度が資源配分をどれだけ歪めているかを示す指標とみなすことができる tax wedge を都道府県別に推定した坂井・坂本（2011）は、道府県の tax wedge に大きな格差が存在していることを明らかにするとともに、その tax wedge で調整した雇用者報酬の標準

偏差が、割引前と割引後で比較して小さくなっているのではなく、逆に大きくなっており、わが国の財政制度が過度な所得再分配を行うことによって資源配分を歪め、地域間の厚生水準に大きな格差を生み出している可能性を示唆している⁽⁵⁾。

結局、このように自民党政権時の政策から得た日本国民の経済的パフォーマンスが、自民党の利益誘導政策によって実現したとするならば、特定の利益者集団やレントを目的とした転用政策によってもたらされたものである、という側面も否定できない。したがって、反転用政策を実行しなかったことは、国民が多くの所得と公正な所得分配の得る機会を失っていたことを意味している⁽⁶⁾。

競争環境が整っていない経済は、レント・シーキングを発生させる余地を拡大する。それが、私的収益と社会的収益に影響を与える税制や社会の総生産量に影響を与える規制・介入とともに、社会的基礎資本を構成する制度・政策となっている。要するに競争の成立しない民主主義では、社会的基礎資本の蓄積が劣るとともにその配分も歪められる可能性が高くなる。したがって、社会的基礎資本の相違が、所得格差を生み出す大きな原因となる (Hall and Jones (1999))⁽⁷⁾。

このような根源的な背景要因は、現憲法に基づいているともいえる。日本の憲法上の特徴と政府の経済政策および経済的パフォーマンスは独立ではなく、憲法の制約の下で選挙が行われ、政府が形成され、そして、公共政策が実行されている。それゆえに、自民党の長期政権とその政策および経済的パフォーマンスを生み出す源泉が、日本国憲法上の特徴の中にあるという可能性を、排除することはできない。次節では、日本国憲法の特徴である選挙制度と政府の形（議院内閣制）に焦点を当て、その憲法上の特徴と経済的パフォーマンスとの関係についての実証分析を試みる。

4. 実証分析

4.1 計量モデル

本節では、選挙制度と政府の形の相違が、経済成長に有意な影響を与えているかどうかについて検証する。われわれの実証分析モデルは、以下のように定式化される。このモデルに基づき、各国のクロスセクションデータを利用して、多数制と比例制の選挙制度と、大統領制と議院内閣制という政府の形の相違が、経済成長との間に有意な関係があるかどうかを検証する⁽⁸⁾。

$$(1) \quad \dot{y}_i = \alpha + \sum_{i=1}^n \beta_i X_i + \sum_{j=1}^m \phi_j D_j + u_i$$

\dot{y}_i は、労働者1人当たりの実質 GDP 成長率である。説明変数 X_i は、生産性に与える要因である、民主主義の経過年数 AGE 、教育水準 EDU 、政治体制の安定を表すポリティ指標 $POLITY$ 、政府の財政収支 $DEFICIT$ 等である。

そして、 D_j は選挙制度と政府の形を表すダミー変数である。多数制選挙制度は、 $MAJ = 1$ 、比例制選挙制度は、 $MAJ = 0$ である。ただし、日本は、1996年の衆議院議員選挙から混合型の小選挙区比例代表制並立制を採用している。議席が小選挙区300議席、比例区180議席に配分されているので、日本のダミー変数の値は、 $MAJ = 0.63$ である。また、ニュージーランドも同様な選挙制度となっていることから $MAJ = 0.67$ である (Persson and Tabellini (20036)、表4.2)。もう一つの政府の形を表すダミー変数は、大統領制が $PRES = 1$ であり、議院内閣制の国は、 $PRES = 0$ である。

4.2 データ

OECD 諸国 27 カ国のデータは、基本的に OECD.StatExtracts (2010) を利用している⁽⁹⁾。政治制度の格付け指標であるポリティ指標は、Polity IV Annual Time-Series 1800-2010 を利用している⁽¹⁰⁾。また、民

民主主義の成立時期、選挙制度や政府の形に関するデータは、Persson and Tabellini (2003) の表 4.1 と 4.2 及び Persson (2005) の付録のデータを利用している。

表 2 は本研究において利用している主要データである。民主主義が最初に成立した国は、アメリカであり、1980 年である。この年を基準として、民主主義の経過年数（歴史的経過年数）*AGE* は、 $(2000 - \text{民主主義の成立時期}) / 200$ によって指数化される。アメリカは 1 であり、1868 年の民主主義が誕生した日本は、0.66、1994 年に最も遅く民主主義が成立したメキシコは、0.03 である。その平均は、0.41 であり、OECD 諸国の半分以上の国は、民主主義の歴史が 100 年未満である⁽¹⁾。

民主主義の安定または政治制度の成熟度を示す *POLITY* 指標は、フランス、トルコとメキシコを除き、10 であり、OECD 諸国の政治体制は安定している。

教育水準の代理変数である *EDU* は、高等教育卒業者の人口に占める割合である。26 ヶ国の平均は 27.6% であり、日本は 40.5% である。この教育水準のデータが 2006 年であり、他の時系列データも 2006 年に揃えられている。

財政赤字は、GDP に占める一般政府の累積財政赤字の割合である。日本の公債発行残高が特出している。一方、ルクセンブルグは、財政収支が均衡している唯一の国である。

労働者 1 人当たりの実質 GDP 経済成長率 *Growth* は、すべての国において正となっている。平均が 3.62%、標準偏差が 1.43% である。なお、実質 GDP は OECD 基準年 2005 年価格のドル表示 100 万ドルである。

4.3 推定結果

(1) 式の推定結果が表 3 に示されている。推定結果は不安定である。特に、理論的符号条件は、理論と整合的ではない推定結果となっている。

選挙制度の符号は負であり、政府の形の符号は正の推定結果となっ

表2 選挙制度と政府の形および経済データ

Country	<i>DEMAGE</i>	<i>AGE</i>	<i>POLITY</i>	教育水準	政府赤字
Australia	1901	0.495	10	33.0	5.8
Austria	1946	0.27	10	17.6	60.6
Belgium	1853	0.735	10	31.8	87.6
Canada	1867	0.665	10	47.0	28.0
Denmark	1915	0.425	10	34.7	32.7
Finland	1917	0.415	10	35.1	35.6
France	1946	0.27	9	26.2	52.1
Germany	1949	0.255	10	23.9	40.9
Greece	1975	0.125	10	22.2	107.5
Hungary	1990	0.05	10	17.7	61.9
Iceland	1944	0.28	10	29.5	24.8
Ireland	1921	0.395	10	30.8	20.3
Italy	1948	0.26	10	12.9	96.7
Japan	1868	0.66	10	40.5	161.4
Luxembourg	1879	0.605	10	24.0	1.4
Mexico	1994	0.03	8	15.4	20.5
Netherlands	1917	0.415	10	30.2	39.2
New Zealand	1857	0.715	10	38.3	21.6
Norway	1898	0.51	10	32.9	12.5
Poland	1989	0.055	10	17.9	45.1
Portugal	1976	0.12	10	13.5	69.8
Spain	1978	0.11	10	28.5	33.0
Sweden	1917	0.415	10	30.5	42.3
Switzerland	1848	0.76	10	29.9	25.2
Turkey	1983	0.085	7	10.4	45.5
United Kingdom	1837	0.815	10	30.5	43.3
United States	1800	1	10	39.5	36.0
Means	1919	0.405	9.8	27.56	46.3
Standard Deviation	53.77	0.287	0.69	9.27	34.5

憲法上の特徴と経済成長に関する研究ノート
(坂井)

一四一(五二五)

表2 選挙制度と政府の形および経済データ (続き)

Country	<i>Growth</i>	実質GDP	労働生産性	選挙制度 多数制= 1	政府の形 大統領制=1
Australia	3.77	663006.3648	32.03	1	0
Austria	3.60	258427.4345	31.26	0	0
Belgium	2.69	314298.3536	29.81	0	0
Canada	2.82	1019046.972	31.28	1	0
Denmark	3.39	169333.8384	31.16	0	0
Finland	4.41	157813.1958	29.96	0	0
France	2.22	1703950.294	27.66	1	0
Germany	3.37	2271178.047	27.57	0	0
Greece	4.52	256631.6687	23.02	0	0
Hungary	3.97	158272.3849	15.72	1	0
Iceland	4.60	10464.81476	34.39	0	0
Ireland	5.36	149863.174	35.32	0	0
Italy	2.04	1554335.947	26.60	0	0
Japan	2.04	3538340.985	27.69	0.63	0
Luxembourg	5.57	29479.85045	62.84	0	0
Mexico	4.83	1135974.918	10.83	0	1
Netherlands	3.39	516952.6429	31.63	0	0
New Zealand	0.86	99093.85259	23.68	0.67	0
Norway	2.28	185191.7383	39.73	0	0
Poland	6.23	499909.5352	13.11	0	0
Portugal	1.44	191682.6889	18.11	0	0
Spain	4.02	1048685.417	23.80	0	0
Sweden	4.30	295366.7207	32.53	0	0
Switzerland	3.63	252098.6392	33.69	0	1
Turkey	6.89	787018.1382	10.78	0	0
United Kingdom	2.85	1786532.283	29.90	1	0
United States	2.67	11448542.73	38.34	1	1
Means	3.62	1129684.912	28.61		
Standard Deviation	1.43	2222015.5	10.36		

ている。このことは、多数制選挙制度が比例制選挙制度よりも、成長率を低くし、大統領制が議院内閣制よりも成長率を高くしていることを意味している。しかし、この推定結果は、2つのモデルの選挙制度の係数のみが、かろうじて有意であるという、不安定なものである。

Persson and Tabellini (2003) や坂井・岩井 (2011) の実証分析では、民主主義の経過年 *AGE* は、生産性に対して正の有意な効果を与えているが、われわれの推定結果は負となっている。しかも、その係数の値は大きく、一世紀の歴史的経過が成長率を1%引き下げるといものである。

POLITY 指標や教育水準の係数は、統計的に有意ではないケースもあるが、その係数は負の経済成長を抑制するという推定結果であり、理論の予想とは整合的ではない。このようにわれわれの推定結果は、良い民主主義や政治的安定さらには人的資本の蓄積等が、経済成長を促進させる要因として、理論的にも実証的に確認されてきた予想とは、異なるものとなっている⁽¹²⁾。

表3 憲法上の特徴と経済成長モデルの推定結果

	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)
変数						
切片	3.1049	4.5569	2.1076	2.8701	1.8852	1.7373
選挙制度 (<i>MAJ</i> =1)	-1.1879 (0.6224)*	-0.6689 (0.6507)	-1.0722 (0.5629)*	-0.5686 (0.5692)	-0.5708 (0.5973)	-0.5122 (0.6262)
政府の形 (<i>PRES</i> =1)	0.1523 (0.8412)	0.1589 (0.7987)	0.2682 (0.7598)	0.6727 (0.727)	0.8239 (0.8531)	0.7637 (0.8833)
<i>lagYdot</i>			0.3927 (0.1537)**	0.354 (0.1434)**	0.3998 (0.1778)**	0.405 (0.182)
<i>AGE</i>				-2.0981 (0.9539)**	-2.1097 (1.1212)*	-1.7119 (1.4941)
<i>POLITY</i>					0.0659 (0.4394)	-0.115 (0.4642)
<i>EDU</i>		-0.0578 (0.0303)*				-0.0179 (0.0433)
<i>DEFICIT</i>					0.0047 (0.0074)	0.0042 (0.0076)
調整済み決定係数	0.0596	0.1524	0.2357	0.345	0.2941	0.2636
標本	27	27	27	27	27	27

注：従属変数は、労働者1人当たりのGDPの成長率。

注：() 内の値は標準誤差であり、*は10%、**は5%、***は1%で有意である。

以上の実証分析は、「選挙規則や政府の形が、強い影響を経済成長に与えている」と、いうことはできないが、選挙規則が政府の形よりも、強い影響力を経済成長に与えている可能性を示唆している。また、選挙規則に関して、「悪魔が選挙規則の諸細目の中にいる」(Persson and Tabellini (2003)、p.202)、ということの確認できないが、この仮説も棄却することができない推定結果となっている。したがって、国が反転用政策を推進するか、または、レントや腐敗と結びつく転用政策を選択するかどうかは、選挙制度の細目に依存している可能性のあることを示している。

第2節の分析から、議院内閣制、特に比例制・議院内閣制は、財政収支を悪化させ、大きな政府となることを明らかにした。この財政収支の悪化は、経済成長を抑制するものと予想されているが、表2の(e)と(f)の財政赤字の係数は、有意ではないが、正である。この推定結果は、理論的予想と相反する結果となっている。このことは、OECD諸国には、ケインズ的な財政政策が有効である可能性のあることを示している。

5. むすび

豊かな国は、一般に民主主義国である。しかし、このことは逆の関係あるいは他の要因の影響が、反映されている可能性もある。民主主義が継続的に経済成長を実現していくという根拠は、極めて弱々しいものである。政治体制は経済発展に影響を与えていることが考えられるが、その政治体制はいろいろな形を採用し、多様な状況において改革されている (Persson and Tabellini (2006)、p.319)。

このノートでは、OECD加盟国のデータを利用して、憲法上の特徴が経済成長に与える効果についての検証を試みた。実証分析結果は、多数制選挙制度よりも比例制選挙制度が、また、議院内閣制よりも大統領制が、反転用政策を推進していることが窺えるが、その効果はロバストではない。この推定結果に基づいて、日本の憲法上の特徴が経

済成長に与える効果を予想するならば、日本国憲法は、成長に対して負の効果と正の効果の相反するメカニズムを、日本の制度に内包させているものと予想される。

実証分析からの意外な発見は、財政赤字の係数が有意ではないが、正であり OECD 諸国には、ケインズ的な拡張的財政政策は無効ではなく、その政策の余地も考えられるということである。

また、民主主義の歴史、Polity 指標、教育水準等の係数は、理論敵符号条件と整合的ではなかった。このことは、民主主義制度下において、これらの変数の経済成長に与えるメカニズムが複雑であることを示唆している。多数制選挙制度が比例制選挙制度よりも、成長率を低くし、大統領制が議院内閣制よりも成長率を高くしている、という実証分析結果が示しているように、民主主義の細部と経済政策及び政策結果とのリンクは、複雑であることが予想できる。

理論が予想するように、憲法上の特徴が国民の福祉向上に対して、正と負の効果を与える可能性をはじめとして、憲法の国民の経済厚生に与える効果の理論的・実証的に解明されていないことが多い (Persson and Tabellini (2003)、表 9. 1、坂井・岩井 (2011)、表 1)。本研究の実証分析は、これを裏付ける結果となっている。しかし、本研究の実証分析のモデルは、簡単なものであり、しかも、OECD 諸国を対象とする小さい標本であり、かつ、期間も 1 年間に限定した標本であった。

今後の研究課題として、詳細なデータ整備を進め、相互関係を解明できる計量モデルに基づいた実証分析やパネルデータ分析を行うことである。

付表 憲法上の特徴と財政政策との関係に関するパネル分析

憲法の特徴	選挙制度と政府の形の特徴	支出政策	租税政策	財政収支	福祉支出
特徴の特定化なし	特徴の特定化なし	一定削減 ^b	減税 ^a 増税 ^c	悪化 改善 ^a	微増 微増
選挙制度	多数制	削減 削減	大幅減税 ^a 増税	悪化 改善	削減 微減
	比例制	増加 削減 ^b	減税 ^a 増税	悪化 改善 ^a	増加 ^a 微増
	仮説： 多数制=比例制	棄却 採択	採択 採択	採択 採択	棄却 採択
政府の形	大統領制	削減 大幅削減 ^a	減税 大幅増税 ^a	悪化 大幅改善 ^a	微増 微減
	議院内閣制	微増 微減	減税 ^a 微増	悪化 改善	微増 微増
	仮説：大統領制 =議院内閣制	採択 棄却	採択 棄却 ^c	採択 採択	採択 棄却 ^c

注1 Persson and Tabellini (2003), 表 8.7、8.8 及び 8.9 より作成

注2 表の上段は、選挙前の政策、下段は選挙後の政策

注3 標本は、1960-1998年の民主主義国60ヶ国の標本とさらにそれよりも狭い良い民主主義国の2つである。aは2つの標本が有意、bは民主主義国すべてを含む標本が有意、cは良い民主主義国だけの標本が有意である。

注

- (1) Persson and Tabellini (2003) における GASTIL スコアが、5以下の民主主義国でデータパネル分析が可能な60ヶ国と POLTY 指標が0以下の国を除く良い民主主義国の2つの標本を利用して実証分析を行っている (Chap.4 及び p.256)。
- (2) Persson and Tabellini (2006) の民主主義の係数が1である。このことは、独裁政権から民主主義への移行が1人当たりの所得成長を1%増加させるが、民主主義国が議院内閣制である国は、それが-0.6%、大統領制の国は1%の成長率となる。国の形の相違によって、大統領制と議院内閣制とでは、0.6%の成長率格差が存在していることになる (p.321)。
- (3) 一般に非民主主義国は都市部住民の利益を過大代表し、民主主義国は農村利益を過大代表する傾向にある (齊藤 (2010) p.214)。したがって、自民党が公平性を実現したという議論については、反論がある。また、一党独裁政権であったゆえに、政府は自身が大きなレント・シーキングの主体

- にもなりうる。政府による搾取、賄賂の要求、ロビー活動に対して便宜を供与する行為、政府の役人を利する行動は、現代も起こっている。例えば、防衛産業と防衛省と族議員との間には多額の賄賂が政治資金として流されたケースが予想される (井堀・土居 (1998)、p.167)。ダグラス・グラマン事件や山田洋行事件に代表されるように、政治家や官僚と防衛産業との癒着の現象が確認されており、防衛産業と防衛省と族議員との間には多額の賄賂が政治資金として流されたケースが予想される (井堀・土居 (1998)、p.167)。
- (4) その結果、日本の公共投資の地域間配分の歪みにより、年々の厚生損失の大きさは総生産の3%以下であることを明らかにしている。この損失は際だって大きいものではないが、無視できるものでもない (井堀・土居 (1998)、p.147、浅子他 (1994)、pp.59-60)。
- (5) 坂井・坂本 (2011) の tax wedge 推定値は、最小は熊本県 1.22、最大は神奈川県と滋賀県の 2.29 であり、大きな格差が存在している。このことの経済的意味は、熊本県民は、追加的労働供給1単位から得られる私的財が、税制によって18%失われ、82%分の私的財が得られるのに対して、神奈川県と滋賀県の県民は、それが56%失われ、44%の私的財しか手に入れることはできないということである (p.137-1389)。
- (6) 一般に非民主主義国は都市部住民の利益を過大代表し、民主主義国は農村利益を過大代表する傾向にある (齊藤 (2010) p.214)。また、齊藤 (2010) は、自民党が都市型政党への転換を図るために、以下のように説明している。「自民党の再分配政策は徐々に変化していくことになる」 (p.192)。「高度経済成長とは異なり、財政支出を膨張させることができないために、直接的な財政支出伴わない利益誘導が行われた。都市部での容積率の緩和はこの好例である」 (p.195)。さらに、「選挙制度改革と挟んでの地方財政制度の変化は、中選挙区の時代に自民党の金城湯地だった地域への財政移転を減らし、新選挙制度での接戦区で勝利を収めるためのものだった」 (p.195)、と選挙戦略の変更を指摘している。
- (7) Hall and Jones (1999) は、社会的基礎資本が、労働生産性で測る世界各国間の長期的な経済パフォーマンスの格差の大部分を説明していることを明らかにした。社会的基礎資本とは、個人が熟練を蓄積し、企業が資本蓄積をし、産出を生み出す経済環境を決定する制度や政府の政策を意味している (p.84)。彼らは労働生産性の格差が、社会的基礎資本の代理変数である2つの政策によって説明できることを明らかにした。一つは *GADP* という反転用政策であり、もう一つは市場開放である (坂井・岩井 (2011)、p.136。及び Romer (2006)、p.166)。
- (8) OECD に関するデータは、<http://stats.oecd.org/Index.aspx> からダウンロードしている。現在 OECD 加盟国は34カ国であるが、データの整合性から27カ国のデータを利用している。なお、データ整備については、日

本大学法学部岩崎正洋教授と岩崎ゼミ生の協力を得ている。

- (9) この計量経済モデルの特定化は、民主主義の形と経済発展について、パネルデータによる実証分析を行っている Persson (2005) のモデルを参考にしている (p.15)。
- (10) <http://www.systemicpeace.org/polity/polity4.htm> の「Polity IV: Regime Authority Characteristics and Transitions Datasets」を利用している。
- (11) 民主主義の歴史指数である AGE の指数の計測式は、Persson and Tabellini (2003)、p.81 に従っている。
- (12) Barro (1997)、(1999) の研究に代表されるように民主主義の成長効果は、負と正の相反する研究結果が提示されている。Tavares and Wacziarg (2001) は、民主主義の成長効果は負であり、それは、民主主義による教育機会の拡大が、物的資本の蓄積を犠牲にすることによって行われているからである、という実証分析結果を明らかにしている。

参考文献

浅子和美・常木淳・福田慎一・照山博司・塚本隆・杉浦正典 (1994) 「社会資本の生産力効果と公共投資政策の経済厚生評価」 経済企画庁経済研究所『経済分析』第 135 号。

土居丈朗 (1998) 「日本の財政金融政策、景気循環と選挙」『経済学研究』第 40 号、pp.29-45。

井堀俊宏・土居丈朗著 (1998) 『日本政治の経済分析』木鐸社。

岩本康志 (1990) 「日本の公共投資政策の評価について」『経済研究』Vol.41、No.3、pp.250-261。

岩本康志 (2005) 「公共投資は役立っているのか」大竹文雄編著『応用経済学の誘い』日本評論社、第 5 章、pp.115-136。

齊藤淳著 (2010) 『自民党長期政権の政治経済学』勁草書房。

坂井吉良 (2010) 「日本の人的資本と経済成長」、『政経研究』第 47 巻第 3 号、pp.112-136。

坂井吉良・坂本直樹 (2011) 「都道府県別の tax wedge と所得格差」『政経研究』第 48 巻第 2 号、pp.126-148。

坂井吉良・岩井奉信 (2011) 「憲法の制度的枠組みが生産性に与える効果に関する研究」『政経研究』第 48 巻第 3 号、pp.109-138。

Acemoglu, Daron (2005), “Constitutions, Politics, and Economics : A Review Essay on Persson and Tabellini’s The Economic Effects of Constitutions,” *Journal of Economic Literature*, 63, 1025-1048.

Acemoglu, Darlon (2009), *Introduction to Economic Growth*, Princeton Univ. Press.

Acemoglu, D., S.Johnson, and J.Robinson (2001), “The Colonial Origins of Comparative Development: An Empirical Analysis.” *American Economic*

Review, 91, 1369-1401.

Aghion, Philippe and Steven N. Durlauf, Editors (2005), *Handbook of Economic Growth*, Vol.1A, North – Holland.

Barro, Robert J. (1997), *Determinants of Economic Growth : A Cross-Country Empirical Study*, MIT press. 大住圭介／大坂仁訳 (2001) 『経済成長の決定要因—クロス・カントリー—実証分析』九州大学出版会。

Barro, Robert J. (1999), “determinants of Democracy,” *Journal of Political Economy*, 107, S158-S183.

Hall, Robert E. and Charles I. Jones (1999), “Why Do Some Countries Produce So Much More Output per Worker than Others?,” *Quarterly Journal of Economics*, 114, 83-116.

Helliwell, Jhon F. (1994), “Empirical Linkages Between Democracy and Economic Growth,” *British Journal of Political Science*, 24, 225-248.

Knack, Stephen and Philip Keefer (1995), “Institutions and Economic Performance : Cross-Country Tests Using Alternative Institutional Measures,” *Economics and Politics*, 7, 207-227.

Kohno, Masaru (1997), *Japan’s Postwar Party Politics*, Princeton University Press.

Persson, Torsten (2005), “From of Democracy, Policy and EconmoicDevelopment,” *NBER Working Paper*, 11171.

Persson, Torsten and Guido Tabellini (2003), *The Economic Effects of Constitutions*, MIT Press.

Persson, Torsten and Guido Tabellini (2006), “Democracy and Development : The Devil in the Details,” *American Economic Review*, 96 (2), 319-324 .

Persson, Torsten and Guido Tabellini (2008), The Growth effect of Democracy, Edited by Elhanan Helpman, *Institutions and economic performance*, ***, Press. pp.544-585.

Romer, David (2006), *Advanced Macroeconomics*, McGraw-Hill、堀・岩城・南條訳 (2010) 『上級マクロ経済学』(日本評論社)。

Tavares, Jos’e and Romain Wacziarg (2001), “How Democracy affects Growth,” *European Economic Review*, 45, 1341-78.

(本稿は、平成 21 年度、22 年度日本大学学術研究助成金〔総合研究〕による研究成果の一部である)

政経研究 第四十八巻 索引

論 説

イギリス新救貧法原理の形成過程に関する研究……………	矢野 聡……………	号	頁
政治における不祥事と利益誘導政治……………	岩崎 正洋……………	一	(二七)
これからの人材マネジメントの使命……………	谷田部 光一……………	一	(四七)
日米対立の史的構図(二・完)……………	秦 郁彦……………	一	(七七)
鳥取県の平成の大合併の経過とその後 ——鳥取県の広域行政の実体をモデルとして——……………	山田 光矢……………	二	(一)
一九九〇年代アメリカの貿易政策と合衆国輸出入銀行 (Eximbank) の役割……………	山城 秀市……………	二	(三七)
都道府県別の tax wedge と所得格差……………	坂井 吉良……………	二	(一四八)
	坂本 直樹……………	二	(一四八)

北海道における平成の大合併と地方分権改革……………山田光矢…三(一)

憲法の制度的枠組みが生産性に与える効果に関する研究……………坂井吉良…三(二〇四)
岩井奉信

J・ハリントンの平等な共和国(ないし自由国家)の一考察……………倉島隆…四(一)

民主化の失敗と成功……………岩崎正洋…四(三九)

朝鮮半島における南北統合に関する研究……………孔義植…四(六三)
——政治統合を中心に——

草原の国境紛争……………秦郁彦…四(九七)
——第一次ノモンハン事件——

研究ノート

『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』……………稲葉陽…二…一(二〇七)
二〇一〇年社会関係資本全国調査の概要

ドイツ同族大企業の公益財団と統治機構
 ——ボッシュユ公益財団とクルップ公益財団—— …………… 吉森 賢 ……二（八五）

ロバート・ケイガンの理解する世界秩序の現実とあるべき姿…………… 小林 宏 晨 ……三（四三）

憲法上の特徴と経済成長に関する研究ノート…………… 坂井 吉 良 ……四（一五六）

研究会報告要旨

【平成二二年度第二回公共政策研究会 平成二三年二月一〇日】
 国民の要望に応える警察活動の推進に向けて …………… 那 須 修 ……一（二三）
 ——理論と実務の融合の上にある警察の在るべき姿——

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 48 No. 4 March 2012

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLES

Takashi Kurashima, *A Consideration of James Harrington's Equal Commonwealth or Free State*

Masahiro Iwasaki, *The Failure and Success of Democratization*

Kong Eui Sik, *A Study of the Integration of South Korea and North Korea on the Korean Peninsula*
—Focusing on Political Integration—

Ikuhiko Hata, *A Border Struggle in the Mongolian Steppe in 1939*

NOTE

Yoshinaga Sakai, *A Note on Constitutional Characteristics and Economic Growth*